

2664

世界大戰時列國の採れる
戦傷者救護並産業復活策

社會局臨時軍事援護部

国立公文書館	
分類	警察庁
項目	9
排架番号	4 E
	15-4
	599



例言

本書は財団法人啓成社に於て譯述せられたるものを印刷に附したるものにして、
原著は北米合衆國聯邦職業教育局研究部ガラド・ハリスの著作になるものである。

昭和十三年三月

社會局臨時軍事援護部

世界大戦時列國の採れる
戦傷者救護並産業復活策

戦傷者の創傷を治療して、公民生活へ復歸せしめ、再び機會の均等を賦與する程、我國民にとつて嚴肅なる義務はあるまい。政府は此事實を認め、充分、惜しむ所なく義務を履行しつゝある。陸海軍の醫務部は、技術と科學の許す限りの扶助を與へつゝある。聯邦職業教育局は、彼等が再び吾々民衆の間に伍せんため、其殘れる能力を發達適應せしめることを法律によりて命ぜられてゐる。正義と人道に適つたこの計畫の遂行には市民の協力と援助が肝要である。これは慈善ではない。合衆國が彼等の健康體格たる當時、選抜して國民の戦ひに當らしめた時、引受けた名譽の手形の支拂ひに過ぎぬ。彼等はよく戦ひ、誓約を守り、勝利を獲得したのである。今度は吾々が彼等に對して誓約を守るべき番である。さうして各市民は、この責務を果すに就いての證人である。

— ウッドロー・ウィルソン —

序

アメリカ合衆國は、世界列國の交譲と自由との爲め、何奴と戦つてゐる聯合國へ、列強中でも最後に參加した國であつた。隨つて、國民の名譽と安泰との爲めの戦ひに不具となりし陸海軍人に對して適切なる復活の道を講ずるにも、交戦國中最も後れをとつた國であつた。しかし、時間の點に於て、廢兵の職業再教育及び就職の方策について後れをとつたとは言へ、これら大戦中の負傷者又は廢兵を公民生活へ復舊せしめる爲め、政府の採用し來つた適切なる設備の充實せる點に於ては、正に第一位を占めてゐる。

ハリス氏が本書中に記述せる所の我國に於ける職業的復活策が廢兵を満足に就職させるに就き、如何に成功するかは、議會より此事業を委任せられた聯邦職業教育局が、其義務を履行してどの程度迄其實績を揚げ得るかに依つて決定されるのである。

本書は主として、一九一八年六月二十七日公布せられた復業法を施行するに就き、職業教育局の採川せる規定、計畫、政策等の最も卓越せる解釋に大部分の力を注いでゐる。ハリス氏は、職業教育局に於て、出版物の編輯者として關與してゐるので、同局の事業方策を充分に理解して説明してゐる。その上、不具者問題に對する深い眞摯な興味と類ひ稀なる描寫の魅力とが加はり、予をして同種文獻

へ多大の寄與をなすものと認めしめる著述を創造し得たのである。

各交戦國に於ける廢兵の職業的復活策に關する一般比較研究に興味を持つ者は、著者が聯邦職業教育局の事業に對して先見的觀察をしてゐるばかりでなく、各同盟國の計畫や政策を概説して、彼等の目的の根本的一致點及び、必要缺くべからざる方策の相違を指摘してゐることに氣が附くであらう。何より悦しいことは、ハリス氏が戰傷者並に産業不具者復活の全運動に對して理論を確立したことである。即ち此事業の正常なる根據と目的が、彼等負傷者に對する感附にあつてはならないことである。勿論各交戦國が其負傷者の爲めに充分なる設備を講ずるに至つた正當なる理由と重なる動機は、之にあつたに相違はないが、それよりも一層深い理由は、未だ世人は、立法の主意を充分意識してゐないかも知れぬが、人類の資力保存の必要と、恐るべき此大戦より救はれた如何なる民主國でも否定し得ない社會的正義の要求とに存するのである。不具となれる陸海軍人が再教育を受けず、就職もしなかつたならば、數多き今迄の戦争に於ける如く、社會的寄食者として徒らに廢物となるより外に仕方もあるまい。併し乍ら、ハリス氏も指摘してゐる如く、近代産業生活の犠牲者は、戰傷者よりも其人員數に於ては遙に超過してゐる。不具者の保護に關する如何なる計畫を巡らすとも、軍人の如く保險や賠償に依りて支持を受けぬ。これら大多數の者にも何等かの利益を賦與するやうに到らなければ、殆んど其價値がないと言つてもよからう。不具者の社會奉仕が戰時にあらうと平時にあらうと論なく、

彼等に再び満足なる就職を賦與するのは、産業的平和、幸福なる家庭、獨行の勞働者、而して國家の繁榮と云ふ大にして絶えざる配當を確實に生み出すべき一種の慧い事業投資である。

不具者を有用且つ自活せる社會の一員として復活せしむるに於て、最も重要切實なることは、これを國民政策として確立することである。殊に、社會改良家の我同胞中には、民主政治の根本義と目的は、一方には社會的正義を確立し、他方には、教育と機會とを賦與して各人の能力に従ひ「自覺して獨立獨行せしむ」にあることを打忘れる如き危急なる現狀に於ては猶更である。

チャールズ・エー・ブロッサー

自序

歐洲大戰は、其結果として、人類に對する數種の永久的利益を與ふるものを齎したが、恐らく其中でも、最も大なるものは、不具者^{不具者}が其不幸なる境遇の束縛より解放せられんとしてゐることであらう。人間の原動力を自身迄も濫費する程、人間の消費が甚しかったが、各交戦國民は個人の價値と力とに眼醒めるやうになり、假へ直接軍務の爲めに不能にされた者でも、一般公衆の利益に貢獻を成し得ると云ふ風に、次第に今迄とは異つたより進歩的な觀念を抱くやうになつた。それは不具者に對し殘された能力と技術を使用させると云ふばかりでなく、不具者自身及び其家族に對する正義に根據を置くことである。この新しい革命的な觀念を有らゆる意味に於て明白に適用した國民は、アメリカ合衆國が最初であつた。アメリカ合衆國は、不具者であれば、戦線にて負傷せる者でも、民間の使用先に於て一般民衆の福祉の爲めに盡して負傷せる者でも、凡てこれら不具者に對する利益と正義に適つた包括的なる計畫を率先して立案したのであつた。

ヨーロッパ各國は、アメリカ合衆國が戦ひの渦中に投ずる何ヶ月も前に既に渦巻中に卷込まれてゐた。フランス、ベルギー、イギリスに於ては、廢兵問題が已に着々解決されつゝあつた。少くとも上述の國々は、正しい道——新しい、未開發の道へ這入つてゐた。さうして其國情と社會的利益に準ず

るやうに其道を辿つてゐた。カナダは、其社會的環境に相應すべき方法——これは、根本的には何等我國と相違した所はない——を採用して廢兵の復活問題を講じ、ヨーロッパ諸國よりは遙に進歩を遂げてゐた。そして、アメリカ合衆國が愈々不具となる陸海軍人に對して施設あらんとする頃には、既に満足なる實績を挙げつゝあつた。カナダは、其獲得せる智識と經驗を何等惜しむ所無く誠意を以つて吾々に全部を提供して呉れた。そればかりでなく、カナダは、同國をしてかくの如き偉大なる實際的效果を齎したのに與つて力のあつた、テイ・ビー・キッドナー氏 (Mr. H. B. Kiddner) を我政府の顧問として聘することを許可したのであるが、我國が、これから實際此事業に取掛らうとする如き創業の時期に於ては、氏の勸告と經驗とは又と得難い貴重なるものであつた。

アメリカ合衆國が、其廢兵に對する設備を講ずるに當つては、何等躊躇する所なく今迄、在り來りの習慣や理論や觀念を擲て棄て去つて了つたのである。それは第一に重きを置くべき趣旨が國民の爲めに凡てのものを投げ與へて惜しまなかつた者に對して正義を盡すことにあつたからである。國民は、彼等に酬ゆるには、最善を竭さねばならぬと考へた。このためには、人力の及ぶ限りを傾注して、生計能力の損傷を償ふべき機会を再び獲得せしめねばならなかつた。合衆國の議會は、不賛成や非難、抗議をする者は一人もなく、満場一致、見事に必要な法案を通過させたのである——これは、體に異常なる記録であり、且つ廢兵が復舊策に缺くべからざる基礎を斯くも早く把握したといふのは、一

層良きものを期待し得ると云ふ吉兆である。議會は、軍人救護法案通過の當時、産業不具者にも職業復興の利益を均霑せしめんと希望を抱いてゐたが、救護策の擁護者や主張者の意見に依りて差控へたのであつた。——これは議會の手前録して置く必要がある。

この新國策は、疑ひもなく、將來の産業及び社會生活に妙からざる慈悲的影響を與へるに違ひない。一年間に於ける産業的不具者及び負傷者の率は、我國が最近の大戦と南北戦争にて受けた死傷者の數を合するとともに遙に超過してゐるので、産業不具者に對する不公平を排除すれば、實際的に建設的なる努力を拂ふべき大なる分野を提供することとなる。この不具者再教育の結果は又、同時に社會各方面に於いて専門化された職業教育の價值を具體的に立證することにもなる。斯の如き生き論證は、勢ひ、肉體的損傷を蒙らざる者に對しても、職業教育の利益を強調せしめ、元來が實際的にして、生涯まで續くこの職業教育を廣く一般に認識させる刺激を與へることになるのである。其時代になると、今迄、若さのまゝに埋もれて行かぬばならなかつた多數の男女、わけても、特別の技能としては無く、凡庸と不熟練に相應しい僅かばかりの報酬しか貰へなかつた労働者が除かれる譯になるのである。

廢兵の職業的復活の各種狀況及び其發達に關しては、今迄に多數記述されてきた。しかし、重に一般の讀者には興味のない技術的方面を取扱つたものでなければ、皮相的な職業的治療の方面に雜誌寄

稿者の注意を引いたのであつた。全問題を取扱つたものとしては断片的で、且つ四散してゐたし、又合衆國に於ける此種の運動の發達を現状迄總括したものもなかつた。それで、該問題を一般的に概括し且つ、合衆國政府の採用する根本原理を詳説して、其發達を記録せるものが明に要求せられてゐるのである。本書は、其見地を目的として編まれたものである。材料の多くは、歐洲に於ける廢兵の職業復活問題の研究に就き聯邦職業教育局に提供せられしものを基礎にした。其他、各國の公文書や同種材料等も適宜必要の場合には採用して、本文中に挿入して置いた。自分は、一般通俗を旨としたが、同時に全局面を正確に概観して、特別な興味を合衆國民に與へんことを期した。

教育局研究部ジョン・カミング氏の貴重なる援助と材料の惠與及び本書の準備中、終始、勸告と幹旋を忘れなかつた本叢書の編輯者に對して滿腔の感謝を献ぐ。

本書が實際的にして且つ各個人に對する正義に根據を置き、今日迄の隷屬的生活を消滅し、奮興に價すべき新福音を齎すべきこの新方策に幾分でも公衆の心に向けて不具者の研究に興味を有せしめることだけでもそれだけ不具者につくすことになる。之れを仲介として、不具者を再び吾々と同様な生活に復帰せしむれば自分の努力は充分に酬いられるのである。

目次

序	一
緒論	一
第一章 廢兵の救護は社會の義務	八
第二章 恩給の浪費	二二
第三章 個人に對する義務	三〇
第四章 各國民の自覺	三六
第五章 再教育に就いての問題	四二
第六章 復興の先驅者ベルギー	五二
第七章 組織的に發達せるフランスの復興事業	六三
第八章 英國の復興事業	七七
第九章 獨逸の復興事業	八九
第十章 實際的なる加奈院の回復事業	一〇七

第十一章	濠洲、ニュージーランド、南阿及び印度の回復事業	一一七
第十二章	伊太利の回復事業	一二五
第十三章	亞米利加合衆國の回復事業(その一、はしがき)	一三四
第十四章	(その二) 事業計畫の發達	一三九
第十五章	(その三) 戦死戦傷に對する保險制度	一四五
第十六章	(その四) 復業法	一五八
第十七章	(その五) 復興の順序——作業的治療法	一六二
第十八章	(その六) 職業の選擇	一六八
第十九章	(その七) 個別的の訓練	一七四
第二十章	(その八) 就職紹介に關する諸問題	一八五
第二十一章	成功者の記録	一九五
第二十二章	(その九) 同胞團體の職責	二〇五
第二十三章	一層廣汎なる問題——産業不具者の救護	二二一

緒論

肉體の復興

フランク・ピリング

一九一七年八月、合衆國陸軍々醫總監は、その總監事務局中に療兵の肉體的復興部を設置した。肉體的復興とは、療兵の各種不具の症狀に應じて能ふ限り、其肉體的及び機能的の復興を計るべく引續き患者に治療を加へることを意味してゐた。越えて翌年の五月十日、海軍省の軍醫局と協議が整ひ、陸軍々醫總監は、茲に肉體的復興を要すべき海兵を依託せらるゝこととなつた。

不具者の肉體的復興は、或程度迄は、これまで、民間の病院に於て行はれてきたが、合衆國の陸軍では始めての施設であつた。しかし、其他の近代各國の衛戍病院に於ては、既に事實上確立されたものであつた。歐洲大戦中に現はれたものの中、最も優れたものは、聯合軍のイギリス、フランス及びイタリアに於て見出される。露西亞は、革命の初期に於ても傷病兵の再興には随分活躍してゐた。陸軍編成のよく發達したドイツでは、卓越した傷病兵の復興法を採用してゐた。

陸軍々醫總監の指圖の下に行はれた、合衆國療兵の肉體的復興策は、大戦中獲得した聯合軍の經驗を基礎にして打立てられた。これは、個人の實地的調査と特別委員の齎した該問題の參考書の研究と

に依りて得られたのである。實地の調査に當つては、一方、フランス、イギリス、イタリアの聯合國委員の手を煩はし、一部は、直接カナダへ總監事務局の將校を派遣した。

管理を行ふ爲めには、總監事務局復興部に部長と次長及び教育課、治療課を置いた。教育課長には、教育者として高名の士を煩はし、農業、産業、心理學に通曉せる各専門の教育者を其輔佐とした。永久的不具に悩める瘡兵の爲めには、官費者教育部と云ふ特別の施設が講ぜられた。復興部の各部署の職員中には、顧問且つ實地の訓練者として相當なる軍醫を包含してゐた。

瘡兵の各種不具の症狀に應じて継続的治療を施し、能ふ限り其復活を計るべく瘡兵を教育するにも充分に健康を回復して一般民衆の生活に復歸せしめ、少くとも、充分なる訓練と再教育の力に依りて舊職業又は利殖的なる新職業に適應せしめ、以つて生涯も續く不具の負擔を征服するには、肉體的復興の必要あることを瘡兵の家族及び一般公衆に對して喚起させるにも、どうしても之れを一般社會に普く知らして置かねばならぬとは、以前から認められてゐることであつた。此目的を見地として

一九一八年六月、軍醫總監は、雜誌「進め」を發行し、瘡兵の肉體的復興策に關する智識を普及せしめ併せて、瘡兵自身、其家族及び一般公衆の報道機關に資することにした。

一九一八年六月二十七日、大統領の裁可を経たる法律が議會より實施せられて、理論的根據を與へられることとなり、軍醫總監の責務の困難は幾分軽減せられることになつた。即ち退役陸海軍人にし

て其不具の爲めに舊職業を營み得ざる者、或は新職業の訓練を要すべき者に對する再教育の責任を聯邦職業教育局が負ふことになつたのである。但し、陸軍々醫部と聯邦職業教育局との間には満足なる協力が計畫され、衛戍病院にて責任を有する教育者より訓練と再教育を受けた瘡兵は、引續き聯邦職業教育局に於て同様に訓練と再教育を與へられるのであつた。聯邦職業教育局は又、法律の命ずる所に依り訓練と再教育を履修した瘡兵の就職にも責任を有してゐた。

一九一八年の當初、陸軍々醫總監は、命令を發し、衛戍病院の裡より専ら瘡兵の肉體的復興に當るべきものを指定した。各病院には、軍醫の外に、一般教育に造詣深き教育士官を頭目に置き、産業や農業に通曉せる教師、其他必要なる講師と其輔佐とせる職員を任命した。陸軍省は、軍醫部に對して治療工場の指導を仰ぐべき者を民間より採用することを認可した。復興助手(Reconstruction Aides)と云ふ語は、室内の病床や椅子に閉込められた患者に職業的治療(Occupational Therapy)を施す爲めの手藝教師の代用として用ひられてゐた。此等の教師は、資格を有する者より選定し、手藝の教授科目は、織物原料を用ひるものには、機械、編物細工、毛布絨毯製造等があり、竹や籐、纖維を利用するものには、バスケット製造、刷毛製造等、木細工には木彫、板紙を材料とするものには、製本、新工夫の紙箱製造等、應用的意匠を要するものには、形附板、木板製造等、金屬を利用するものには實玉加工があり、造形原料を用ふるものには、陶器、彫刻等があつた。其他、無教育者には、國語、算

術其他の基礎的學科も教へられた。

復興病院には工場を設置し、歩行程度迄回復せる患者は、技術的課程に於ける治療作業や必要なる學科を授けられるのであつた。其科目には、自動車の運轉及び其機械學、鍛冶、大工業、腰掛製造、コンクリート作業、電氣學、製銃、一般機械學、樂器修繕、機械工、採鑛機工、鉛管工等の養成、導管装置、ラヂオ技手の養成、電信術、金屬板製作、護謨硬化、銲接、車輪製造、製圖、ペンキ職、印刷術、繪畫(漫畫も含む)、看板職、靴修繕、機械、木細工、家具修繕、編み椅子製造、指物細工、指輪製造、製本等を網羅してゐた。商業に關するものでは、商業用通信文、簿記、商法、速記術、タイプライティング、農業では、養禽、家畜業、作物栽培、園藝等を、草刈、歩道造り、道ならし等の如き安易なる治療作業と共に、それ／＼戸外や病室又は温室に於て授けられたのであつた。

建物には、最新の自然療法に適合すべき設備が整へられ、水治法、電氣療法、機械的療法の内意の外體操、歩行、教練、各種の遊戯等の如き保養的課目も加へられてゐた。

復興部の宣傳掛りは、入院中の瘵兵に對し、其將來を鼓舞激勵する爲めに小冊子を配布し、又聯邦職業教育局及び戰時保険局と協力して廣く宣傳書を準備配布して、政府の施設を普及せしめた。其他アメリカ圖書館協會は、其戰地派遣部を通して技術や一般の參考書を各病院に配つた。

實際の仕事に取掛つたのは、一九一八年の三月、メリーランド州のバルティモア、フォート・マッ

ケンリー所在の第二衛戍病院が最初で、それからワシントン所在のウォルター・リード病院、四月には、第九、第六病院(地名は略す)と次第に其數を増加し、それにつれて永久的不具者の治療訓練を取扱ふべき特別の病院が指定され、第七病院では盲者、第十一病院では聾者、ウォルター・リード病院では切斷患者、ニューヨークのブラッックバグ・ブラック病院及び第十三病院では榴彈負傷者、それから結核患者はフォート・メイアード(ニューメキシコ)病院、第八、第十六、第十七、第十八の各病院及びアゼーリア(ノース・カロライナ)とデンヴァア(コロラド)の新病院にそれ／＼收容された。

休戰條約の締結される迄、専ら軍事的方面より引續き肉體の復興に努力した結果、瘵兵を次のやうに分類した。(一)引續き充分軍務に復し得べき者、(二)限定的の服務に堪へ得る者、(三)軍務に堪へざる程の不具者にして、後、聯邦職業教育局へ託すべき者。

休戰以前に歸國した大多數の瘵兵は、最早勤務に堪へざる程度の不具者と想像されてゐた。其中大部分は、海外の衛戍病院で引續き治療を受けた者で、約八五パーセントは最長期十週以内を再び戰場へ向ひ、大體、治療期間が意外に短かつたのである。殘餘の十五パーセントは、戰闘員として不適當だつたが、それでも比較的多數の者は戰闘區域外の特別勤務に復したのであつた。結局、歸國瘵兵の大部分は、一定の期間内地の病院で治療を受けて後、一般の勤務に服し得た譯である。

休戰條約が調印されると共に海外の病院にて傷兵を治療して再び戰闘に就かせる必要が無くなつた

ので、旅途に堪へ得る傷兵は早速廻送せられて内地の衛戍病院で治療を受くるやうになつた。其爲めに今迄とは状況が異なり大多数の者に肉體的復興を授ける爲めに擴張が必要になつたので、全國に散在せる營舎附屬の簡易病院を十七ヶ所、復興病院として指定して病床の数を増加したのである。簡易病院は建物を改築し、軍需部より工場の装置を設備して貰つた。それにつれて、民間より技術や一般の教育者を雇備して職員を増加した。

一九一九年一月二十日迄に復興に努力せる病院の数は、ニューメキシコのフット・ベイヤード病院以下全部で二十六病院(地名は略す)の外に、テクサス州のフット・サム・フースタン簡易病院、ニューチャージャー州ローレンスウィールの保養院(後復興患者收容病院)の二つと各營舎附屬の簡易病院が十七ヶ所あつた。

盲人に對する點字法其他の職業訓練は、イェツァア・グリーンズの第七病院で成功を収めて行はれてゐた。一月二十日、治療中の盲人、又は、殆んど失明に近い患者は、約百十名で、其中三名は、戦事工業に使用されたる普通民であつた。しかし、まだ戦地より歸國すべき者が約九十名ばかり残つてゐた。歐洲大戦に依りて全然失明した者は、陸海軍を通じて大約百名に上つてゐた。

聾啞者は、ニューチャージャー州ケーブメイ第十一病院に於て唇動讀法(Lip Reading)を訓練された。この唇動讀法の發音の矯正は大成功であつた。治療を受けた聾啞患者の数は七十二名で、一九一九年の

一月四日迄に満足に訓練を履修した者は四十八名で、残りの二十四名はまだ治療中であつた。

腕や足(又は兩方)を切斷した者は約三千名、此等の者は斷端(Stump)が満足に癒着して假義肢を充分行はれる迄、治療を受け、運動の方法も訓練された。片腕を失くした者には特別の注意が拂はれ、一方にて兩方の役目を果せるやうに訓練される。腕や足(又は兩方)を切斷されたまゝ、戦地より歸國した兵士は約一千百名であつた。

一九一九年の一月一日、當時結核收容所に於て治療中の兵士にして、戦線勤務中罹病せる者と看做されたる者は、五千九百九十五名に上つてゐた。

傷病兵を治療するに於て、治療作業を適用したことは、充分なる効果があつた。治療作業は、平癒を促進し、それでなくとも、不具の症狀に應じて、殆んど平癒に近い程の恢復を促すのである。其外に、患者の志氣を鼓舞し、訓練を正し、未來の職業に對して資格を得んとする刺戟を與へ、進んで政府の施設、即ち次章以下に論ぜんとする聯邦職業教育局へ誘導すべき決定的要素を與へるのである。

第一章 廢兵の救護は社會の義務

元來民主國の兵士は一普通民に過ぎず、唯偶然に兵士たるのみである。

民主主義の抱いてゐる自由、文化の理想と中世的な所謂ドイツのクルトールに對する純然たる理想戰に際し、我民主國及び民主的聯合國の一般人民は、選拔されて平素の業を擲ち、或は自ら進んで戰爭中兵士たるの職業に従事することになつた。

併し乍ら、彼等がこの新職業に優越して假令、幾ら機會を與へられるとしても——しかしかう云ふ機會はもうないであらう——戰爭後も引續いてこれを専門の職業にしよう等と言ふ意志は毛頭ないのである。平和が締結される曉にてもなれば、彼等は喜んで平素の業に復歸し、一時兵士たりし氣分はすつかり投棄てられて仕舞ふに違ひない。

さて、吾等は必要缺く可からざる各種の職業より拉し來つて國民の戰爭に當らせられた此人々に對しては如何なる義務を盡さねばならぬか、それは火を見るよりも明かな程判り切つたことと即ち、彼等の舊職又は適切なる新職を替む上に於て出来るだけ戰前と同様な地位に復活させることである。

此等の多くの民兵は、平和回復後、服役以前よりも一層前職に順應して平素の活動を續けてゆくであらう。秩序、訓練及び戰爭の困苦は、普通状態に於ては全く得られぬ、得られるにしても同程度迄

とは行かぬ。彼等の品性や能力を啓發したに違ひなからうからである。人類平安の慘虐なる破壊中にあつて偶發的に戰爭より生れたこの利益だけは、充分に沈潜してゆくであらう——これは日常生活を鍛錬するものとして戰爭の正當なることを裏書きする爲めではなく、野蠻崇拜の主張と文化の妨害者を屈服する上に於ての社會的價値を認めん爲めである。

戰場へ送つた何百萬人中の或者は——幸にして其率は少い——行きて歸らぬ者である。彼等は不朽なる戰死者又は生死不明者であつた。自由を擁護する爲めに生命を擲つた至高なる犠牲者であつた。犠牲を要求した吾々は彼等に對し如何なる辯明を立て得るか、これを看過すれば彼等の功績は、間から間へ葬られて了んであらう。戰死者や生死不明者より恩惠を蒙つた吾々は彼等に對して何の償ひをする事も出来ぬ。彼等の犠牲は最後のものではあつた。吾々及び吾々の子孫は、充分感謝はしながらも、彼等に對しては永久的に支拂無能力者として留らねばならぬ。

戰爭に依りて強健と訓練を得て歸國する者と、至高なる犠牲者となつた者の兩極端の間に多少とも負傷や疾病や不具を伴つて歸國する者が何千人とゐる。吾々は、少くとも彼等に對しては負債の一部を弁償する事が出来る。

最初の間は、彼等に對する感謝の念が滿ち溢れて發表を求めてゐるから熱誠を以つて其歸國を歡迎されることは確實である。彼等の不具瘡疾は、同僚間に尊敬と親愛を呼起すべき名譽の標象である——

—但し、これは一時的である。癩兵に就いて言はれるフランス流の引喻を用ひるならば——癩兵は、一年の間は英雄であるが、其後は一生生涯なる不具者に過ぎぬのだ。これは適切ならざる皮肉であらうか。少くとも公衆の側からは癩兵は間もなく職士たるの性質を失はれて了ふと云ふことに注意すべきである。彼は、其戦功を袖に記して置くことは出来ぬ。外見上から見れば、彼は、片足、片腕、片眼、盲目、畸形の者又は虚弱者になつて、そのまゝ投つて置かれれば、勢ひ、不具者の爲めに保有せられた不熟練な、時には乞食的な職業へ追ひ込まなければならぬ。吾等は、戦士をして單なる恩給受領者や老兵收容所の一員や或は、鉛筆、靴紐等の乞食的販賣人として済して置く事が出来ようか。勿論、わざ／＼目論んで、こんな事をするとは考へられないが、しかし、目論まないでやることは猶更想像外のことである。社会が、この不面目な、然しながら極自然的安易なる怠慢をすれば——言葉を換へると、仕舞ひには癩兵が墮落するのを救ふ爲めに一般公衆も各州も政府も意識的に懸命なる努力を拂はなければ、こんなことの生ずるのは必然である。

フランスの戦場より歸還する數多の兵士は、平和なる各種の生業へ心身の損傷を齎して來るとは云へ、彼等も矢張り、無疵な者と同じく、同時に人間としての關心や愛情や慾望も齎して歸るのである。彼等は、顔へる手足を以つて舊職に就き、氣力なき腕を以つて破れたる人生の行路を拾ひ、さうして輕減した力と不能の時の明かぬ努力を竭して、自己及び愛する家族を養はんが爲めに生活の全責任を

負ふこととなるのである。

社会は、其防備の爲めに戦地へ送り、凡ゆる危険と困苦に遭遇せしめ、心身の能力を破り挫かしめた彼等に對して如何なる責務を有すべきか。

戦ひの衝に當つた我民兵を頼む所さまざまに放棄して家族に厄介や負擔を課すことは、勿論、考へることさへも不都合極る話であるが、同時に、社会が、如何に豊富であらうとも癩兵老後の生活を糊口せしめるに過ぎぬ貧民的又は恩給的政策に安閑と満足してゐると云ふ考へも不都合である。

かゝる傾向は、抽象的に言ふ場合には、想像し得べからざることであるが、然も、この想像し得べからざることが戦史に於ては再三となく繰返へされた。これは、勇士に對する今迄の因襲的社會政策より生ずる自然的結果に外ならぬ。こゝにいふ姑息的な感情的な物質的貧民化に過ぎぬ因襲政策に對して國民が新觀念を抱くやうにならなければ幾度でも繰返へされることが必定である。

次章以下に於ては、癩兵に對する吾々の畫策と其成績及び他の交戦國民が今日迄の因循、懷疑をすつかり征服しつゝした新觀念に鼓吹されて施設した所のものを記述する段取である。

新觀念の目的及び企圖は、癩兵を完全に復活せしめ、自重、有用、獨立の公民として一般生活に參加せしめることである。完全或は、能ふ限り完全に近い復活以外の如何なる施設も凡てこれを排斥すべきである。要はたゞ、この復活を成就せしめるに當つて最良なる手段方法を決定することにつき

る。

明白なる吾々のこの義務は、同時に又、明白なる利益を齎すことになる。この復活の策は、此場合に於ては、凡ゆる社會に共有されたる最も貴重なる資産——即ち人間力の資産を保有すべき策である。廢兵の手藝的技倆、智的職業習練、或は先天的才能をこのまゝ保留するや否やは、彼が意外なるある種の不利益の下に、吾々と同様、一般生活に参加を希望してゐる如き危機に際し、これを輔導するか見捨てるかに依つて定るのである。

社會は、戰爭にて浪費せし人間の潜勢的能力を渾て保存する上に於て、最も良き利益を確實に保證すべき社會的動機に對しては、如何なる誹謗も加へられぬ。廢兵にとつては、能力の保存と云ふことは、日常生活の享樂を意味する。戰地へ派遣された男子は、凡て青年で——これから數十年の後迄も活動的な有用なる職業へ充分に参加し得る血氣盛りの若者であることを記憶せねばならぬ。翻つてこれを社會の方から見れば、數千に餘るこれらの若者が市や州や政府を含む廣く一般公衆の間に伍して、各種の活動に協力して其利益を計る限り、廢兵の能力を凡て保存すると云ふことは、即ち社會生活を保存することである。

有用なる職業への訓練と教育は、社會の利益であつて、廢兵の場合には、恰度公立學校に籍を有する青年の教育にも比較せらるべき、自我的社會の啓蒙とも言へよう。これは社會的及び個人的利益——

一言業を換へれば、實用的で經濟的で同時に公平で人道にも適ふ所の兩方面の教育を少しも害ふものではない。

社會は、明白なる義務を根據とせる感動的な激刺たる力を賢明に使用して廢兵の將來を完全に確保する事が肝要である。即ち勇士を無意味に甘やかして徒食せしめることなく——眞實の勇士ならばこゝろいふ甘やかされ方には飽滿を感じ厭氣がさすであらう——慈善的な凡ゆる種類の依頼を驅逐すべき援助を與へるのだ。最も廢兵を侮辱する所ものは、無思慮な方針を誤つた慈善で廢兵を監禁することである。自尊心に富んだ勇士は、あくとい同情と空虚な寄生々活には興味も満足も持つ筈はなく、必ずや慘憺たる戰場より救はれただけの能力を發揮して、機會と獨立に即した生活を營むに違ひない。

併し、戰爭にて害はれた個人の能力を充分に保留し發達せしむべき實行的且つ組織的方策は如何なるものであらうか。廢兵の各症候は全く個別的で他の者とは全然相違してゐる。さうして、數千に餘る此等廢兵の各個人の能力の保留と復活の中に社會的活躍を刺戟すべき一昧共通の要素が含まれてゐるのだ。

個人的に相違してゐる爲め簡單なる訓練法を一般的に適用し得ない事は明白なる事實であつて、不具の種類性質が夥しい上に、各個人の症候でも、負傷、切斷、機能障礙、疾病と相關聯して起つてゐる。

る。其上、先天的能力、職業的經驗、趣味、貧富、社會的位置と云ふ各種の相違が不具の複雑と同様に横つてゐる。

一四

然らばこれらの相違を全部包含せる満足なる復興策を立て得られるであらうか。むしろ、何等の方策もなく、此事業も組織化、社會化することもなく漫然と進むのが策の得た所ではないか、これに對する回答は、ある意味に於ては「然り」であるが、眞實な意味に於ては、明に「否」である。これに對する明確なる回答は、大戦中に於ける我聯合軍と敵國の經驗の中に見出される。社會化、組織化、系統化されたる事業としての復興策が各交戦國に於て計畫され又現に計畫されて、人間浪費の救護に於て多大の効果を收めつゝある。

各交戦國の成果に就いては後章に解くことになつてゐるが、瘡痍救護の經驗から得た結論を簡單にこゝに概説しておく。

先づ第一に、不具者は必ずしも跛や片腕、片足の者や盲者、或は畸形、瘡疾の者でなければならぬといふ譯ではない。内科的又は外科的治療の方面から言へば、一般に、負傷や疾病より多少共完全に回復した者のことである。だが、不幸にして治療の結果、肉體上の損傷——心臓の衰弱、肺臓の疾患、神經や精神系統の疾患、關節の硬化或は筋肉の虚弱等が副産物として生れて來たのである。

此等の者に對する問題の解決は、手足の代用をする義肢を發明してやることではない。寧ろ、虚弱

や罹病し易いことによりハンデキャップを置かれること無き職業への訓練が第一である。さうして、大抵の場合、選擇を待ち望んでゐるかゝる職業の種類は無數にあつて、不具者の場合でも、職業教育上に遭遇すべき困難は、健康者の場合と別に相違はないのだ。かう云ふ例は復興上に於て枚舉せられぬ程あがつてゐる。それは、醫師や教育者の意見に依りて習得上、最も適切と思はせられる職業へ差向けられて訓練せられるからである。

要點を擧げて言へば、つまり、不具瘡疾は、比較的少數の異例を除き、假令、それが戦争に由るものであらうと産業に由るものであらうと絶對完全なものではなく、多くの場合に於ては、大抵、與へられた何等かの職業又は類似なものと特別に關係を有してゐるのである。勿論、片足を有する者は兩足を必要とする職業には不適當であるが、廣い産業の分野を見渡す時、吾々は、兩足を必要とする職業が案外少數なのに驚くであらう。戦争で片足を失くした者が百パーセントの能力を以つて前職に就き得る見込は充分にある。若し前職へ就く事が出来ない場合には——これは少數だが——豊富なる新職中より選擇して訓練を受ければいゝ譯である。

心臓の疾患を得て歸國した者が、肉體的に激動を受ける處の前職へ就職し得ない事は明白であるが、かゝる者は、數多の職業中より肉體を危険に曝すこと無きものを選び、又、仕事場や工場に永く閉込められることの危険なる患者は、數ある戸外的職業中より選擇すればいゝのである。

一五

とはいふものゝ、凡ての不具者が十把一拵に片附けられるといふ意味ではない。片手片腕、殊に右の手や腕を失つた者は、他の部類の不具者に比較して復興が頗る困難である。或場合には、義手足を施行つて前職に應ずる爲めの不利益、即ち室内外に於て作業すべき手や腕の不足が大部分緩和せられる。けれども、こゝにいふ者の訓練と就職に就いては、随分深長なる注意を向ける必要がある。

ところで、幸なことに、かゝる手や腕の缺如した者に對して、専門家の興味が特別に注がれてゐることである。彼等の爲めには、各種職業に適應せられる義肢の發明が完成せられ、多數の専門家は、復興上最も困難と目されてゐるこの問題に渾心の努力を盡してゐる。此等手足無き者に職業的復活を授ける教育者は、得がたい貴重なる奉仕を擔つてゐる譯である。手足無き不具者は、他の場合と同じく、其症状は特殊的で絶對的のものではないから、科學的治療と老練なる取扱とに依りて授職上、幾分其不具を緩和出来るのである。

戦争に依りて全身的不能者になることは、甚だ稀な現象であつて、殺伐なる塹壕戦より死を免れた者ならば、假令、重傷を負ふたとしても、殆んど十中の十までは充分就職に耐へ得る人間である。無論、ある種の職業中には——其中には彼の前職を含んでゐる場合もあるかも知れぬ——全々彼に不向きなものもあらう。つまり選擇範圍の廣狭はあるにしても、機宜を得た職業の選擇と訓練を以つてすれば、百パーセントの能力を得て充分就職し得る事は確實である。この能力を與へるやうにすること

は、取りも直さず社會の義務である。

もう一つ、——これは、今迄にたんと證明しつくされたことであるが、復興の過程を充分成功を以つて完成せしめやうとするならば、復興の初期より之れを初め、さうして絶ゆることなく引續き實行しなければならぬ。猶、戦線より歸還する途中に於ても、回航中の運送船上に於ても、病院に收容される前後に於ても、肉體的、機能的、職業的復興が完成して、充分適職へ就く事が出来る迄は、絶えず前途の希望を喚起する事に務めるのは勿論だが、其後と雖も、彼の職業を永久的に確保し、不埒なる傭主の犠牲となる場合、又は就職中、思はず負傷が再發する場合等には、これを保護すべき必要がある。

戦闘の興奮が次第に消え失せ、悲惨なる負傷の衝動が薄らぐ頃は、——若し彼が間もなく直面せざるを得ぬ手術の苦痛に悩みつゝ、一身上の不安に掻き立てられて誰も構つてやらなければ——即ち絶望の時期である。かゝる危機に臨んで、凡ゆる努力を盡して彼を鼓舞激勵して完全なる復興策のある事を語り聞かせ、能ふ限り急速に其實現に努めなければならぬ。

回復期中は、他の利益を凡て打棄て、一心に回復に向つて精進することは言ふ迄もないが、しかし、回復の初期に於ても回復そのものを利用し得ることが發見された。それは、作業的療法である。この療法は、廣く普及されてゐるマッソーシ療法、各部筋肉の種々の動作に依る治療、病床又は工場に於

ける治療的作業等より理論的に發達したもので、患者の病院化するのを禦ぐ一大發見劑である。これによりて患者は、將來の價値を考慮して訓練を受けやうとの意志を喚起し、熱心にこれに應ずるのであるから支障を受けた筋肉や神経は無意識の裡に機能を回復して常態に復する。さうして醫師が手近に於て完全なる治療を施し、作業の危険を防止すれば、純然たる治療にのみ信頼するよりも平癒の急速なる事は多くの事例に徴して明である。

かくすれば、患者は、回復期中に於ては治療より訓練へ進み、回復以後は、訓練より作業へと向ひ、長い回復期中に於ける怠惰より生ずる身心の頽廢を救ふのである。かくの如く、彼は恢復の過程として安全且つ治療を促進すべき課業のみを與へられ、奏效的治療が完成する頃には、職業的訓練も同時に完成の域へと進み、さうして愈々、此社會に於ける生産的労働者として地位を確立する段取りとなる譯である。

純然たる職業教育のみならば官立の工業學校や専門學校に於ても之れを授ける事が出来るし、或は、傭主との間に訓練、賃銀、時間、訓練後の就職等に關して協定を纏めて工場や會社や農場に於ても授けられるし、其他各個人に最適する方法を用ひて授ける事も出来る。しかし、何れにしても、復興の全過程は、継続的に小止みなく實行されねばならぬ。治療中も治療後も中止、怠慢の期間を許してはならぬ。作業に對する執着を消失した者を回復せしめる事は、肉體上の不具者を復興せしめる事よりも

困難の程度が一層劇しいからである。

しからば、廢兵にしてこの職業能力復興の提供を拒絶する者のある場合には、一身上の利益幸福の見地より之を強制すべきか、或は、自由意志に委して之れを放任すべきものか。假令、其實施が望まじきものであつても——幸にして望まじきものでないけれど——強制的訓練、殊に軍律の下に行はれる訓練を実施すべきものでないと言ふのが、これに對する回答である。訓練の價値を了解し得ない者は放任して置くことに限る。但し、彼等が輿論や家族の意見によりて再び戻り来る迄は門戸を普く開放して置くのである。彼等は將來自ら是認した上で訓練を受けに歸り来るかも知れないからである。強制的訓練は、假令良策としても非年期に達せる者には不適當である。どうしても任意の選擇に委すべきものである。さうして恢復期中より機會ある毎に充分訓練の必要なる事や凡ゆる種類の不具を征服して實績をあげた同僚の事に就きて説き聞かせる方がこの復興事業をして成功あらしめる所以である。無論、中には、選擇を誤る者、好機を逸して損害を蒙る者、無神経な寄食生活に沈淪してゆく者もあらうけれど、大多數の者は思慮分別を以つて充分選擇に意を用ふるであらう。とは確信して言へることである。強制法の施行は、甚だ稀な例外はあるが——後章に詳説する——先づ大體失敗に歸したといふ事は争はれぬ事實だ、文化を進める上に於ては、凡ゆる方面から軍國化の氣風を掃落さねばならぬ。一般の職業訓練には機會を與へることを第一として心懸け、軍務のやうな強制を避くべきであ

る。民衆を軍人にするには之れを武斷化する如く軍人を民衆にするには之れを民衆化するのである。教育が現在のやうに發達してゐる時分に今更職業教育の擁護を講ずる必要はあるまい。職業教育は我が教育制度中に自ら確立したものである。さうして、最初疑惑の眼を以つて望んでゐた保守的教育者や教師迄も多大の援助を與へるやうになつた。過去に於て幾分猜疑心を以つて眺めてゐた各種の勞働者及び勞働團體を説服した。傭主を説服した。さうして最後に議會が公立學校に於ける職業教育振興の趣旨の下に毎年多額の補助金を割當てゝゐる事實からも了解せられる如く一般公衆を説服した。

特別な義務を有しないのに拘らず無義務者に対して國庫より補助金を支出した政府は不具の爲めに特別な要求を提出さざるを得ぬ瘵兵に對しては勿論、これを拒む譯には行かぬのである。全社會が負擔しなければならぬ義務——一度び理解すれば心を込めて竭さざるを得ぬ義務は、瘵兵が戦前の地位に復歸するまで完全に見届けてやることである。完全なる復興策は、單に公平と言ふことを熟考すれば自然に其處へ導かれてゆくものである。これは、人間の浪費と戦禍に對する保留策、空費に對する極めて自然的な賢明なる人間の反動である。そして完全なる復興策は、瘵兵をして怠惰なる寄食生活や乞食的職業又は慈善的收容所に追込める策に比較すれば社會の支出する費用が最小限度に於て済む策であるばかりでなく瘵兵をして自重自足、獨行の公民として同胞の間に仲間入りせしめる策である。

賠償は、不具の症狀に従つて凡ての者に賦與せられるのであらうが、社會の義務なる此新觀念は、恩給支給以上のもの——公衆の費用と施設の利用の許す限り、完全なる復興、或は、能ふ限り完全なる復興を包括してゐる。

第二章 恩給の浪費

合衆國に於ける恩給の支出額は、毎年増加する一方で、これを滿潮時の波頭なみだに譬ふれば、ある一年の波頭は、直ぐ翌年の波頭によつて瞬く間に乘越へられ、折角低くならんとする所へ挑みかゝつて益々高く打寄せて来るばかりである。南北戦争後、差しかゝつてきた潮は、盛んに進行中であつたが、半世紀を経過した今日、果して換潮期が開始せられたかどうか頗る疑問に屬する。

次に掲ぐる議會議事録の抜萃は(一九一八年)は、最近に於ける記録破りの大浪を自ら雄辯に物語つてゐる。

「上院の全院委員は、恩給調査委員より修正附にて報告されたる一九一八年乃至一九一九年の一般恩給々與法案を調査することゝなれり。修正は、第二十一行の一八五、〇〇〇、〇〇〇弗を二二〇、〇〇〇、〇〇〇弗に改めて左の如くす」といふにあり。修正案は、決定せられて、直ちに上院に提出さる……」

修正案は、たつた數分間の考察を加へられたのみで、其結果は、新恩給々與額が現在迄の支給額よりも一躍二二、〇〇〇、〇〇〇弗も突破して増額せられ、而も、これには、前年度の不足額二三、〇〇〇、〇〇〇弗も追加せられてゐるが、此追加額を別にするとしても合衆國史上未曾有の最高記録たるを失はぬ。其處で、恩給法は再三改正の運命に達すべく危ぶまれてゐるが、來年の支給額は、少く

とも十五パーセント乃至二〇パーセントの減少を見るであらうと觀測してゐる向きもある。これに關する一上院議員の論評に曰く。

予は、この法案を以つて南北戦争の参加兵に對する最後の恩給々與法案とは看做さぬ、予は、以前、大統領が「ワールドのステートメント」を閲讀したのを記憶してゐるが、彼は、恩給の支出額が最高額、二七、〇〇〇、〇〇〇弗に達した當時——オハイオ州選出の上院議員は三七、〇〇〇、〇〇〇弗であると予を訂正したが、予の見たのは二七、〇〇〇、〇〇〇弗であつた。——恩給支出額は、これが最高で、これ以上増大することはなく、次第に減少するであらうと記述してゐた。然るに今、二二〇、〇〇〇、〇〇〇弗の恩給々與法案の上程を見るに臨んでは、ガフィールドの豫言が如何に薄弱なものであつたかを立證するのみでなく、南北戦争より遠ざかるに従ひ恩給額は益々増大し、隨つて國庫の負擔も次第に重くなることを説明してゐる。

かくの如く、恩給法案の議會通過は、日常茶飯事と化する傾向がある。今、南北戦争の終結よりこのかた五十二年間(一八六六——一九一七)に於ける恩給費の支出額を計算してみると、五十億弗を突破し、約五、二一九、〇〇〇、〇〇〇弗に當つてゐるが、これに維持費の二三三、〇〇〇、〇〇〇弗を加算すれば、全總額が五、二五二、〇〇〇、〇〇〇弗になる。猶一九一八年乃至一九一九年度の支出費を加算すれば、殆んど五十五億弗に達する。一七九〇——一九一七年迄の總額は、五、二二六、〇〇〇、〇〇〇弗で、其内譯は、七〇、〇〇〇、〇〇〇弗が革命戰、四六、〇〇〇、〇〇〇弗が一八一二年の戦争、一四、〇〇〇、〇〇〇弗が印度戦争、五一、〇〇〇、〇〇〇弗がメキシコとの戦争、五八、〇〇〇、〇〇〇弗

がスペインとの戦争、五九、〇〇〇、〇〇〇弗が職員給料其他、四、九一七、〇〇〇、〇〇〇弗が南北戦争と言ふ割合になつてゐる。

名簿に記録せられたる恩給受領者の人員数は、数年の間、一時僅少なる減員を見せてゐたが、一八六六年になると十二萬六千七百三十二名に増加し、一九〇二年には更に九十九萬九千四百四十六名、即ち、事實上殆んど百萬名に増加したのであつた。其後は、減退の氣味で、一九一七年には、六十七萬三千百十一名に減少した。一九一七年六月三十日に於ける恩給調査委員の報告中に左の如き興味ある事實がある。

南北戦争参加兵人員數(六月三十日、登録中の者)……………三十二萬九千二百二十六名
南北戦争参加兵寡婦人員數(六月三十日、登録中の者)……………二十八萬四千二百十六名
南北戦争参加兵最高人員數(一八九八年)……………七十四萬五千八百二十二名
南北戦争参加兵寡婦最高人員數(一九二二年)……………三十萬四千三百七十三名
一九一七—一八年に於ける恩給局使用人々員數……………一千百十五名
一九一七年辯護士報酬支拂高……………十萬五千五百四十四弗

一九一六年の法令に依りて、一九〇五年六月二十七日以前一定期間内勤務に服せる陸海軍人に嫁せる寡婦も扶助料を支給せられることとなり、(これは、一八九〇年六月二日(十七日以前のもののみであつた)其結果、一八九〇年乃至一九〇

五年の間に軍人に嫁して扶助料の恩典に浴する寡婦が、六千四百四十七名新に加つた。

一九一七年には、恩給の支給を要求する者が十一萬七千五百五十二名に上つた。これらの中、大多數の者は、各種法律に依る増額の要求者であつた。一八六一年三月四日以来(西米戦争を除く)恩給の恩典に浴した者の人員數は、百十八萬六千六百六十四名である。

一九一六年乃至一七年度に於ける支給恩給の平均額は、一ヶ年二四七・七一弗で、これを月割りにすれば、二〇・六四弗に當る。其中、二〇弗を支給せられてゐる者は、十七萬一千五百七十四名、最低額六弗乃至一九・七五弗を支給せられてゐる者は、二十萬六千八百三十二名(此中には一二弗の十三萬三千六百四十二名を含む)二〇・三六弗乃至三〇弗を支給せられてゐる者は、二十二萬八千四百二十四名で、最高額の受領者は、約五千名に上る。

一九一八年六月十日の法令に依りて恩給法が修正され、一九一二年五月十一日の法令に依りて一ヶ月三十弗以下の恩給を支給せられてゐた南北戦争参加兵にして、九十日間以上勤務に服せる者は三十弗、半年以上勤務せる七十二歳以上の者は三十二弗、一年以上の勤務者は三十五弗、一ヶ年半以上の勤務者は三十八弗、二ヶ年以上の勤務者は四十弗に、それ以上増額された。この増額は、一九一二年五月十一日の法令に依りて支給されてゐた者には、申込みがなくても一様に賦與せられ、受領者の數は二十六萬八千人に達した。

最後に、一九一七年六月三十口迄に於ける各收容所の人員数は、恩給調査委員の報告に依れば、軍人收容所、エリザベス病院、傷兵收容所を全部合算して一萬七千九百七十三名に上ると云ふ。

多額の恩給費支出に依りて過去に於ける勇士の安泰が保證されたといふ意味に於て、この出費は立派に正常化される。最近終結を告げたばかりの大戦の傷兵も報國の爲めに招致せる不具に對しては充分の賠償を與へられることは勿論、如何なる戦争に於ても永続的な此入費はどこまでも公平を以つて充分支給せねばならぬし、社會も亦其負擔を回避しやうとはせぬであらうけれど、歐洲大戦の戦傷兵に對する施設をなすに當つて其主眼と成る所のは福祉の保證と云ふことであつて經濟にあつてはならない。如何に多額の費用を支出しても、それ相當の効果を齎さなければ、戦士に對する社會の義務は全く徒勞に歸する。しかし、恩給そのものは彼等の福祉を保證すべき重要な手段ではない。大體戦傷を金錢に計算して賠償をする事は不可能であるし、如何に豊富に賠償や恩給を施しても完全とは看做れぬ。よくした所で、片足や片腕、片眼の損失、又は機能障礙に對する憫むべき辨償に過ぎぬ。そこで、どうしても不具と云ふハンディキャップを出來る限り驅逐すべき訓練と就職が明に要求される。

恩給表を一見すれば、大戦の戦士及び其家族に對する支給費は決して過大でないことを了解するであらう。月收二〇弗では相當なる標準的生活を維持し得ないのは明白なる事實であるが、最近の法令

に依りて給與される大多數者に取つては最高額なる三〇弗を以つてしても最下級の不熟練労働者の生活には及ばないのである。況んや月收二二弗に位してゐる十三萬三千餘名の者に對しては評すべき術もないのである。

六弗乃至三〇弗に位する恩給は、大戦に由る不具の症狀を嚴格に評價して定められたものではなく、或は推定的に評價されたものでもない。いや標準生活の維持に必要な労働能力を斟酌して評價されたのでさへもない。唯單に、大まかなる立法の制定に依りて決定されるのみである。さうして、恩給の支給は、必要と云ふことを念頭に置き、能力の發揮を重大視しなかつた。議會はこの必要の爲めに施設を講じ、莫大の入費を割當てたが、支出額は、頑強にも年々嵩むばかりである。そこでこの原因は、多少恩給制度を自身に存するではないかと云ふ疑問が生ずる。例外はあらうが、戦士をして専ら彼自身の能力に信頼せしめたならば今よりも猶よき生活が送れたであらうとは想像するに難くない。寄食的生活が未だ習慣性を帯びぬ矢先き、即ち退役直後、早速自活の道を講ずる爲めに再教育を施して、姑息なる恩給制度を採用しなかつたならば儘により幸福な生活が營めたであらうと想像される。さうして、かういふ政策は、今日迄に積り重つた恩給費の負擔が大分軽減されるから入費の點から言つても得である。

眞實なる戦争の浪費は、自活の能力と正道に適つた幸福なる生活が無駄にすることに外ならぬ。恩

給はこの浪費を埋合せることも中和することも出来ぬ。何故ならば、この浪費は、絶對的で且つ決定されたものであるからだ。恩給は、いくらうまく行つた所で、不具を除いたり、軽減したりすることはなく、たゞ、不具を金錢に換算して一部分の賠償をする爲めに、廣く一般公衆に負擔の一部を割當てるばかりである。さうして、不具が持續する限りは、この入費は、戰士にとつても一般社會にとつても年々嵩ばる一方であつて、恩給受領者が年々死亡して盡きる迄は、避くべからざる損失として持續しなければならぬ。これを一個人の點から見ても、各戦兵は恩給受領者として社會よりさまじく、な批評を蒙るばかりでなく、自足に對する刺戟の替りに慈善に墮る結果信頼心を惹起して勇氣を失ひ、正道に適つた幸福なる生活への精進を棄て、了ふので、之れに勝る損失はないのである。社會の側から言つても長期間に亙り、有用なる數多の公民の力を空費する段になれば、これ又甚しい損失であつて、其及ぶ所は頗る複雑にして簡單に言つてのけられぬ程である。この損失は、避くべからざる病菌であり、慢性的致命症であつて其犠牲者を戰場や病院に於ては、年々増加する窮乏の中に倒さねば止まぬものである。

各交戰國に於て計畫されたる復興策の目的は、平安、獨立、幸福を齎す爲めの能力を限りも無く浪費せしむる慢性的病菌を驅逐し、戦兵の必要を満たすよりは残れる能力の有功なる發揮に重點を置き、訓練と啓蒙を媒介として自力に依りて其家族や國家に對して奉仕し得ることを確信せしめ、さう

して再び吾々と同様なる一般生活に参加せしめることに存するのである。

第三章 個人に對する義務

三〇

人間の性情の中、最も普遍的なものは、個性や不羈獨立の觀念であつて、其結果、能力や才能、或は特性の所有に對して矜持を抱くのは、自然の理であらう。セークスピアもタッチストンをして、その精靈、少女オードリーを評する時、「可哀相な、不標級の娘でございますが、それでも、自分の所有物として變りはございませぬ」と言はせてゐる。

個人の發達するのは、自我表白の御蔭である。個人が最大なる便宜と最小なる障礙を與へらるれば、其處には自ら自尊、自立に富み家庭生活を營む一團を形成する。この團體が集合して州を形造るのは、各州が合して國民的實體を形成するのと同様である。

自我の健全なる表白が數多ある中でも、各個人が他の者と同等なる能力、或は、熟練や技倆に依りて各種職業に對する優越を獲得せんとする鞏固なる信念に優るものはあるまい。所有や地位に對する慾求もその表白の一端であり、競争心や衆を率ふんとする願念も其處に根據を置いてゐる。これを論理的に押詰めてゆくと、個人の渴望と成功の團體的反映として、矜持と公民的精神に溢れたる一社會を現出することゝなるのである。

この精神は、延いては、國民的意識や愛國心となり或は戰時平時に於ける奉公となるばかりでなく

國民の目的と渴望を正常化せしめ、場合に依つては、矛を取つて迄も其支持に務めるから、賢明なる政府が極力この精神の涵養に務めるのも無理からぬ事である。

故に獨立獨行の者は、自尊や自信に富み、成功を以つて個人の發達を遂げる。この意味に於て、彼は一個人たるの資格に於ても他の者に對する模範としても、刺戟としても社會の力強い柱石である。希望を保有し、努力に對せる刺戟を失はず、少くとも抱負の一端だけでも達し得るとの確信を有するならば、彼は貴重なる一公民である。

これに反して、矜持を棄はれ、同僚よりも下位にあることを感得せしめられ、經濟的にも社會的にも著しく價值少きものと意識するに於ては、社會に於ける彼の地位は、丁度織物の中に擦り切れた糸の如き立場に置かれるのである。擦り切れた糸は、織物の全體としての價值を本質的に減ずるばかりでなく強さも質も減ずる。されば擦り切れた糸の如き地位にある個人を組織の一部として含める社會は、正しく不完全な社會に違ひない。

社會が自ら彼を劣等者として認識し決定するが如き状態は、一個人の彼に取つても、許すべからざることを承認する社會にとつても甚だ不健全な病的なことゝ言はねばならぬ。それに依りて直接に損害を蒙る者は、彼一個人に止らず、其家族迄も影響を受け、彼等は、父や兄弟の身分賤しき劣等なる地位の仲間であるとの感じを抱かしめられ、共同を以つて責任を分たんとするよりも耐へ忍んでゐる

苦痛の方に壓せられるのである。

劣等なる地位に彼等を陥れる種々の原因の中最も尤なるものは方針を誤つた慈善である。其罪は、個人にも公衆にも各州にもあらうけれど、一番罪の深いのは國民自身である。それには、無数の毒毒を流した、因襲的國民政策なる恩給制度が最近の發展につれて愈々間違ひの大なりしことを曝露したのでも理解せられる。勿論、國民は間違ひであると知りつゝこれを行つたのではなく、自分で正しいと思つたことを實行したまでである。實際又其當時はこれより以上には施すべき策も無かつたかも知れぬ。長い年月の間、國民の採用すべき處置は、戰士が不具瘡疾となり、防禦攻撃の一員として役に立たなくなれば彼等を勤務より罷免して、どこまでも餓死を防ぐに過ぎぬ尠なる恩給を宛行ふより以外には考へる術もなかつたのだ。アメリカは、重傷者又は公衆の救護を轉嫁し得る親族のない者に對しては、軍人收容所を設置したが、吾々がかやうな義侠を、寧ろ一種の裝飾と感じてゐるくらゐであつた。そういふ公衆の態度は、先づ第一恩給法に於て恩給の不充分とか、收容所内外に於ける成す所なき窮乏等となつて反影された。事實、親族でも有してゐる者は兎も角、全く恩給のみを頼りとして生活を維持してゐる瘡兵が多數に存してゐた。瘡兵自身にも亦、自己の生活を維持すべき職業は何も豫期してはならぬと間違つた觀念を抱いてゐる者が大部あつた。公衆はこれを承認した。さうして彼は、公衆の被後見者となるまでになつた。彼は、薄給なる冗職を與へられたが、時が経つにつれて

多數の彼の同僚も、薄給者になり、其希望者が次第に増加した。彼等は生業能力を消失した上に、政府より支給される恩給額も僅少なので其家族と共に貧に墜れ幾多の困苦を堪忍してゐた。

貧困なる不能者としての彼等の待遇はそれ自體に悪い結果を齎したばかりでなく、彼等及び其家族の心中に痛ましい影を印した——即ち、國民は、犠牲者に對して其報酬として施設する所のものが甚だ不充分だと云ふ無念の感じを抱くやうになつた。現在、彼等を單なる貧困者と看做して、其勤功を認めなくなつた公衆は、彼等の不具瘡兵も矢張り公衆の爲めに獲得したといふ事を全々打忘れて了つたのである。其結果、眞摯なる國民の奉國心を滅殺するといふ悪影響を招致せねばならなかつた。

「公衆は忘恩者である」といふのが一般の批評であつた。そこで、勢ひ彼等の待遇と不幸なる狀況とに着目せざるを得なくなつたのである。

しかし、遂に、不具者に對する公衆の觀念が正しい態度を取るべき時期が到來した。これは、一般公衆の爲めに敵に直面して、經濟的獨立を失つた者に對する慈善といふ今日迄の因襲的觀念から見れば全く急進的の變化である。

光明に満ちたこの新觀念は、その中から悉皆、慈善の影を没さしめることである。これ迄抱いてゐた觀念を全部かなぐり捨てることである。古い見地から見れば、戦傷者は、政府から繼に其存在を認められる哀れな乞食であつて、いくらかの施物を宛行はれるにしても、全くこれは彼等の意志とは、

かけはなれたものであつた。今度は、政府が債務者で戦傷者は債権者の立場にあり、さうして、これを離れたものとは見ずに、いくらでも盡し甲斐のある一構成分子と看做すのである。

彼は、半乞食的な意味を含む恩給の替りに確實なる賠償を與へられる。この賠償は、生業能力を消失した不具者に關する豊富なる實際の材料を基礎にして決定されたもので、同様なる不具者は賠償に關しては、凡て同等の取扱ひを受ける。理論的に言へば、この賠償は、負傷者の能力と不具でない場合の能力とを均一ならしめるものであるが、實際上に於ては充分にこれを實現させることは困難である。併し、凡ての負傷者を公平を以て處理するには、この均一を基礎にして行ふより外には別にいゝ方法は無い。てないと再びパンドラの箱(註、ギリヤ神話の一神話なり。プロメテウス、人間に未だ火なきを哀れみ、これを人間に與へし。人間は次第に幸福となり、神を愚小な者が薄くなりたり。ゾビスター神、其復讐として、火神アルカンに美女、パンドラを遣らせ、これを人間につかはせたり、其時一種の玉手箱、即ちパンドラの箱を持参せり。其中には、今まで人間になかりし悲哀、苦痛、心配等を收めてありき。パンドラ、これを開きし時、たちまち、悲哀、苦痛、心配等が箱の中より躍り出で、人類の間に、普く瀰漫しぬ。パンドラは恐れ驚き、直ちに箱の蓋を閉めたりしかば、其中にありし希望のみは、保留するを得たり。人間は、悲哀苦痛の中にあつても希望のみは失はざるは、此故なりといはる)を開いて種々の害悪殊に今日まで多額の費用を出資せしめて公衆を苦しめた恩給法の害毒を再三繰返へして流すことゝなるのである。

政府は、恩給法に依りて癡兵全部に對して同一な取扱ひをすれば勢ひ各個人間に不公平を醸すことを自覺したので、今度は全々不具に對して同一なる機會を賦與すべき教育を施し、自ら各自の損失を補はしめる方策を採用することに一歩を進めたのである——言葉を変れば、残れる能力を最有効に使用

せしむべき地位を與へるのである。

不具に對する賠償と職業再教育が相伴ふ結果、彼等の大多數は大戦以前に於けるよりも収入の點から言つても、各個人の向上發達の點から言つても、よりよき状態にて一般生活に参加するばかりでなく、公衆の前に負傷を隠して憐愍と救助を求むる半乞食的生活も沙汰止みとなり、その替りに彼等は自力にて生活を打立てるのである。慈善に依りて生活を營む恩給受領者は消滅してその替りに効果ある労働に依りて正常なる賃銀を賦與せられる回復せる不具者が生ずる。彼等は税金を納め、公衆の負擔を全部分擔する故に、彼等に對する公衆の負擔も消滅することゝなる。片腕、片足の缺如或は、病弱は事實であつても、これは生來のものとして看做すことが出来、髪や眼の色、又は純全たる個性の別以外には、經濟的不能の原因は最早や存在せぬことゝなるのである。

かくの如き状態は一般公衆にとつても一國民にとつても頗る健全なる状態である。一個人に對するこの近代的觀念は、其反動として政府に對する一個人としての義務と責任を廣く一般に涵養、他方に於ては、政府の理想を向上せしめる素因を成すこと請合ひである。

第四章 各國民の自覺

三六

歐洲大戰の開始以來、各國政府が個人に對して顧慮を拂ひ、各方面の一般勞働者、別けても廣汎なる戰事關係の者に對して福利を計つたことは、長い歴史上にも見當らぬ程である。各國民は、一國の基礎が其住民にあると云ふ實際の眞理に俄に眼醒め、其結果、人民をして闘争の渦中に投ぜしむる以前に其福利を考査する上に於ても、假令、戰闘力を失ひて歸還する者を救護するに於ても、指導意識をこの新觀念に順應せしむべく各交戰國間に急速なる態度の變化があつた。

大戰は、其戰闘參加人員の多數なりしこと、兵器彈藥の消費が多量なりしことも伴つて今までの戦争には見られぬことであつた。聯合國の人民は、好戰、掠奪、侵略、大膽不敵の種屬として發生したこの老獪、頑強なる敵に對しては、國家の存立上、死を以つてこれに當らねばならぬと最初から自覺してゐた。そこで、各人の最善なる努力が要求せられ、産業力の豊富と保留とに依り結局最後には勝利を贏ち得たのである。

最初、少數の者が唯散弱乏せる廢兵の爲めに個人的愛國心から慈善を盡すことを以つて始められた運動が、三ヶ年の短日月の間にこれが國民的政策と化し、其目的も今迄とは全く異つたものになつた。廢兵に對する正義の觀念が急速により廣い正しい見解を抱くやうになり、さうしてこの見解は政

府の利益にも一致することが明白になつた。政府は、これ迄、莫大なる可能力の保留を看過し、廢兵の實質的價値を見逃したことは充分に認めねばならなかつた。負傷した者でも再教育を施せば負傷以前と同等なる用途を備へ、國家にも實際の價値のあることが明瞭になつた。戰傷者は、戰線の背後で健全なる者と交代して今日迄豫期しなかつた國民の偉力を増大することが出来るのである。即ち、國家に對する戰闘力の一單位より除かれる替りに戰線には健全無疵な者が取つて替り、戰傷者は後方にて健全なる者の勤務に従事するのである。かくして復興策は、國民の戰闘力を倍加することとなる。多數の戰傷者は直接戰爭に關係したものでなくとも、各方面の職業へ訓練を授けてやれば、他の方法に依るよりも國民の産業生活が一層廣く維持せられ、さうして戰爭より平和への推移期に於ける反動も緩漫にて済むてあらうとは各交戰國の認むる所であつた。戰傷者は必要なる實業教育や技術教育を授けられて熟練を要する職工や機械工又は技師となりて數多の職業に従事するから、戰死による國民の損失を大部分緩和し、戦後の産業的整理の危期に際しても各方面に於ける生産力が増大してゐる結果、復興には有利な立場を保持し、事業界の回復を促進せしめるのである。不具者を満足に教育すれば、債務を經濟的資力に轉換し、遊惰なる消費者より生産能力を回復したる生産者となるから、各人の生産力に従ひ一國の富に貢獻すべき一單位となり、今日迄の戰傷者の如く親戚や團體や國家に完費を負課するやうなことがなくして済む譯である。

三七

職業再教育や其後の生産能力復興の施設をしたとて聯合國政府の中でそのために各療兵に支給する恩給や不具の賠償費に迄影響を與へしめる所は何處にも見當らぬ。合衆國に於ては、國內多數の傷害保險會社の實際の経験に基づき、賠償を純然たる傷害保險問題として取扱つてゐる。不具の賠償は、職業教育の施設が講ぜられる數ヶ月以前に決定され、賠償額又は恩給額は、再教育後の生産能力に依りては絶対に影響を受けずに支給せられ、同時に再教育は無報酬で、全々賠償に附屬したものと見て看做されてゐる。

三八

かういふ物質的利益ばかりでなく、療兵に對しては、急進的な新觀念が形造られた。即ち、能く限り戦前の状態(Stetig und beharrlich)への復活策は、正義であつて、慈善ではないと言ふ決定は、國民の理想と個人の權利を正常に認識するに於て大なる進歩を劃したものである。この觀念を現實化するに就いては、一種の親和的感ぜを加味してゐた。この感ぜは、初期の合衆國政治家を地下に於て驚愕せしめねば止まぬものであつた。如何なる政府でも親和的感ぜを含める政府は、當時の政治家が最も忌嫌ふ所のものであつた。善意的專政を以つて知られてゐた合衆國政府が、今度、一部の公民へ正しき、好意に富める方策を遂行するに當つては、何處迄も民主主義を以つて其基礎としたのであつた。この方策は、凡ゆる方面の政治家に依りて異議なく承認せられ、議會も萬場一致法案を通過させ、普く一般の賛成を得たのである。

戦傷者を有用なる公民生活へ復帰せしめると言ふ最初の計畫は、それより轉じて、若し戦傷者を救護することが、それ程の價値あるものならば、産業不具者の救護も同様であるとの議論が必然的に其處から導かれてきた。議會は、毎年産業に依りて生み出される平均五萬人以上の未だ壯年期にある不具者にも、職業的復活策を擴張せんとする立法を準備しつゝある。此計畫は、政府當局、凡ての労働團體及び最初の復舊法案作製者の協賛に依りて後援されてゐる。

かくの如く、四ヶ年にも満たざる短期間に保守的民主主義は、五十年間の緩慢なる平和状態に於ける進歩では逆も成就し得られぬ變化を齎すこととなつた。政府は、已に思ひも寄らぬこの進歩には同情を以つて接するやうになつた。さうしてこの刺激に對しては、それ相當の効果を將來さぬ筈はなく全世界に於ける此運動を促進せしめつゝある。一般民衆は、個人の安寧を講ずることは、最早公衆又は政府に無關係なことではなく、團體の構成分子の利益を計る政府が有力なる政府であるとの大なる教訓を學びつゝある。將來に於ては、團體の各員に對しては、益々機會の均等を賦與し、而して一旦これを失ふ場合には其回復を計るべく留意する必要がある。

殆んど渾ての交戦國民は、療兵の經濟的復興の重要さを徹底的に自覺した。政府が人民の代表者であればある程この政策に對する奏效は顯著なものとなり、利用の範圍も廣大なるものとなつた。最初僥倖的慈善より個人的施設となり、單に療兵を再び利用せんとする國家自らの活動より正義に基礎を

三九

置いた國民的政策となり、遂に凡ての不具者は、それが戰傷者であらうと産業不具者であらうと皆、奉公の爲めの勇士であり、従つて其救護と糊口の道を得るための機會を再び賦與することも同様であると言ふ所まで發展してきたのは、全く驚くべき進歩を遂げたものに違ひない。猶、將來發展の可能性もこれに譲らざる驚異すべきものがあらう。これは、つい數年以前に於ては、現實に遠い空想的なものとして侮蔑排斥せられる所のものであつたが、今日に於ては利己主義に蹂躪られた跡を第一に救済すべきものとして重大視されるに至つた。

この思想は、將來何處まで發展するか、又其處から如何なるものが現出するか、誰も語ることは出来なないが、その考察は充分興味を喚起する所のものである。

不具者の職業的復興は、不具者を診斷類別して其最適する職業へ肉體的に順應せしめ、然る後殘れる能力を最有効に使用せしむべき訓練を興ふることを以つて主眼とするから、此診斷類別と産業及び各種職業への調節を廣く擴張すべき可能性は、頗る大なるものと言へやう。診斷類別と適用法が成功を收むる曉には、一層廣く此方法を應用すれば、いつかは、我々の經濟的生活に於ける不適合は、すつかり掃蕩されるであらうとの豫期はあまり想像に過ぎたことであらうか。經濟的不能者は適材を適所に置かぬ所から生ずる。各人が最も適切なる職業へ従事して其能力を發揮し、大なる満足を以つて成功を收め、自分自身にも一般社會にも價値あるやうになれば、經濟生活の調節は決して不可能では

ない筈である。將來、一層經驗を積んで、此方法を普遍すれば、經濟生活の不適を防止調節し、後進の教育と發達は著明なる個性や、趣味、才能、氣質、希望等を考慮斟酌して指導するやうになり、現在如く個人の發達を全く機會や環境に打任するやうなことがなくて済むのである。

此方策如何なる所へ導かれてゆくのか、其回答には誰でも窮するであらうが、其結果が人類に貢獻を齎すことだけは明白である。

第五章 再教育に就いての問題

四二

各方面から蒐集したものの、主としてイギリス及びカナダの経験から得られた統計を見れば、戦兵の再教育及び就職問題が如何なるものであるか大體の概念を得ることが出来る。大戦は、案外早く局を結んだからよかつたが、若し戦争がいつまでも遷延するのであつたならば、合衆國も同様、此問題に直面しなければならなかつたのである。統計の數字は、略、四年間に互る戦争の結果を表示してゐる。これは、野戦、塹壕戦の死傷者及び負傷後再び戦地へ臨んだ者の數を含み、そうして、今日迄發展した軍事的活動の殆んど全般に互り、合衆國が再教育を施すべき者の割合を適切に表示せるものとして認められてゐる。

各交戦國間の平均をとつて見ると、毎年再教育を受ける者は、動員された百萬人の中、一萬人の割合である。此一萬人は、前職へ復歸し得られぬ程の重傷者で、退院後の能力に相應しい再教育を政府に依りて授ける必要のある者であつて、これを輕傷者の教育問題と混同してはならぬ。此外に、重傷者には違ひないが、前職と全く相違した職業には就くことを要せぬ者が數千人もゐるであらう。

こんなに死傷者が出るのは、全部實戦の結果であると思つては間違ひである。戦争は「最も危険な職業」であると言われてゐるが、三百萬人の合衆國々民中、假令、平穩無事な日常生活を營んで居り

乍らも災難に依りて重傷を蒙る者が毎月何千人としてゐるのである。此等三百萬人の者をして全く不慣れた常住劇動を要する環境に置く時は無論のこと、極平和的生活を送らせるとしても、兎に角、全然生活様式が變ずる場合には、傷害の數は一層多大なものにならう、この外に不斷、危険なる武器、爆發物を取扱つてゐる者、貨物自動車の使用、取分、政府經營の紡績工場の勤務等を考へ合せば、それだけでも死傷者の數が多大に上ることが理解せらる。

戦ひが急激に局を結んだ結果として再教育問題が頗る重大なるものとなつたのは、正に理の當然である。

一九一九年二月二日、パーシング大將は、當日迄に於ける合衆國側の死傷者は、行方不明、捕虜を合して全部で三十一萬一千三百四十九名に上ると電報にて報じてきた。其内譯は左の通りである。

戦死者、(海上にて死亡せる者三百八十一名を含む)	三萬九百七十八名
戦傷に因る死亡者	一萬二千九百四名
病 死	一萬八千七百七十四名
其他の原因に由る死亡者	二千七百一名
負傷者	二十二萬九千三百二十六名
合計	二十九萬四千六百八十三名

四三

負傷者の内訳

四四

重傷	九萬四千二百二十二名
やゝ重傷	四萬三千百六十八名
軽傷	九萬二千三十六名
合計	二十二萬九千三百二十六名
行方不明	一萬四千二百九十名
捕虜	二千二百七十五名

右の負傷者は、職業再教育を受ける者を全部含めてゐる譯ではない。敵國占領地の守備に當つてゐる中には、勢ひ其数を増すであらうし、その上、一九一九年二月中、シベリア及びムルマン沿岸 (The Murman Coast) に出動せる大部隊の遠征軍のあるのを知らねばならぬ。

聯邦職業教育局長チャールズ・エー・プロッター氏は「自分が取扱はねばならぬ療兵は、七萬五千人以上にも上る」と述べてゐるが、併し、是非とも再教育を必要とする者は、療兵中の約一パーセントに過ぎぬことを記憶せねばならぬ、もう一つ注意しなくてはならぬことは、再教育の問題は、決して單に片足や片腕或は視力を失つたものの教育に極限されてはゐないといふことである。盲目者に就いて言へば、現時行はれる戦争の兇暴さと、毒瓦斯の使用を含む各種武器の複雑さを考へ合せる時、盲目者の数が意外に少數なることには驚くばかりである。傷病の爲め歸國を許されたカナダ兵四萬一千

名の中、視力を失つた者は、僅々四十名に足らぬ程で、これは毎週間の平均数を略表したものと云つてよい。恩給を支給されるイギリス兵三十四萬一千二十五名中、眼部の各種患者（隻眼者其他一般視力の障礙）は、二・八パーセントに過ぎない。アメリカに於ても盲目者の割合は同様、驚くべき程の少數である。一九一八年十二月ゼー・イー・ヘンドリックサン博士は、軍醫總監と合議を遂げ、戦傷其他に原因する盲目者の全数は、當日までには三十名に過ぎずと発表した。一九一九年一月六日、英國に設置せられたる全合衆國軍病院眼科部の擔任者にして眼科専門醫、ウィリアム・テイ・シューメーカー少佐の發表する所に依れば、大戦中盲目となれる合衆國側の兵士は、全部で百名には満たぬさうである。該少佐は曰く。

我軍の數多の死傷者数を考察する時、永久的に眼部を負傷した者僅少なるには驚愕に値する程である。勿論、一瞬を消失した者は多數にわたるが、大戦中に使用した毒瓦斯の爲めに盲目となつた者は甚だ鮮い。毒瓦斯は、眼に頗る疼痛を與へたが眼の主要部まで侵すことはなかつた。

四肢の切断者も五パーセントに満たぬ程らしい。先に掲げたるイギリス兵の場合を例とすれば、下肢に負傷して切断を除儀なくせられたる者は僅々二・六パーセント、上肢の切断を必要とする負傷は猶下つて一・四パーセントで、外部的打撃に因る負傷、即ち、外傷の中、最下位に屬するものである。戦傷兵百萬人中、再教育を要する一萬人は、殆んどこれを外科的及び内科的患者に截然と等分する

四五

事が出来る。即ち、五千名は内科的治療のみにて済むもの、残りの五千名は純然たる外科的患者であるが、中にはある種の手術を含んでゐても必ずしも切斷が必要ではないが、内科醫よりも寧ろ外科醫の治療に重きを置かれるものである。外科的治療を要する五千名の中、約五百名は四肢の何れかを切斷すべき者、其中約三百名は足部、二百名は腕部を切斷すべき者である。此數字は多少變化するともあらうが先づ平均を表したものと云つてよい。

カナダのトロントに設置せられたる陸軍整形病院より得られたる材料は、興味があり、且つ例證的のものである。此病院は純然たる整形病院で、さう言ふ患者を集中させてあるから、其心算で次の數字を讀まねばならぬ。一九一八年五月二十四日迄に此病院にて取扱つた切斷患者は、一千百六十九名であつた。其中、八百六十八名は下肢の切斷、三百一名は上肢の切斷である。前者の中、五百二十三名は大腿部の切斷、三百四十五名は下腿部の切斷である。後者の中、百九十四名は上膊部、百五十名は前膊部の切斷である。左手及び左足には切斷を要する負傷が屢々見られる。正式に射撃をするには左手を曝露して銃身を支へるからである。之れに反した右手は、銃尾及び銃床に依りて幾分庇護を受ける。左足は又普通前方へ出されるから右足よりも一層銃の標的と成り易い所がある。

此點に關しては、イギリスの恩給受領者統計表も亦興味のあるものである。一九一八年四月三十日迄恩給を支給されてゐた傷病兵三十四萬一千二十五名の百分率を示すと、眼部負傷者二・三、切斷

を要すべき下肢の負傷者一・四、同じく切斷を要せざる者一・九、切斷を要せざる上肢の負傷者は腕の部八・四五、手の部四・四五、頭部の負傷者四・〇、ヘルニア八・〇、其他の負傷五・五五、肺病一・六〇（傷病中の最高位を占む）、リウマチス六・五、發狂〇・七五、聾者二・〇、凍傷（下肢の切斷を含む）〇・九、其他の疾病一八・三六。

上記の數字によりて、問題は單に不具にのみ留らぬことが明瞭であらう。外科的手術を要する患者は少數であつて、各種の疾病を併發せる患者の方が一層問題となるのである。例へば、砲彈の爲めに上肢や下肢の筋片を失つた者は其部分の活動を不能にせられ、前職に従事することを阻害せられる場合がよくある。とはいふものゝ、こゝにいふ純然たる外科的患者は、治療上からも再教育又は就職の方面からも寧ろ取扱ひが簡單である。上肢下肢の缺陷者は適不適はあつても豊富なる就職口を與へることが比較的容易であるが、内科患者に對しては中々簡単にさういふ分類を許さないものである。これは、單獨なる疾病に罹らざる者でも併發患者でも兎に角、組織器に關する疾病の全範圍に跨つてゐると言へやう。毒瓦斯に當てられた者は肺臓や心臓を害せられ、榴彈の衝撃に依りて神経系統を亂された者は同時にリウマチスに犯され易いが、かういふ者に對して體内を使用せしめず心臓や肺臓を緊張せしめぬやうな職業、神経を痛めぬやうな職業、或は冷氣や濕氣でリウマチスに影響を及ぼさしめぬ職業を選択決定することは中々容易ならぬ難問題である。片腕の者にある種の手藝を宛行つてゆく

ことは、大して難しいことではない。其中の多数は殆んど再教育が要らぬ程である。法律家が片腕を失つたからつて新職業を修めなくともいゝのは自明の理である。齒科醫、表具師、鉋師、汽罐製造者、ペンキ職等は、新職業の履修を餘儀なくせしめられ、片足を失つた農夫や其他多数の機械的方面の労働者も再教育の必要はあらうが、しかし、かういふ種類の者は問題の解決がさして困難ではない。最も厄介なのは内科患者であつて、再教育問題の隨着する所は、各個人の問題であるといふ事實を強調する所までゆくのである。先づ第一に、患者に許されぬ職業範囲を決定する爲めに内科醫を招聘せねばならぬ。彼等は、心臓病患者には過勞を課してはならぬ。癲癇病者は急速に廻轉する危険なる機械類へ接近せしめてはならぬ。リウマチ患者は、疾病に影響を及ぼさぬ職業を與へねばならぬと指定する。其次に、醫師の決定せる範囲内に於て何等かの職業を見付けてやらねばならぬ。さうして、これは患者自身に訴へるやうに興味のあるものでなければならぬ。患者が選ばれたる職業に心から同意し、業務に興味を有することは最も重要なことだからである。これを看過すれば、訓練をしたとて用をなさず、新職業に對する進歩も豫期せられぬのである。

作業に成功を収めるものと収めぬものとを表示せる職業目録の作製にも努力が拂はれた。併し乍ら、ある種の負傷者を特定の職業へ一般的に適應せしめることは甚だ困難である。右手を失つた者は、再教育が最も厄介なるものと看做されてゐるが、事實、鞏固なる意志を以つて只管成功へ精進し

なければ到底成功發達なしとされてゐる多数の職業に於て實績を挙げた者もゐるのである。片手と片足しかないピッグラーといふ職工は、一九一八年ニューヨークのあるピアノ工場に於て各種の作業を満足にやつてのけた。片手片足の者が實際其工場に於ける凡ゆる作業に従事し得ることに専門家を吃驚させた程であつた。これに關聯してジョン・カスバート・フアラー氏は左の如く語つてゐる。

不具者でゐながら、成功を収め、或は、成功を収めないといふことは、單に、他の者に對して、何を試みたらよいかを暗示してゐるに過ぎぬ。問題となるのは、各不具者の適應性である。さうして、不具者の教育、前職、趣味、傾向、不具の性質、一般産業又は各職業の状態、其他の要因が問題を決定するのである。

一九一八年六月十日、シカゴに開催された各産業附屬の醫師會議は、此問題に關して、不具者の取扱ひは尙く造個人的のものであつて、各患者は、各々、醫術、技術、經濟及び個人的要素の方面から研究されねばならぬ、との意見の一致を見た。同會議に於て、デー・ビー・キッドナー氏も同様な意見を述べて曰く、「不具者に課せられるべき出来合の職業目録といふものはない。不具者は、各自の技倆に依りて取扱はるべきものである。」フランスの教育家ブリヨン氏も「決つた職業目録を作製して不具者を教育するのは輕卒な罪を免れぬ。何故ならば、最初は逆も不可能に見えてゐても、豫期しない才能や技倆が表れて作業をやり通せる場合が度々發見せられるからである。」聯邦職業教育局は、個人の争闘は、現時行はれつゝある世界の争闘も同様であつて、「勝利の意志さへあれば屹度勝利を得る」

といふのをモットーとしてゐる。

五〇

合衆國政府は、前職へ復歸し得られぬ程の不具者を再教育すると同時に、再教育を受けた職業への就職も引受けてゐる。彼等は適職へ口を捜してやられるばかりでなく、當局者は、いつも彼等と接觸を保つて保護の任に當るのである。こればかりでも中々大きな仕事である。併しこれは、彼等を甘やかすとか特權を豫期せしめると云ふ意味ではない。否さういつた種類のものも毛頭ないのだ。訓練の課程を履んで世間に出て來れば、最早や彼等は獨特の技術家であつて、教育や訓練のも蔭で肉體的にも立派に自己を確立するに足るものである。但し政府は、彼等が公平なる取扱ひを受け差別視されぬことに注意し、同時に貸銀を支給されてゐる以上、正常に作業に従事して雇主に對しても正義を盡さしめるやうにする。

負傷者を再教育して新職業に就職せしめる外に、合衆國政府は、戦傷の爲めにこれ以上の勤務を許さず、止むを得ず職を解かれた者にして前職に従事し得る程度の負傷者には、前職への復歸運動も計畫されてゐる。聯邦職業再教育局は、彼等が就業に差支へない程に快癒して退院すると同時に、早速就職口を用意してやるのである。今日迄の経験に依れば、一時軍隊生活を送つて産業状態との接觸を全く絶つた者は、職を得ることが頗る困難なることが明瞭となつてゐる。戦時は非常時である。戦場より歸還して見れば、最早就職口が得られなくなつてゐる場合もあらうし、其間には産業状態も變化を

送げてゐる場合もあり得るのだ。それにも拘らず、政府は、躊躇する所なく彼等の就職には努力を拂ひ、彼等と接觸を保ち乍ら、萬難を排し、産業的及び創造的なる職業に復歸せしめる心算である。

五一

第六章 復興の先驅者ベルギー

五二

歐洲大戦の初頭、ベルギー軍は、ドイツの大軍の爲めに悉く粉砕壓服され、勇敢に奮戦した國內の一部を除き、全土を擧げて其蹂躪に任しつゝあつた頃のベルギー瘡兵の状態は、其慘狀、洵に眼もあてられぬ程であつた。國內は、侵略者の手に掌握せられ、彼等は、假令、傷病の爲めに不自由な身となつても、故國へ歸還すること能はず、本國の病院に收容中の者は、退院後、英國か佛蘭西へ落ち延びなければ、殆んど自活の道が立たぬ有様であつた。ベルギー政府は、これを袖手傍觀したのではなく、施すべき策を知らぬ爲め、救護の手を伸ばす譯には行かなかつたのであつた。そればかりでなく、當時のベルギー政府は、政府自身の存立の爲めに苦闘を續けねばならぬ破目に陥つてゐる最中であつた。

其處で、瘡兵中には、退院後、佛蘭西へ行くのもゐるし、海峡を横斷して英國へ向ふのもゐた。幸ひ彼等の多くは熟練工で、本業へ従事し得ぬ程の重傷者ではなかつたので、聯合國の軍需品製造所や其他の工場では、早速、彼等に職を與へるのを躊躇しなかつたが、其他に全く士氣を沮喪し、進取的精神や前途の希望を失ひ奪はれたベルギー瘡兵が大多數に現存してゐた。彼等は、自己と故國の不運を啣ち乍ら佛蘭西中を徘徊ひ歩いた。襤褸々々の軍服を纏ひ、負傷や疾病に喘ぎ、昏迷に疲れ、目的

も希望もなく、人々の情で僅に糊口を凌いでゐる彼等は、寛大なる佛蘭西人に經濟的負擔を課するばかりでなく、風紀の頹廢と戦線の背後にて敵國に對する脅威を傳播しないでは置かなかつた。

當時のベルギー下院議長、シノレル氏は、國難急を告げ、最早、本國に滞在することを許さず、フランスのアーヴルに近きサン・アドレスに難を避けてゐたが、其處へ、貧窮憔悴を極めたベルギー瘡兵の一群がやつてきて衣食と露出しのまゝなる負傷の手當を望んだ。勿論、彼等は、收容せられて衣食を給せられ、必要な治療を授けられた。暫くして他の一群がやつて來た。かくして氏の邸宅は、彼等の心身を回復すべき避難所と化した。其中に、彼等の或者が報恩の爲め何か勞務に服させて呉れと氏に要求した。氏は、これを拒絶したが、其代り商賣でもやつて利益が得られれば甚だ幸ひであると答辯した。其處で、以前刷毛製造者だつた、二三の者が厩舎の中に假店を開いた。その中に氏の邸宅は、全部、戰傷者に依つて満たされ、居間では靴店が開かれ、臺所では旋盤工が作業をするし、其他一廉の技能を持合せてゐる程の者は、部屋之餘地のある限り、適當な場所を捜しあて、は各自の職業を營んでゐた。

瘡兵の精神を轉換せしむべき作業の効果は、靦面に現れてきた。彼等は、益々快活となり肉體的にもめつさり回復を促進した。特別の職業を有せぬ者、或は前職を營み得ざる程の負傷者は、従業者の内助を試み、作業に對して各自の不具を適應せしめんと努力した。此等の者も齊しく皆、著しい進歩

五三

を表し始めてきた。

此時期に當つて、シムール氏は、具に當時の状況をベルギー陸軍大臣に具申し、猶多數の瘡兵の爲めに正式なる再教育所の設置を懇請して其許可を求めたので、早速承認され、それと共に幾何かの補助金も下附せられることになった。かくて、邸内には、運搬自在なる組立の工場や、バラックが設置された。これが即ち瘡兵收容所 (Depot des Invalides) が世に生れ出た顛末である。

該收容所には、看護、治療、職業教育の各設備が編制せられた。アージュルの市民は、此事業に關與盡力し、職工職人の如きは、不幸なる友邦の同胞を復活復興させる爲めには自ら進んで援助する事を惜しまなかつた。教育の科目は、急速に擴張せられ、大工、刷毛製造、玩具製造、鉛工、木靴製造、桶製造、機械學、機械及び木工、旋盤電気作業、家具製造、鑄型製造、製靴、裁縫、製本、印刷、狀袋製造、義肢の製作等を網羅した。

再教育には、更に完全なる治療部、學術部、技術部を置き、患者は實際的方面の作業の外に理論方面の教育も授けられた。收容を許可される資格のある者は、ベルギー陸軍省より差向けられた傷病兵の全部である。政府は、各人一日に付き二フラン・五〇サンティム(一フランは我約三十九錢、サンティムはフランの百分の一)の割合で補助金を交附したが、各患者の實際に手にする金額は二五サンティムであつた。給養掛からは被服を衛生隊からは寢蓆寝具を給與した。老朽勤務に堪へざる者は教師や看護人として軍隊より選抜特

派され、猶衛生隊よりも看護人や訓練者を派遣した。見習中は、一日五〇サンティム乃至一フランの賃銀を支給せられるが、職人級の技師を獲得した時には、平均二フラン五〇サンティムの日給、或は六十フランの月給を支給せられ、其中十フランだけは小遣ひとして各人に充てがはれ、殘金は預金として据置き、修業後、本人に拂戻されるのである。必要なる職業用具は、一式手にすることが出来、さらして月賦に依りこれを辨済する。

當時、一愛國的ベルギー人がバリ、ルーアン間の中途に位するヴェルノン市に近きポルヴィレに於て、セーヌ川に沿へる廣大なる地域を政府に提供した。フランス政府は、ベルギー兵を主客として迎へるのに吝てなかつた。かくて、ポルヴィレに於ては、大規模の復興病院と治療工場が計畫された。一九一五年七月十二日に、工兵の一部隊及び其他の勞働者は、愈々建築に着手する爲めに土地の開拓に掛つた。八月二十一日、作業を開始した許りて未だ進捗を見ない裡に瘡兵達がぼつ／＼到着し始めた。彼等は、病院を退院した者であるが猶正式に再教育と作業を履修することに決定したのである。かくて、國立瘡兵再教育學校 (National Belgian School for War Disabled) は、創業より僅々一年の間に盛んに事業が行はれ、再教育を受ける者が一千二百名に上つた。

一九一四年十一月、再教育學校設置の決定と共に、ベルギー政府は、當時軍病院收容中の者に對し再教育を強制すべき旨の布告を發した。この布告は、間もなく凡ての戦傷除隊兵にも擴張されること

になつて、戦傷兵の全部は、除隊證書を撤回、再招集されて體格検査を受けた。國內を漂泊放浪してゐる者は、それ／＼必要な治療を受けることになり、直接ポルツグレイ又はシヨレル氏の療兵收容所へ差向けられた。フランスやイギリスに滞在して堅實なる職業に従事してゐる者は其まゝとし、たゞ、給料を支給せずに賜暇中の者として名簿に掲載されてゐた。フランスのルーアンにはベルギー軍病院に附屬せる工場があつたがこれも再教育所として使用された。

五六

ポルツグレイに於ける再教育學校は、次第に發展して九十以上の細長い木造バラックを有する程の廣大なる建物となつた。各バラックは、同一の様式で、二重壁、セメントで基礎を固め、野戦病院の如く運搬自在である。譲受けた當時其地にあつた建物も種々利用された。長いバラックの一端には廣潤なる集會所があり、其向側は、治療所と職員宿所が立つてゐる。他の一端には汽力挽材工場、指物工場、大工々場等が列つて其場で樹木を切つて、材木其他營舎用の造作を製造する。挽材工場向ふには、自動車々庫、修理工場、自動車機械學教室があり、それらより離れた所には、厩舎及び養鶏場がある。兵站部は、鶏肉や鶏卵を重に養鶏部から得てゐる。建物の前面には、耕作のよく行届いた廣大なる農場や市場向の菜園があつて、市場向の園藝教育、治療的運動の外、收容者に多量の新鮮なる食料を供する等、種々の目的に使用される。建物は必要ある毎に増築せられた。監督の任に當る者は、陸軍大佐で、嚴格なる軍隊的秩序が維持せられる。

部門は、治療部、學術部、技術部の三部より成る。治療部の重なる職務は、再教育に必要な各患者の基礎を準備し、患者を研究審査して各自の資格に従ひ之れを分類することである。其他各種職業に於ける不具者の作業を安易ならしむる整形用器具(義肢)も製作する。患者の萎縮せる筋肉及び強直せる關節を回復させる爲めには、患者に自然療法と正式の體操を課し、猶工場に於ける作業に依りて斷端に於ける筋肉の發達を補足するのである。學術部は、各種職業を修得せんとする者の爲めの學課目を用意して各職業の理論方面を教授し猶事務員たらんとする者の爲めに専修科を置く。理論教育の一般方策は、各職業を通じて同様であつて、其中には、工具、機械、原料、出所、製法の研究、價格決定、製産品販賣の方法等を含むしてゐる。學術部長は、技術部長と共に工場主任や教師を全部集合せしめて會合を開き、理論教育をして實際に作業に裨益あらしめんと懸命なる努力をする。例へば、木工や金屬工は、製圖教室に出席して製圖を理解し、實際これを應用せしめるやうにする。

専修科は、事務員を希望し、教育經驗が其方面の傾向を有する者の爲めに設備せられたもので、更にこれを初等科、文官豫備科、商業科、師範科の四部門に分つ、初等科に於ては、フランス語、フランス語、算術、幾何、商業原理、歴史、地理、初等經濟學等を教授す。ベルギーの鐵道は國有であつて、大戦前には多數の従業員を運轉手、制動手、驛夫として使用してゐたが、其中大戦後、戦傷の爲めに前職を營み得ざる者は、初等科に於て、事務員、會計掛、電信技手、切符發賣人、鐵道仲介

五七

者、其他の使用人として訓練せられる。學期は、普通之れを二期に分ち、一期の修了期間は各六ヶ月である。

五八

文官豫備科の學科は、語學ではフランス語、フランダース語の外に猶外國語一科目を増し習字、地歴、商法及び憲法、算術、代數初歩、平面及び立體幾何、初等物理學、經濟學、速記及びタイプライティングを含む。學期は三學期で、各學期は四ヶ月間にて修了する。

商業科は、之れを二期に分ち、一期の繼續期間は各六ヶ月である。第一學期に於ては、初等簿記、商業算術、四ヶ國語、商業地理、速記及びタイプライティングを習得し、第二學期に於ては、生徒をして専ら、簿記掛、商業通信員、無線電信技手の専門家としての養成に努む。

師範科は、二學期で、各學期を六ヶ月と定めてある。教師達は大戰迄多くは、教員、大銀行に於ける専門の會計掛、重要な行政事務に携つてゐる官吏等であつた。

療兵がポルヴィレーに到着すると、治療法の適用を決定する爲めに、彼等は先づ第一に、嚴密なる醫學的検査を受ける。其次に、一般學業及び智能の程度の調査を受ける。これは再教育を施行するに就き、彼等を分類して適職決定に資する所あらしめん爲めに行はれる。充分なる普通教育と精神の敏活を缺ける者には不向きな職業があるからである。第三回目の審査は、技術部長自ら之れを行ふ。技術部長は理解と同情に富み、患者の内心を捕捉して熱情と樂天を相手に通ぜしめねば止まぬ體の態

くべき能力者である。彼は新來者を作りて諸工場を巡回し、各職業の研究又は作業中の者と語りしめて、職業を未だ決定せざる新來者の潜在的傾向や趣味を完全に理解せんと務めるのである。

此豫備的審査が済むと、各患者は、一人々々治療、學術及び技術部長より成れる委員會へ出頭する。委員は、各患者に就きて各自の審査せる所のものを比較研究し、各患者と其嗜好選擇に就きて問答相談し、然る後、如何なる職業へ見習として編入すべきかを決定する。見習者として編入されてより一週間を経過した後、若し選擇を誤れる事が判明すれば、患者は再び審査を受け、猶一層適切相應する職業への指定を受くるのである。

技術部に於て訓練せられた職業は殆んど四十種以上に互つた。其中には、大工、機械大工、細物大工、鋳型製造、玩具製造、軍用又は家庭用小道具の製作、木彫、木靴製造、材木磨き、燒畫術、眞鍮柔皮打細工(Brass and Leather Repousse Work)、一般機械學、酸素アセチレン、銲接、自動車運轉及び同機械學、鉛工及び亜鉛細工、時計製造、電氣作業、製靴、馬具製造、裁縫、毛皮製造、家具製造、バスケット製造、植字、印刷、彫刻、木版術、寫眞版製作、活動寫眞映寫術、理髮、刷毛製造、設計製圖、各種の繪具、パン焼き、養鶏市場向園藝其他一般農業等を含んでゐた。

一職業修得に要する期間は別に決定せられず、これは、各人の趣味傾向と不利益な置位(不具)を征服すべき能力の多少に俟つべきものだからである。但し教授法如何に依りては、普通見習に必要な

五九

りと想像せられてゐる期間を強度に短縮し得ることを發見した。工場は、教授と製産を兼ねてゐるが、併し、製産増大の目的の爲めに教授の效果迄も犠牲にするやうなことはない。各工場の製産品は、多くベルギー政府の注文に應ずるのであるが、政府の注文が各種のものを網羅しない場合には、民間會社よりも注文を取ることになつてゐる。

六〇

新來者が幾何種々と詰掛けてきて、彼等を分類して適切なる見習作業へ就かしむるのに困惑する事はなかつた。新來者達は、一團に組合はせられて指揮者の監督の下に作業を開始する。この豫備的訓練が経過すると今度は、各自の能力と進歩に準據して新しいグループがつくられる。作業は指揮者、職工長及び醫師に依りて慎重に監督せられ、如何なる場合でも失望落膽することは許されぬ。職業に依つては四名毎に一指揮者が附隨する程である。

嚴密に言へば、ポールツァーに於ける訓練は、強制的のものであつたが、實際の例に當嵌めて見ると、この強制は、病兵を當地に護送して留置き、訓練を強制するといふ程度に於て始めて價值を生ずることが判然してきた。創業當時の頃には、幾多の紛擾が発生したのであるが、一九一七年七月二十三日のブールベルデ・ド・パリ紙は、此問題に關して多少痛烈なる論評を加へて後曰く、

これを約言するに、重要な失敗の原因は、刺し主義と軍律の下に彼等を統一し、軍隊内にあるべき者をして、再教育と其目的の爲めに、勢ひ公民的生活を回復し、公民的資格で雇傭を受けねばならぬやうに差向けるからであ

る。

併し、これらの紛擾も便宜上採用せる強制法が漸次不確實性を帯び軍隊的色彩が稀薄となるにつれて次第に調正されてきた。強制法よりも再教育の履修を勸告説服する方が適に效果あることが判明したので、追々此策を採用することとなり、軍隊的空氣は唯、管理上のみ保留された。ポールツァーに於ける此狀況に就き雜誌「覺醒」二卷に曰く

強制的訓練の正當なることは、たゞ其合法たるに留り、實際の訓練に效果なきは、至極明瞭なる所である。強制は、如何なる場合でも採用すべきものでなく、ある再教育學校に於ける失敗の八十八パーセントは、此制度の不理解より惹起したと言はれる程である。

ポールツァー再教育學校經營の費用は、全部ベルギー政府の負擔で、其經營には、なるべく經濟的方法を用ひ、建築費も技術と材料を精選して能ふ限り經費を節減した。現在使用されてゐるバラックや小屋は、荒地開拓の場合の寄宿舎用に充てる心算になつてゐるも、永久的建物は、所有者より提供した材料で建築したものである。火力費は伐材及び其運搬に要するだけで済む。食費は農業園藝、養鶏部の學生より野菜、鳥類、豚等の供給が多量にあるので頗る輕減される。肉屋、パン屋其他の者も各自の腕前を振つてそれ／＼奉仕する。

各生徒は、政府より勤務中の定額、即ち、一日四、三、サンテ、一、ム、の扶助を支給される外に、工

六一

場製産品買上高の中より一日五〇サンテ、ム乃至一フランの貨銀を受くる。製産品より生ずる利益は、一般維持費の補助に充當せられる。

六二

肉體労働を欲せざる者、或は、今日迄の教育に依りて、極限されたるポト・ヴェレー再教育學校の科目以外の自由職業に適する者の爲めには、フランスのバリーに家庭大學の設けがある。學生は、フランスの首都の大學、専門學校に於て、最高なる學問——法律、醫學、自然科學、哲學、教育學、商業學等を習得することが出来る。書籍其他の學業用品は、ベルギー文部省より提供せられ、各自好む所の學校へ出席する事を得。學生は、幾何かの學費を支給せられてブラックに居住する必要なく、時々要する治療に關してはフランス當局者との間に協定が成立つてゐる。

第七章 組織的に發達せるフランスの復興事業

瘡兵の再教育及び復興策に關しては、フランスに於てもベルギーに於ける如く一個人の立案施設した所のものから次第に進歩發達して來たものである。

一九一四年の晩夏より秋にかけてベルギー國境に沿ふて行はれた苦戰と、マルヌ及びエヌヌの大激戰によりフランスの病院は既に戰傷兵で充満してゐたので、治療の濟んだ者より順次退院せしめることにした。大部分の者は、健康を回復して戰線に於ける各部隊に復歸したが、中には、戰場に立つて再び奮闘すべき希望を全々奪ひ去られたものもゐた。彼等の戰傷や切斷部は、既に快癒して必要な義手義足を充行はれたものゝ、猶將來の軍事的利用方面から見ると、彼等は、永久、考慮外に置かれる外に設備もなかつた。極小額とは言はず、兎に角、幾分の恩給には浴してゐたが、これによつて彼等の生活を維持するには全く不充てであつた。

當時は、人間の燃料が猛烈な勢ひで、戰爭機の中へ投込まれつゝある際であつて、當時の政府としては、宛も灼熱した熔爐より掻き出されたやうな燃滓の断片迄も考慮するが如き逸は連も持合せてゐなかつた。殘灰は、後、拾ひあげられて利用の道を見出すこともあらうけれど、火焰を持続させるには、鬱勃たる活力が當時、猶豊富だつたので、其必要が未だ顯著ならず、將來とても其必要が起るだ

六三

らうとは見えなかつた。

かくの如く、心身を献げつくした彼等は、狂暴なる戦線より遙か背後の沈滞停頓せる生活へと翻けらるゝに至つた。彼等は已に役目を済して了つて、今や何等の生産を成さずして消費する所の経済的負擔である。彼等の不運なる現状より見れば、將來の乞食的生活と慈善的扶助とは避くべからざるものゝ如くであつたので、彼等は幾久しきに亙る前途を悲觀して惘めてあるばかりでなく、他の者の志氣迄も沮喪せしめる張本人であつた。

恰度其頃リオン市の背後に當る所へ、かういふ療兵の一隊が流れ込んできた。惜しむべき彼等の若さに對しては、不十分なる恩給以上のものを以つて酬ゆる所あらねばならぬとは、當時の一般の風潮であつたが、これを一層具體的に考へる者は、當時絶無であつた。彼等は、數日或は數週間の間は、大なる歓迎を受けて持囃されたが、當時の國民は、實戰其物に夢中になつてゐる折柄として暫くすると昨日の勇士は、遠く後方に推しやられて最近の勇士が、これに取つて更るといふ有様であつた。そこで、事態はそのまゝ推移して行つたが、遂に、リオン市長エドアル・エリオ氏が自ら出て、此問題解決の衝に當ることになつたのである。

エリオ氏は、此等の療兵は、未だ可能力と残れる價值を有する者であるとの決論を下した。彼は、彼等をして後方勤務に必要な作業に充當せしめ、今日迄、其職務に携つてゐた健全兵は、必須を告ぐる戦線に廻して、倭入軍の撃退に備へることが出来得ると見たのである。猶同氏は、今迄、等閑に附されてゐたこの力を戦争に利用し得るのみでなく、平和再來後の一般整理期に際しては、最も重要な役目を果すことも出来ると推定した。其頃には、各種職業に於ける熟練者が缺乏するからである。かくの如くすれば、彼等は、最早、無意味なる負擔を國家に課することもなく、國庫に信賴する單なる恩給受領者でもなく、知己親戚や各種團體の恩惠を受くる必要もなく、戦事中も平和恢復も等しく、各自相應する何等かの負擔を確實に履行し得ると言ふのである。

茲に於て、エリオ市長は、リオン市當局者に謀るに一再教育學校を設置して前職を營み得ざる者の爲めに其負擔又は不具に適應すべき他の職業を教育訓練せんことを以つてし、自己の抱負を實驗することにした。氏の建議は、認可せられ、さうして、一九一四年十二月十六日、愈々、リオン市立再教育學校は、たつた三名の生徒を以つて授業を開始した。翌年の五月になると、校舍の設備が頗る狹隘を感じたので、當市の近郊に猶一校を増設し、第一のものは、マルヌ大戦の英雄の名に因み、これを「ヨツフル再教育學校 (École Joffre)」と名稱し、第二のものは、これを「トゥルヴェイユ再教育學校 (École de Tourvelle)」と命名した。

シロール氏の創立にかゝる療兵收容所の價值をベルギー政府が急速に認識した如く、フランス政府もエリオ氏のヨツフル再教育學校に大なる可能性を認め、故活なる活動を開始した。恰度其當時、

リ市近くのサンモリスに、不具、痲疾者授産所 (Industrial Home for Cripples) があつたので、直ちにこれを政府に移管し、さうして、一九一五年の五月には、三百名の生徒、收容力を有する国立痲疾再教育學校 (Institut national professionnel des invalides de la guerre) が開校せられる運びとなり、而も直ちに満員を告ぐる盛況であつた。再教育の驚異が次第に傳播せられ、痲兵でも残れる能力を利用して再教育を施せば、身の不自由を征服し得ることを公衆が知るに及んで、此事業を企圖する者が國內の四方に起つた。各縣や市の當局者も、職業組合も、個人的博愛者も、大なる興味を之れに注ぎ、自ら進んで復興事業を計畫した。つまり痲兵の復興は、當時の人氣に投じた譯で、一般民衆は、平和再來後の長年月に互る不況に際して、單なる恩給と勇士たるの裝飾では、痲兵の生活には不充て間に合はぬことに氣が附いて、猶一層其利益を計るべく熱心に、エリオ氏の例に倣つて進んで行つたのである。

再教育學校は、所々方々に設置せられ、頻りに満員を告げてゐた。さうして、再教育を求めて行つた此等の戦傷兵は、實戦に臨んだやうな熱情と決心を以つて作業に従事した。何故ならば、後方勤務者の部裂を彼等が引継ぐことが出来れば、後者は、彼等の残した戦線の空所を満たし得ることを理解してゐたからである。恰もそれは、後方勤務者に代つて職團をするやうなもので、願ふ彼等の心情を動かしたのであるが、其他に、戦後、充分なる賃銀を得て、少額なる恩給を補足せんとする實用的方面の利益も亦看過せられぬ事實であつた。

商務大臣は、痲兵の再教育に充當せしめる見地より、これらの再教育學校を、全部自己の管轄内に置いた。痲兵は、正式なクラスへ入學して適切な作業を學び、又學校によりては、特別なクラスと教師を準備し、或は、全く分離せる特殊な科目の教授を施設せる所もあつた。農務大臣は、痲兵に最適する農業教育部の設置を計畫し、職業團體や美術工藝學校等は、共同して再教育の發展に努力した。

一九一五年の秋迄には、フランス政府は、各痲兵に對する復興策に對して確實なる歩を進め、サン・モリスに於ける国立再教育學校に最善の努力を拂ひ、其設備より、教職員、教授科目、教育方針に至るまで能ふ限り完備充實せしめて遺憾なからしめ以つて、全國を通ずる政府以外の施設に對して模範を示さんと欲したのである。公衆の注意は、痲兵に對する國家の義務に集注せられ、それと共に復興及び就職事業も大なる進歩を劃した。一九一六年商務省の調査に依れば、當時、復興に竭してゐる學校は、百校以上も存してゐることが判明した。其中には、僅か數名の生徒收容力しか有しないものもあれば、又一方には、充分二百乃至三百名を容るゝに足る大規模のものもあつた。其多くは、公衆又は、一個人の愛國的發露より創設せられたもので、全部退役兵の爲めの施設であつたが、国立再教育學校及びバリー、ニョイリーに於ける二校を除き、陸軍病院と關係を保ちつゝ經營してゐるものは一つもなかつた。

兎角する内に、收容生徒の不足から不平を訴へる學校が二三出て來た。それは、適切なる被再教育者の不足からではなく、長期に亘る病院生活の後、退院した者は、取分け、訓練等を受けやうとはしなかつたからである。其中の或者は、知友や公衆の阿諛追従に依つて、すつかり墮落廢せられ男らしくない作業に従事することは、勇士の估券に關すると思ひ、或は、訓練を以つて戰時勤務と思考し、戰時勤務は、已に竭せりと明言するであつた。多くの者は又、訓練を受けて餘計に賃銀を收得すれば恩給を輕減されると云ふ懸念を抱き、中には興奮せる戰地生活と病院に於ける長い監居生活の爲め、現實の生活が如何なるものであるか理解し得なくなつてゐる者もゐた。當時は瘡兵を強制的に訓練するに就き、健全なる輿論が未だ定形を成さず、彼等は既に軍役を免除されてゐるので、訓練を強制すべき何等の権力もなく、形勢は、寧ろ混沌たるものであつた。

六八

自由や怠惰や追従の心よさに迷はされる暇もなく、入院したものは、殆んど全部が全部再教育の提議に應じ、病院より直ちに學校へと赴き、勤勉と熱心を以つて課業に従事することが判明した。そこで政府は、再教育は宜しく退院以前より開始すべきことを確認するに至つたので、一九一六年六月二日の布告に依り、規模大なる自然療法病院や外科病院と關聯して事業を開始することとなり、病院附近に設置せられたる再教育學校は全部、該病院に附屬せしめられた。更に政府は又、重要な再教育學校に附屬する自然療法病院の設置を思ひ立つた。其後は、生徒の收容が頗る容易となり、文字通り凡ての者は、再教育の履修へ喜んで應じてきた。かういふ方法を採用すれば、彼等の胸中に仕事を免除されるべきものだとか、餘生を安閑と空費すべき政府の冗職を興ふべきものだ等といふ考へが萌さな

い中に、復興の價値を強調することが出来るのである。

各再教育學校の管理法、經費編成法等には多大の相異があつて何等の統一もなかつたので、一九一六年三月、政府は、専ら戰傷兵の管理に充つべき國立瘡兵事務局 (National Office) を設置し、本部をパリに置き、國內八十ヶ所以上の管轄地に支部を設けた。事務局は、各縣相互の布告に依りて生れたもので、これには、陸軍、勞働、内務の各省も關與してゐた。パリの本部事務局は、主として再教育に關する事務を取扱ひ、各縣事務局の分擔は、事業をして一般計畫に準據せしむるにあつた。

今やフランスに於ける一般復興事業の計畫は、國立事務局に依りて配列せられたるプログラムに従つて決定されることとなつた。國內の重要な所には、復興の中心地とも云はるべきものがあつて、これは各地方に分布せられたのではなく、たゞ重要都市にのみ限定され、治療と基本的再教育を施すべき自然療法病院、義肢の製作、配布、調整所、各種職業を再教育すべき學校、又は、二、三を包含してゐるもので、現在では、此中心地が三十ヶ所以上も存在してゐる。

作業的治療を要する者は、一般病院よりなるべく其住居に接近せる自然療法病院へ移送された。十ヶ所の軍隊駐屯地には、各々再教育學校を伴へる自然療法病院が存置せられて、規定の治療を受け

六九

つゝ同時に、職業教育をも開始するのであるが、此處によく遭遇した困難の一つは、治療の仕舞ひ頃になると、彼等は一刻も早く退院することを豫期し、若しこれが許可されると、教育の済む迄、彼等を引留めることは、幾へ不可能でなくとも頗る困難なことであつた。それで、訓練を完全に修了する迄、退院を差控へさせて、これが對策を講じた。

病院當局者は、登録簿を準備して各療兵入院前後の状況を記入する。空白に記載すべき項目は、住所、家族人数、身分、教育程度、不具別、前職、再教育の有無、希望職等である。この外、義肢及び其後の治療の要不要、職業能力程度等の如き醫學的の意見を記入せるカードを複製して、共にこれを国立事務局へ送付する。療兵が一旦就職する時には就職カードに之を記載し、これで、登録を完了する。

各縣には労働、陸軍、文部、農務各省の地方代表者、職權に依りて會長となる縣知事より指定される委員を含む縣委員會を設置し、其地方に於ける療兵監督の任に當り、療兵をして最適する職業訓練を受けしむるやう努力する。訓練の諸否は、一に該療兵の意思に待つものであるから、各委員は、療兵を其家庭に訪問して、この好機會より享くる利益を印象せしめ、或は、知己親戚より直接再教育を奨励せしめて、其承諾を受く。訪問者は必ず負傷者と同職業の者より選擇し、再教育を履修すれば、假令身は不自由なりとも、立派に生活の立ちゆくことを、諄々と説いて、これを確信せしめるのである。

退役兵にのみ施設せられた再教育學校は、訓練を與ふべき收容生徒の應募に多大の困難を感じた。新聞廣告、ビラ、葉書、各病院に於ける掲示及び内務省より退役兵に配布された小冊子等を利用して、各市長、縣知事も訓練の價値を彼等に強調する所があつたが、一度び離散した彼等を再教育へ羅致すること彼等には逆も困難であつた。

病院に附屬せる再教育學校收容中の各生徒は、能ふ限り自由寛大を以て遇せられ、家族は、各生徒が愈々退院して恩給の支給が開始せられる迄、特別手当を繼續支給せられる。ある學校では、貸銀を支給し、最初は、一日五十サンテーム乃至一フラン、後には、一日四フラン乃至六フラン迄に達せしめられる。或は、工場の生産品を販賣し、原料費を除いた賣上金を生徒間に分配する所もあつた。サン・モリスに於ては、所得の半額を二週間に支給し、後の半額は、訓練を終了して退院する迄保管し、トールヴェイユ再教育學校では、生産品が販賣せられてもせられなくても生活労働價に對しては、月末各自の生産能力に従つて貸銀を支給し、半額は貯蓄して退院後の小資本にするやう奨励されてゐた。其他の學校では、この二策を種々折衷加味した策を採用してゐた。

各再教育學校の秩序に關しては、能ふ限り簡易單純化を旨としてゐた。これに關して国立メンバー各再教育學校長は、次のやうに語つてゐる。

品行や精神、作業に關して満足を與へない生徒は退去して貰ふのである。校規に違反したことをやつて、僅かば

かりの贖貨を受け、その爲めに他の生徒にまで悪例を遺すやうなことがあつては、吾々は迎も我々の目的を達することは出来ぬ。だから別段、懲罪といふやうなものを加へず、又さういふものがあつてはならない。新入生に對しては次のやうな訓示を與へて、充分其意のある所を理解して貰ふのである。

——此學校は、兵舎でもなく、専門學校でもなく、又諸君が熟知してゐるやうな所謂、工場でもなく、廢兵が如何にせば世に恥ぢぬ生活を送り得るか其手段方法を教授する爲めに博愛家に依つて設立されたものである。諸君は食事から宿泊、被服、再教育に至るまで一切の費用を學校で負擔して貰へるのである。諸君が汝々として課業に従事し、好き働き手となるならば、吾々は諸君の爲めに就職の道を講じ、或は獨力で、店が出せるやう努力をする。其替り、吾々は、たゞ二つのことを諸君に要求する。それは、どこまでも熱心に働くこと、健全なる精神を失はぬことである。こゝへきたのは、働く爲めであるといふことを忘れるやうな者は、出て行つて貰ふより仕方もない。こゝには何も懲罪といふやうなものはない。諸君はわざ／＼こゝへ來る必要はなく、吾々とても強いて諸君を收容する義務もない。思はしくない者は、退去して貰つて熱心な生徒を收容した方がいゝからである。しかし、諸君が仕事に對してベストを盡すことを惜しまへしなば、吾々とても、力の及ぶ限り、諸君の爲めに努力をするのである。

或場合には、公平の立場から警告を發し、或は幾度となく反復する場合には、退去を命ずるやうな少數の異例もないではなかつたが、多くの學校では大體、上述の意義を取つてゐたので、秩序に關しては些細なことでも容赦しなかつた。何故ならば、身を挫かれた部隊（即ち廢兵）で平和戦に備へん

爲めには、實戦の用意をすると同様、嚴肅真面目であることを要するからである。

縣委員會は、勞働狀態の研究もしなければならぬ。情報局 (Bureau of Information) は、これを公開して廢兵の利害に關係する凡ゆる方面の報知を受けた。國立廢兵事務局は、職業紹介所、勞働監督官、製造者、其他の雇主を通じて規模大なる調査を行ひ、各種不具者に可能なる職業目錄及び各職業に適應する不具一覽表を作製するを得た。此調査の結果、産業方面に於ける不具者が、其不具にも拘らず、裕福な生活を營んでゐる幾多の例が発見せられたので此好例を利用して廢兵の競争心を喚起する所があつた。規模大なる工場は、廢兵の爲めに特別な工場を設置し、彼等の舊職業又は新職業への見習所として使用せんことを懇請された。

大なる再教育學校に於ける教授科目は、手工業、事務員養成及び一般職業訓練に分類されてゐた。統計に依れば、最も需要の多い手工業は、製靴、裁縫、バスケット製造、馬具製造、鈍力製造、大工職等であつた。こゝいふ職業を求める者の多かつた理由はかういふ種類の職業は都市でも村落でも、優に生活の道が立つてゆくからである。それに多大の経費も要せぬから、かゝる職業は、大抵廢兵自ら選擇した所のものであつた。廢兵の多くは、村落や、小都市の出身者であつて、かゝる人達は、恩給で補足すれば、あまり過激な勞働をしないで割に樂な生活を送ることが出来るやうな職業を欲求するものであつて、彼等は自分の家庭内へ店を開き、傍ら花園で働いたりさゝやかな菜園を耕したり、

葡萄の手入れをしたりする餘裕を有ちたいのである。

其他訓練を受けた職業は、機械業、印刷術、石版術、活字鑄造、製本、義肢の製作、熟練なる木工、鐵工、靴皮工の養成、錠前製造、刷毛製造、玩具及び紙箱製造、酸素アセチレン及び電気銲接、金屬及び木材旋盤作業、電気技師の養成、鋳型製造及び漆喰作業、馬車塗物業、家具製造、毛皮製造、寫眞術、寶玉細工、ダイヤモンド細工、木靴上靴製造、石材彫刻、理髮業、齒科機械製作、無線電信術、其他無數を網羅してゐた。

右の各種職業中、大戦前迄従事してゐたドイツ人の數が缺乏した爲め、大分影響を蒙つたのがあつた。即ち、ドイツ人は、戦死したり、それだけでなくとも本國へ送還せられたりして、今や彼等にとつてフランスは、茲數年の間は餘り栖み好い土地ではなからうから、其空所を利用しやうといふのである。特殊産業の盛んなる地方——サン・クロワに於けるダイヤモンド細工、オワイヨノーに於けるセルロイド工業の如き——では、廢兵に對してかゝる産業への訓練を授けるやうにした。

商業方面の出身者は、別に有利なる就職を與ふる職業のあることを説明してやつても、これを説服するには多大の困難を感じた。勞働者出の廢兵でも事務員にならうといふ法外な慾望を抱いてゐる者が大部あるらしく見える程であつた。

現今は、フランスに於ても廢兵が遊惰なる恩給取りや官界の冗職希望者に留ることに對しては、最

早健全なる輿論が形成せられ、さうして退院直後も其後何等再教育を受けず、結局親戚も公衆も無意味な生存には同意をさせぬことを發見する者も次第に其影を潜めつゝある。時の経過するにつれて、復興事業は益々顯著となり、組織は改善を加へられ、今やフランスは、廢兵の救護及び其復活に就いては各國中でも一の指導者を以て任じつゝある。

大戦中に於けるフランス側の死傷者數及び再教育を必要とする者の概數は、一九一八年十二月二十日下院議員ルシアン・ヴォアラン氏が下院にて試みた陳述中に表はれてゐる。復員問題の討議中、同氏は政府に對する質問に答へて曰く。

復員に關する明確なる所を申し上げますれば、吾々が動員した兵數は、全部で六百九十萬人でありまして、其中戰死者は百四十萬人で、此中には疾病や負傷で死んだ者を含めてあります。負傷後快癒した者は、八十萬に上つてゐます。

一九一九年一月十四日、駐米佛國最高委員 (The French High Commission to the United States) は一九一八年十一月一日迄に於けるフランス側の死傷者數を左の如く確認した。

死者(戰死者及び負傷後の死亡者)……………百二萬八千八百名
行方不明(死亡せる者と見做さるゝ者)……………二十九萬九千名
計(植民地兵は含まず)……………百三十二萬七千八百名

植民地兵	四萬二千五百名
死者	一萬五千名
行方不明	百三十八萬五千三百名
死者、行方不明合計	三百萬名
負傷者(約)	三百萬名
負傷者中、瘡兵となつた者が七十萬人あるが、此外仕事に従事し得ない捕虜が四十三萬五千名もあることを知らねばならぬ。	
死傷者合計	四百三十八萬五千三百名

第八章 英國の復興事業

瘡兵救護に對する現在イギリスの政策は、復興上の過程に於て、國家より保證と指導及び必要なる程度の財政的保護を與へつゝ、瘡兵及び其家族をして大戦前と同等なる經濟的地位又は能ふ限りそれに近き状態へ挽回してやるといふ政策であると言へる。

併し乍ら、こゝに指摘して置かねばならぬことは、この政策を採用せしむるに至つた基本的原則をなすものに就いては、大陸に於ては、未だ一般的に理解も承認もせられてゐないといふことである。大陸に於ては、一腕、一足、一眼の消失、又は他の負傷に對する賠償をなすに當つては、不具の症狀を準據として之れを決定し、戦前の所得を眼中に置くべきものでないといふ議論が行はれてゐる。然るに英國は損害の中でも、負傷といふものは、絶對的のものであるから、賠償に相違があつてはならぬ。即ち、「同一の損害に對しては常に同一の賠償がなければならぬ。」といふのが論據である。英國人と歐洲大陸諸國民の抱くこの思想上の相異に關し、アーサー・グリーンズ・ホスカツェン卿の論に「一人と大陸民は彼等の主張が抽象的平等に過ぎぬと吾々が見做してゐる以上に吾々の立場を理解してゐるであらうか」との疑問を發してゐる。

瘡兵救護に對するフランス人の考へ方は、如何にもフランス人の氣質に適合してゐるものである

が、其根據をなす所のものは、我合衆國の方針と似通つたものである。即ち、不具に對する賠償は、立法の定むる所に依り、階級や戦前の所得に關係なく評價されるのである。この點から言へば、完全なる復興を基礎とせる英國の政策は、我國のものと比較すれば、よりデモクラティックでないと云へる。英國の政策は、社會的地位を認めてゐるからである。しかし、英國の政策が餘程保守的なものであることを承認するとしても、其施設は、同時に、どの大陸の方策よりも適にちうまかであると主張してゐるのである。つまり、將校の所得は、勿論、多いかもしれぬが、それだからと言つて兵卒の所得は決して少くはないのである。このことは、吾國の救護法に於ても同様なことが見取せられる。それは、該救護法は其の原案より兵卒に對する支給額を増減せずに、將校に對する高額の支給條項を削除して、支給を平板的なものにせるものであつて、其比例は、結局、兵卒に對する原案中の條項よりも幾分、低くなつてゐるのである。

何れにしても、療兵に對する國家の責務に就いて慣習的であつた戦前の英國社會哲學から見れば、療兵を完全に復興させてやるといふ現在の政策は、全く革命的なものであるといつても差支へないのである。一體これ迄の英國は、療兵の救護を主に個人的施設と個人的財政的扶助とに任じてきたのである。恩給や手當は、國家から支給されるとしても、それは、不充分であつた。而も、國家の支給額が少ければ、それだけ多く個人に補足を受けるといふ假定に基いたもので、言はゞ公衆に對す

る一種の政策であつた。幾分正統派社會哲學的趣味を帯びた此政策は、大戰の勃發すると共に瞬時にして其影を消して行つたが、舊制度の下に設けられた施設や基金等は、新制度に於ても確實なる要素として其職能を繼續してゐた。而も既に廢棄された社會哲學を代表する舊制度の執拗さが脱けず、爲めに英國の方策は、幾多固有なる矛盾撞著を曝露した。初期の頃などは、『單なる年代記的產物』で『混沌錯雜なるを免れず』との評を受けてゐるのである。

療兵に對する歐洲大戰前迄の國家的施設の重要なものとしては、小額なる恩給と斷股者に對する義肢の供給範圍に留められてゐた。それ以上のことになると、國家は斷然と其責任を拒絶した。アーサー・グリフィス・ボスカウ、エン卿の言を借りれば、『舊策は、其狀況に依つて或は恩給を支給し、或は拒絶して療兵を路頭に迷はせるもの』であつた。そのあとは個人の團體が、其慈悲に應ずる施設に依つて療兵の救護を引受けてゐるのであつた。

大戰以前、『よく服務中に結婚する』と言はれたが、これは、餘り體裁のいいものではない。(譯者註) 英人は、餘程、喧ひつめた上ではなからなかつた。今日から見ると、英國の常備軍は、數から言つてもたいしたものではなく、其大部分は又、傭兵として身を軍籍に置いた獨身者の軍隊であつた。それが傷病を得た場合の英國兵は、自分一個人だけ、個人や公衆の保護を受けて一般に其家族たる細君

や子供は含まなかつた譯である。併し、現在は大部それと趣を異にしてゐる。陸軍省の俸給支拂簿に掲載されてゐる細君の人員數は大戦の開始より二ケ年の間に數百人より一躍百萬人に増加したといふのを見ても理解せらる。

遠征軍に参加せる今日の各英國兵は、最早一般民衆の利益と責任から永久に分離せらるべきものではない。軍服を纏つて存亡の岐路に立てる世界戦に参加した彼等は、平和締結の晩には、軍服や軍隊の慣習を振り棄て、適不適に拘らず、一般民衆生活に於て其職を求めんとするに迷ひない。其際には今日迄の個人的施設では不充分であると國家が始めて氣が附いたと言ふよりは、瘡兵の復興を個人的博愛に放任して顧みないのは國家の恥辱であると氣が附いたと言ふのが適評かも知れぬ。それで、完全なる復興といふことに到達して全責任を感ずるに至つたのも無理からぬことである。

一九二五年二月上旬の頃、瘡兵就職の施設に關する報告中に、瘡兵の救護は、先づ第一に、其責務を國家に於て負擔すべきこと、及び其施設は、健康への回復のみでなく、境遇と健康状態に適する職業に於て、自活すべき扶助を與ふべしとの意見が開陳せられてゐた。この種の事業は、政府の管理と支持の下に、公私の別なく、凡ての要素の一致協力に依りて始めて初期の目的が達成されるので、其爲めには、中央及び地方委員會を設置し、公私の活動を總べ、取扱ひや職業教育に關する新しき施設をなさんことを建築してゐる。該報告に掲載せる建築は次の如きものである。

(一) 瘡兵の救護は國家に於て其責務を負擔すべし
(二) 實務の履行には左の事業を伴ふ

(イ) 健康の回復

(ロ) 新職業希望者に對する職業教育の施設

(ハ) 就職の紹介

(三) この職務を履行する爲めに中央委員を任命し、職權を賦與すべし

(四) 中央委員會は、アイルランド及びスコットランドの副委員會及び聯合王國內、適當の地に設置する地方委員會の助力を仰ぐべし

この建築に應じて制定されたる中央委員會は、健康と生計維持に對する能力を損傷せる者に對し、治療と職業教育の權利を賦與し、能ふ限り其恢復を促進すべしとの趣意を承認した。大戦前と同等なる地位への復興といふことは、極力實行され、場合に依りては入營の頃、一定期の職業見習を履修せる者の收入に相當する手當を支給される者もゐた。

大戦以前の救護事業團體としては、遠くクリミア戦争に其源を發せる愛國資金團が重要なるものであつた。これは、個人の慈善的基金を合併したもので、主として、瘡兵や瘡兵の寡婦、孤兒等の利益を擁護する機關であつてこの團體から支給される下附金は、恩給や手當の補助となるものであつた。

其他、南阿戰爭の終末頃、創立せられた軍人救護會聯合會や軍人家族協會も協力して、瘡兵や其家族の救護に盛んに活動してゐた。歐洲大戦中には、右諸團體の奉仕、策略、經驗を充分に利用して協力する所があつた。

八二

軍人救護會の施設の中で特に説明に價する一事がある。それは公の労働市場に於ては逆も競争に堪えぬ瘡兵の爲めに工場を設置を計畫した事である。不具瘡兵となつた陸海軍人や其家族は、こゝで職業の訓練を授けられて後雇備せられることになつてゐた。この工場こそ後ロバート卿の認むる所となり、所謂ロバート卿記念工場にして普く世間に傳播せらるゝに至つたものである。此工場は、元來、訓練よりは就職、訓練に依りて、ある職業への能力を充分恢復し得る見込みのある者よりも、寧ろ競争に堪へぬ者に對する施設であつた。

一九〇九年の法令に依りてイギリスは、全國に跨る労働紹介制度を採用した。この制度は、最初、商務院の主轄に属してゐたが後、労働省に移管し、新に設置せられた恩給省と共に協力して、相當なる報酬の下に製造所や工場に瘡兵を就職せしめるのに盡力した。

一九一五年には、陸海軍戰爭恩給法の基本定則を制定し、現在發達せる國家的救護制度の基礎を造つた。この法令は、其管理者に大なる裁斷權を授け、猶、勅令及び施行令を發して國家の政策に意義と形を與へた。

中央委員會は、皇帝、陸海軍及び其他の諸官省、愛國資金團、軍人家族協會等に依りて任命され、各種の官省團體を代表する二十七名の委員を含んでゐた。地方委員は、一州、又は州に相當する行政區劃、或は、人口五千以上の都市等に設置せられ、約三百餘に及んでゐた。

一九一六年恩給省が制定せられ、中央委員會は、地方委員會と共に新省へ隸屬せしめられた。一九一七年八月二十一日公布の陸海軍戰爭恩給法に依りて中央委員會は廢止せられ、恩給大臣は特別恩賜委員會と稱せらるべき十二名の委員を含む新委員會の組織を訓令された。舊中央委員會の職務の一部は、特別恩賜委員會に移讓し、一部は直接恩給省の主管に屬することとなつた。特別恩賜委員會は、地方戰爭恩給委員會と共に退役兵の治療及び産業生活への訓練を委任せられた。

凡て瘡兵の救護事業は大體、恩給省、特別恩賜委員會、地方にありては地方委員會が職務の委任を受けてゐた。これらの委員會は、恩給大臣の計畫に基き、地方州會に依りて組織せられ、其委員には地方の各種分子を含み、瘡兵自身も代表者として列してゐた。猶多種多様な瘡兵の要求を充分に満たす爲め一州又は其グループの地方委員會の代表者より成る聯合委員會を組織し、其管理の下に廣濶なる範圍に跨る地方委員會の活動を便利ならしめた。

瘡兵が病院より退院する三週間以前、病院の存置せられたる地方委員會の代表者は、親しく瘡兵を該病院に訪問し、健康状態、能力及び不具程度、前職、職業教育の要不要等を記録し、將來の治療に

八三

八四
關する醫學上の要書と共に該療兵の居住する地方の委員會へ送附する。療兵が愈々退院すれば、療兵居住地の委員會は、治療や、職業訓練に關する處置をする。訓練や治療は強制はせぬが、若し治療に應じない場合には、恩給の半分は撤回される。猶、病院退院前の回復期中、療法上の一助として職業訓練を受けることが出来る。

職業訓練が済めば、次は就職の問題である。大體、訓練を受ける場合には、結局修了後報酬のある職業へ就職せしめるのを目的としてこれを授けるので、永久的に就職し得る見込が充分でなければ、縦ひある種の職業を希望してもこれを勧めないのである。ある工場で訓練を受けるならば、履修後、該工場で永久的に雇せらるゝを豫定する。訓練終了後、自ら進んで就職口を紹介してやる工業學校等もあり、又この爲めには職業紹介所も利用せられたので、就職問題には、さしたる困難を感じなかつた。雇傭者も奮つて盡力し、且つ服務中の者の空所を満たす必要上、現在の所では、労働に對する需要は一般に活氣を呈してゐる。

傷害保險會社は、療兵を雇傭する雇主に對し、特別に保険料を増加することなく、保険契約を結んだ。これは不具の爲めに危険率の増加する費用を保險會社が負擔する結果となるので、訓練修了者の就職を大に助長せしめるものであつた。

恩給省と其他の中央官省との協力も、組織的に進められて行つた。労働省は、各種の職業を調査して、報酬及び就職口の確實有望なるものへ訓練を與ふ爲めに職業顧問會及び同委員會を設置することに協力して其準備に關與した。同省管轄の労働紹介所は、訓練修了者の就職に盡力し、學務部は専門學校へ療兵を收容訓練すべき制度を布き、農務部は農業學校への入學其他の處置を取り、郵便局は毎週、恩給や手當を爲替で拂ふやう手筈を定めてあつた。其他、地方の官廳もそれ／＼各種の援助を與へてゐた。

地方委員會は、恩給省の指導の下に公金及び慈善金の支出を管理し、又一般義捐金の募集に従ふのも主にこの委員會である。陸海軍省の定めた低額なる恩給や手當表は、表中には立派に體現されてゐても、個人の要求を満たすのには不充分であるし、且つ個人別の斟酌もしてないのは事實である。貧窮困難なる者は特別恩賜金委員や地方戦事恩給委員がこれを救済し、治療や職業訓練に要する補助金を下附する。

療兵に對しては、縱令、職業訓練を履修し、その爲めに賃銀收得力が増加することあるも、國家より支給する不具の賠償たる恩給を低減せぬことを充分に理解せしめた。恩給は一度決定すれば永久的なもので、輕減するやうなことがないのである。そして又この恩給と訓練後の賃銀を合すれば大戦前よりも大なる収入を齎すものと思はれた。

訓練や就職事業に關して恩給省や地方委員會を補佐する顧問團體が地方的にも國家的にも廣く組織

せられた。重要職業へ訓練を與ふるためには、恩給省と労働省との協力によりて職業顧問委員会が設置せられた。この委員会は、同數なる雇主及び労働者の代表者及び上記二省の代表者を含み、最も適切な訓練法や訓練の中心地、訓練の統一等に關する助言をなす。産業中心地に於ける地方委員会は、訓練や訓練後の就職に關して地方的に最適する方法を地方職事恩給委員会に助言するために、中央職業顧問委員会に依りて設立されたもので、一般に技術顧問委員会として知られてゐた。この委員会も矢張り、雇主労働者の代表者より成立してゐた。猶又、重要産業中心地には、上記二省の管理に關する地方貸銀顧問会といふものが設置せられ、貸銀の決定に關して、雇主、労働者又は委員会の要求に應じて助言をするのである。

かくの如くイギリスは、全土を委員会で網を張りつくした。この委員会制度は、全國を通じて興味を喚起させて、遍く其支持を求むるのに、一つの目的が存してゐた。雇主や労働者の團體は、凡て訓練や就職に對しては充分に援助を惜しまなかつたが、労働者は、そのために平均貸銀と標準生活を損はぬのを條件としてゐた。

癩兵の訓練に關する一般的の訓令は、恩給省より發せられたが、この訓令は凡ての職業に適應するには不十分だと感ぜられたので、職業中特殊なる職業と言ふものを指定し、それに関する詳細なる訓令が發せられた。この訓令の目的は、雇主と労働者との利益の衝突を來さしめぬ様、訓練を規定するやうに定められてゐた。

癩兵及び其家族に支給する生計費は、訓練中も繼續支給せられ、其額は、訓練を受ける爲めに經濟的不利を招かぬやうに規定せられてゐた。しかし、勿論多くの場合に於ては、訓練中と雖も、訓練を受けぬ場合よりも彼等の生活は樂であつた。それも其筈、訓練中でも彼等は、全身不能に相當する手当を受くる事も出來たからである。而も、職業再教育を履修しなければ、逆もそれに相當する貸銀は得られぬのである。

今迄の所を總括してイギリスの組織は、其重なる特徴として組織そのものに缺けてゐて、意識的計畫といふよりは、單なる年代記と經驗の産物であると定める者があるかも知れぬが、しかしイギリスの方策の第一の特徴となる所のものを、もつと公平な見地から見れば、特殊なる個人の要求を處理するのに融通性と適應性に富んでゐることである。

この融通性の根本となる所のものは、重に恩給省が該省に宛合はれたる資金を自由裁斷し、又一方、各地方委員会が癩兵救護に關する凡ての公私の資金を割當て支給するに於て、よく判斷を誤らな

かつた所にある。一言にしてこれを盡せば、イギリスの組織は、地方委員会を恩給省の代理者とし、各種の訓練に必要な中央政府の財政的施設を充分に用意し、個人的に維持せられたる基金を國家の管理の下に有効に利用し、猶、公私の別なく凡ての者の一致協力に依りて治療や訓練を個人の要求に従つて調節するのに最高度の融通性を具備してゐるものと言へやう。

イギリスの政策は、地方的に相異なる個人の要求と特殊の状況を第一の要素と認め、財政的支持と其管理もそれに従つて各々相違するのである。故に訓練は、特別の規則を有する工場に於て履修する事も出来るし、政府に依りて設置せられた工業學校や特殊の學校の正科や専科に於て、これを履修する事も出来るのである。つまり嚴正なる一般の方策で特別なる場合に有利なる特殊の施設を阻害するやうなことがないのである。

第九章 獨逸の復興事業

獨逸の如き中央集權的な國に於て、廢兵の再教育や保護が政府の職務に屬しないと云ふことは、多少とも驚異に價する事實でなければならぬ。戰傷兵に對する肉體的又は醫學的の救護に就て言ふならば、政府は充分其責務を果したのであるが、再教育や其後の就職に關する全責任は、渾て、個人の慈善や聯邦各州の裁斷に屬するものと見做されてゐた。

復興問題を處理するのに大戰初期に於けるドイツほどの交戰國よりも優越なる状態に置かれてゐた。ドイツは多年の間、整形外科や不具廢疾者の回復事業に於ては、一方のリーダーであり、又、此方面に於ては、世界的な優秀なる數多の専門家を所持する外に、ドイツ聯邦不具廢疾者救護會といふ舊い團體があつて、五十八の收容所を有し、其中には殆んど一世紀の間も奉仕を續けてゐるのがあつた。最近半世紀間にこの收容所は、六個乃至三百個のベットを有する收容所を五十四も増加し、二百二十一の工場を含み、五十一種の職業を教育してゐた。ドイツの社會保險制度も不具者の治療と再教育には最も大なる力を注ぎ、疾病者救濟會や雇主の傷害保險協會も各々病院を有し、赤十字社は主なる中心地に整形外科病院を設置した。かくて一九一八年には、かゝる種類の施設は全國を通じて二百餘も算せられ、廢兵の救護には充分間に合つてゐた。

宣戰布告の數日後、皇后の要求に依りて、不具癡疾者收容所は、戰傷兵の爲めに其門戸を開いた。會長は、赤十字社の後援の下に全國を遊説して、戰傷兵の救護の爲めに委員會を組織せんことを勸告し、教書を配布した。この教書は、整形外科的治療の根本をなしたもので、即ち、殆んど如何なる不具でも再び職に従事するやうに矯正し得るといふこと、職業教育を行ふには、どこまでも正式でなければならぬといふことであつた。各市には、幾多の義勇的な委員會が組織せられ、州や縣でもこれが組織に努める所があつた。かくてこの事業は、各種の後援と計畫を以つて開始せられた。

九〇

各地方の團體は、次第に發達し、一九一五年の二月には、事業の協力を議する爲めの會議を開催する迄になつた。この會議には、州や縣の官吏、醫師、教師、雇主、労働者、軍務當局、赤十字、疾病者救濟會、傷害保險協會、其他各種の社會事業團體の代表者が列席した。この會議で政府は、其政策を明確に發表した。これを簡単に言へば、政府は、陸軍省を通じて戰傷兵の肉體的救護に關しては、其責任を負担するが、再教育や就職問題の責務は、凡てこれを個人の慈善や各州に屬するものと決定したのである。政府の態度の不徹底さには大分非難もあつたが一九一八年迄には何の變化もなかつた。州や地方團體や博愛家は、戰傷者救護の負擔や義務を永久に政府より押附けられて了つたのである。事業が進捗するにつれて軍務當局は大なる満足の意を表し、個人團體と協議して各病院に癡兵を割當てることや職業訓練の履修なくして不意に戰傷兵を退役せしめぬことを約した。猶、教育や職業的

勸告に關して個人團體に便宜を與へ、凡ゆる方面に一致協力をなすべく約した。然し、事實上於ては、各地方の軍務當局間に軋轢があつたり、指揮者と團體との間に不和があつたりしたが、仕舞ひには其關係も圓滿に解決した。

救護事業は、各方面に發達して行つたが、政府が責任を回避して、地方や州又は民間の恩恵にこれを轉嫁せしめるのに變りはなかつた。ドイツは二十六の州を有し、各州は其下に郡 (Provinces) をもつてゐる。州の中、補助を受けてゐるのは、バウアリア許りて、實際の局に當る地方民より成立つた顧問委員會の援助を得て、州内の事業を統御してゐた。プロシヤは、一縣を除く外、民間の協力と支持を得、既存の學校、貧民院、病院等を極度に利用し、率先して事業に當つた。さうして、各府縣は、先づ第一には、プロシヤ王國、終局に於ては、帝國政府自ら、この事業を負担するといふ了解の下に資金を融通した。ベルリン市も同様な了解を本として戰傷兵の救護に當つたが、それでも何等政府からの委任はなく、全部で僅に五百萬マークの贈與を受けたに過ぎなかつた。政府の責任は、何處までも、陸軍省を代理者とする治療上の取扱にのみ限定され、従つて戰傷者を收容する病院も其管理者は軍務當局で、凡てが軍隊式であつた。

復興事業の原則となるものは、前に言へる如く、凡てこの不具者は、誰でも彼も事實上再び職に就か、しめる事が出来ると言ふにあつて、問題の窮極は凡てこゝにあつた。聯邦不具癡疾者救護會長は、

九一

治療を受けた戦傷兵の中、九〇乃至九五パーセントは再び産業生活へ復活し得ると明言し、レオ・メイヤ博士は、アム・ツールパンの病院にて治療を受けた患者四百名中、再就職不能者は、概に六名に過ぎぬと述べたが、しかし、これは宣傳の爲めに特に選んだものであるかないかと言ふ所までは保証出来ぬ。(附註—このに論議する所のものは、凡て休戦條約以前のものと、いかでかつて其後の復興事業については、まだ知られてない)

さて、ドイツの復興事業の畫策を約言すれば、次の如きものとなる。

戦傷兵に對しては、慈善を以つて臨むことなく、仕事を以つて臨むべし。

戦傷兵は各家庭に歸りて、以前と同様な状態に復し、能ふ限り舊職に就かしむることを第一とすべし。戦傷兵は宛も何事も起らざりし如く、一般民衆の間に分布せしむべし。

身の不自由を征服するに足る堅牢なる意志の存する限り不具と言はるべきものなし。

此問題を過く世間に理解せしめ、而して先づ第一に不具者自身に知らしむべし。

戦傷兵の取扱ひには、さしたる困難を感じなかつた。それは、彼等が軍律の下にあるといふこと、第二には、恩給に對する心理が彼等の心に萌芽せぬ中に再教育を開始するといふ事實によるものであつて、身の不自由を壓服するだけの意志無き者は、母國に對して價値なき國民であるとの愛國的心情を以つて彼等に訴へた所があつたのに起因するのである。この思想を戦傷者と遍く一般民衆の間に定植せしめるためには大多數の印刷物を出版配布し、又「ドイツは、結局勝利を獲得すべし」といふモ

ットーが幾度となく反復された。

戦傷兵は、再び戦線に参加し得るまで、或は、最早や現役兵としては不適當なりとの宣言が下されるまで、整形外科病院に滞在して二ヶ月乃至六ヶ月を治療を受けた。但し、縦令勤務には不適當なりと決定せられても、産業生活へ復歸し得ることが確認されるまでは、彼を退役せしめぬのである。しかし、退役後、傷病が再發する場合、或は健康の回復には一層長期間に亘る費用の嵩む治療を要する場合には、軍務當局は最早や彼に對しては、何等の注意も拂はぬのである。かうなれば彼は一個の公民として民間の慈善に頼るより外に頼るべき術はないのである。

再教育と治療とは密接な關係を有し、どうしても同時にこれを行はねばならぬ。今迄の経験に徴しても明かである如く、回復期の初期の中に患者の心を捕へるのてなれば満足な結果を結ぶ事が出来ないのである。併し政府が何等再教育に貢献しないといふ事實は、反つて入院中の戦傷兵に時間を利川せしめる可く地方委員会の活動を促進せしめることにもなつた。かやうにして陸軍病院入院中の戦傷兵が、病床から起上る時分には早速職業教育を開始するのが常であつた。個人や有志に依りて維持せられた委員会は、病院の内外に工場を設備し、各市は再教育の一部として専門學校を備へて各種の設備を講じ、教師や職業教育の専門家を聘してゐた。

再教育や就職問題に關して最も完全なる施設を講じたのは、ミュン、ベルヒに於ける病院であらう。

市立の學校と聯絡したのもあつたが、作業の多くは、病院直屬の工場に於て行はれた。萬事軍隊的であるから、戦傷者は、毎日一定の間、指定された工場に働かねばならぬ。民間から招聘された教師は、別に作業を強ひることはないが、特權や食糧を減せられるといふ懸念があるから、無理にも作業に對する刺戟を與へられねばならなかつたが、しかし作業に興味を有して、どしどし進歩する者を見ると大抵の者は、極冷淡者にしても、これだけで充分心を動かされるのであつた。病院中には教師を全部戦傷した將卒を以つて宛合ふ所があつて、殊にコルタン農業學校は最も著明なるものであるが、こゝにいふ所では、純然たる軍律で秩序を維持してゐた。

ニュルンベルヒ病院は、ベッドの数が九百もあり、さうして、三つの建物を占めてゐた。この建物は、始めから戦傷者を收容する爲めに建築されたものではなく、整形外科に必要な最近の設備を配置したまゝ、ニュルンベルヒ市より當局者に移讓したものであつて、廣大なる土地と十二の工場が附屬してゐた。工場には、愛國的な製造者より寄贈した機械工具類を設備し、教育は奉仕的な職業教師と態々工場主が派遣した職工長によりて行はれた。教育はニュルンベルヒ市の各學校に於ける一般原理と病院の工場に於ける實際的作業の二つに分れてゐた。

ニュルンベルヒ病院の主宰の下に行はれる支部の教育は、皆特色のあるもので、其教授科目は、左手書方法、矯正の右手書方法、タイプライター、速記術、商業、職工養成科、農業簿記、大工、

指物師、銃前師、石工、塗工及び鉛工養成科、裝飾圖案、機械科、左手書畫法、事務員養成科、裁縫、ペンキ、製本及び印刷術、製靴、馬具製造、織物製造（手織、機械）整形外科用機械及び機械工具類製作、農業、玩具及び刷毛製造、表具師、鍛工養成科等を包含し、各科には、一定の履修時間を有し、教師は、生徒の生製品が嚴密に商業的標準に達することを要求する。

デュッセルドルフには、五十の病院があつてこの地の委員會は、一の學校を手に入れ、工場や工具類を設備し、各病院より集合する戦傷者に二十の教育科目を用意した。病院外で訓練を受ける場合には、これを院外教育(Outdoor Instruction)と稱し、この場合には軍紀で律せられることがなく、出勤も自由、不品行に對する懲罪も課せられないが、しかし、學校は怠惰者や秩序紊亂者を拒絶すべき權利を保有する。教育科目はデュッセルドルフに於て授けられるものゝ外に、電信術、商店員養成科、手藝、電氣及び金屬作業、石版術、板紙及び柔皮製作、室内裝飾術、齒科用機械製作等の一般的教育もあつた。

ドイツでは、片手しかないものは最も不自由なる者と見做され、ストラスブルヒ、バーデン・バーデン、ハイデルベルヒ、ミュンヘン、ツルツブルヒ、カイゼルラウテルン、ルドツツヒスハーフェン、ニュルンベルヒ、エルランゲン、フランクフルト、ハノーヴァー、ヘムニツ及びデュッセルドルフに於ては、彼等に對する特別な學校を施設して訓練を授けた。學校では特別な課目を置き、修了して後

職業教育を行ふもので、つまり片手を失つた爲めに生ずる生活上の不自由を、約六週間の訓練によりて除去し、規定の教育を受けるのである。教師も態々片手の者を雇ひし、作業の多くは、短時間の練習に依りて立派に不具を征服し得ることを確信せしめるものである。

九六

左手書方法は、右手を切斷した者に課せられるもので、普通十二回乃至二十回の練習を積めば、優れた書方を習得する事が出来る。左手書畫法や圖案法、彫刻術等も課目に入れて手先の熟練を促し、或は、切斷した腕の斷端に特別の附屬器具を宛合ひ、又は、膝にて作用する取外し自在なる鍵を付けてタイプライターの使用法も教授した。運動に對しては各學校とも最もこれを強調し、ハイデルベルヒ等に於ては、本職の體操教師を雇ひして其監督の下に普通、兩腕者が行ふ殆んど凡ゆる種類の運動競技を訓練せしめる。ハイデルベルヒに於ては、隻手者に適する職業目録を百餘種も研究蒐集し、大多數の者は、引續き前職を替み得るものと信ぜられ、事實又、他の職業を履修せざるを得ぬものは、僅に五パーセントに過ぎなかつた。最上なる機会を與へるには、前職に關係したものを出来るだけ細分區別するのが良策であると認められた。例へば、大工は、材木の琢磨や緻細工業に従事する事が出来るし、仕立屋は裁斷者になる事が出来るといふ鹽梅である。雇主が隻手者に最適する職業を準備するのも最も重要なものとせられた。

職傷者を收容する農業學校は、十校に及び、ベルリンにあるものは二百名を收容し、職傷兵を農業

教師に訓練するであつたが、大概の學校は、小規模の農場を經營するに足るだけの訓練を授けるのが主なる目的で、つまり小農をして、自己の所有する農場へ歸還せしめ、細君や子供の協力で市場向の園藝や養鶏其他を管理せしめるといふのであるから、農業用機械類の必要は殆んど感じない程度のものであつた。

其他、クルップの如き大多數の労働者を使用する雇主は、大戦前の使用人にして戦線より負傷を受けて歸還する者の爲めに自ら病院を設備したが、規模大なる爲め、使用人以外の職傷者までも收容し得る餘地が存してゐた。退院後は、各人の能力に應ずる仕事を準備する等大體、規模の大なる會社は熱誠を以つて後援することを惜まなかつた。

就職に關しては「職傷者は前職へ復歸し、さうして能ふ限り同置位に歸らねばならぬ」といふドイツの信條を以つて盡すことが出来る。就職紹介の機關は數種あつたが、紹介の方法には、一定の仕方とはなく、主に市立の職業紹介所が個人の企業や團體と連絡し紹介事務に努力してゐた。

鐵道は國有に屬してゐるので、政府は廣範なる就職口を提供し得る譯となる。それで當局者は、職前鐵道従業員たりし者は全部これを使用して、舊職又はそれに近きものに復歸せしめる事を約した。最近政府の決定によれば、貸金は恩給に關係なく仕拂はれる筈になつてゐる。猶將來、農業地の郵便局は、農業に携へ、土地に親しみたいものゝ爲めに、凡ての紹介機關を擔任することに決定してゐる。

九七

る。

ドイツ戦傷兵の再就職に関する統計では、信頼せられるものが殆んどない。ドイツ人の誇大癖は、凡ゆるステートメントを猜疑て色附けずには置かぬ。でも、一九一七年六月ライン地方の委員会に依りて次の数字が提供せられてゐる。即ち、四十三ヶ所の委員会の取扱つた失業戦傷兵の全員数は、九百二十八名で、其中二百九名は労働の意志を有し、九十二名は意志なき者、一時的労働不能者は三百九十五名、永久不能者は二百三十一名である。前職へ復歸したもの、割合は、コブレンツ市で二ヶ月間に取扱つた四百五十四名の就職希望者中八十九名であるが、實戦前職を希望した者は、四十二パーセントに過ぎなかつた。バーデンでは、二百四名の就職希望者中、百八十八名は前職へ復歸したが、しかし前職希望者はたつた九十五名であつた。

猶大戦開始後の三ヶ年間にテオドル・カウトナイ氏に依りて酸素アセチレン銲接術の訓練を受けた者が二萬人もゐると言はれ、訓練習得者をカウト・ナイ軍と通稱されてゐた。一九一八年四月二十三日ドイツ議會に於ける陸軍々醫總監シュルツェ大將の報告に依れば、戦傷者中、死亡せる者は僅に一・五パーセントに當り、二百七十萬人は、再び勤務に復歸し、傷病の爲めに勤務を解かれた者は、六十二萬九千人、療兵になつた者は約九萬八千人となつてゐるが、しかし、ドイツ人の誇大癖と、勤務といふ意味が、靴の修繕から、戦地に於ける糞や真鍮の拾ひ集め、修理所に於けるこれらの選分けに至るまで、陸軍に於て行ふ所の凡ゆる作業を含んでゐることを斟酌すれば、一九一八年ビカルディヤプランダース(Bradly and Flanders)の攻撃と其後引續き全線に亘る戦闘の開始せられる以前に、戦死者を除いても、已に百二十五萬人に及ぶ兵力の損傷があつたことは確實であると認めらる。

ドイツの死傷者は、約二百萬人の戦死者を加へて、全部で六百萬人に上ると言はれてゐるが、最近の数字が發表されて後、最も殺伐なる戦闘が行はれたのだから、戦死者だけでも二百萬人を超過するであらう。半官紙としての標榜を持せるコロム・ガゼットの一九一八年十一月二十五日の報道に據れば、十月廿五日迄に發表せられた死傷者全数は、六百六萬六千七百六十九人で、其中四百七十五萬人はプロシヤ人である。死傷者数には七萬人餘の海軍死傷者を含み、其内譯は、戦死者二萬五千人、行衛不明は一萬五千人以上、負傷者二萬九千人となつてゐる。一九一八年十月廿四日の同紙死傷者表に據れば、戦死者百六十一萬二千四百四名、行衛不明七十七萬二千五百二十二名であるが、右行衛不明中十八萬人は戦死者と認められるといふから、戦死者は、百七十九萬二千四百四名となる。猶同紙は將校の死傷が多數に上れるのを指摘してゐる。即ち一九一八年十月二十四日迄に將校の戦死が四萬四千七百八人、負傷が八萬二千四百六十人、行衛不明が一萬三千六百六十六人、全部で十四萬六千六百六十名の將校の死傷者のあることを報じ、而もこれのみにても、一八七〇年の獨佛戦争の全死傷者数、即ち十二萬九千六百九十八名を遙に超過してゐることを指摘した。ドイツの將校は、貴顯や社會的上層階級の出身者

が多数を占めてゐるので、こゝに階級の打撃は非常なものであると思はれる。

同紙は一九一八年十月二十四日死傷者数の全国的勘前を左の如く公表した。但し此中には、其後に於ける西部戦線の戦闘やパレスティンに於ける多数の死傷者を含めてない。

プロシヤ	戦死者	百二十六萬二千六十名
	負傷者	二百八十八萬二千六百七十一名
	行衛不明	六十一萬六千三百三十九名
	合計	四百七十六萬八百七十名
バヴヰリヤ	戦死者	十五萬六千五百五十八名
	負傷者	三十六萬三千八百二十三名
	行衛不明	七萬二千百十五名
	合計	五十八萬六千五百九十六名
サクソニー	戦死者	十萬八千十七名
	負傷者	二十五萬二千二十七名
	行衛不明	五萬二千七百八十七名
	合計	四十一萬一千八百三十一名
ウィルテンベルヒ	戦死者	六萬四千五百七名

負傷者	十五萬五千六百五十四名	
行衛不明	一萬六千八百二名	
合計	二十三萬六千九百六十三名	
ナージュイ	戦死者	二萬五千八百六十二名
	負傷者	二萬八千九百六十八名
	行衛不明	一萬五千六百七十九名
	合計	七萬五千九百九名

一九一八年十二月二十六日、ヘーグより發せられた左の通信によりても明かである如く、頑強精銳を以つて鳴りしドイツも此大戦によりてすつかり崩潰したものと見える。

日曜日の午後、好きな散歩をウンター・リンデンに試みたる多数のベルリン市民は、凄惨、眼も當てられぬ光景を目撃した。其日、疲兵の聯合團體によりて、低額なる手當支給に對する反對示威運動が行はれたのである。彼等は小額なる宛行しか支給されず、而も何ヶ月も辛抱してこれを持たねばならなかつた。感謝の念は厚くても、母國は其勇士に對しては、恐しく吝嗇であつたので、母國の敗戦に氣を挫けた何萬人に餘る疲兵が、ベルリン市の救護制度に抗議を申込まうといふのである。かくて、ベルリン市は、世界に未だなかつた最も悲惨なる示威運動を目撃したのである。一生涯、不具者となつた數萬人の此等の疲兵は、松葉杖を使用せねば歩行出來ず、四列縱隊をつくり、不具者に特有なる足取りを以つて行進していつた。大多数の者は、片足を失ひ、或は兩足を無くしてゐた。足の無い者の後には、手の無い者が従ひ、其次ぎには盲目者と負傷のために兇惡なる容貌を呈するに至つた者が續

き、ある一婦人の如きは、あまりの恐しさに氣絶して、同伴者の腕に靠れかゝつた程であつた。多数の見物人の眼には涙を宿してゐる。悲惨なる此行列は、ライプツィグのゲルスターセにある陸軍省に到着するのに数時間を要した。長官パウエル氏は、バルコニーに表はれ、正式の手續が必要であるが、臨時的の處置をとり、どうにかして廢兵の要求に應ずべきことを言明した。

1011

オーストリア・ハンガリー内務省が、この二王國の戰傷者に對し、最初の救護策を巡らしたのは、一九一四年の十一月であつた。種々の理由のある中でも、殊に言語と經濟狀態の相異のため、傷病兵の救護は、凡て、各地の王領や州に委任せられてゐた。各王領地には、委員會が組織され、傷病兵の醫學的救護や再教育、其他必要な施設を講じた。各王領地に存置せられてゐる産業獎勵所は、事業の協力を命ぜられ、猶公立の各職業學校にも同様な訓令が發せられた。一九一五年六月八日附の陸軍大臣の訓令は、凡ての戰傷兵に對し職業再教育を強制し、事業取扱ひに關する各部署を決定した。

軍務當局は治療に必要な凡ての設備を講じ、服役期間中、義肢の製作及び修理に要する費用及び軍隊外の收容所に於ける費用を凡て負擔し、健康を回復して作業に對する能力を獲得するまで、或は不能者として退役せしめられるまで、此等の戰傷兵を其管理の下におき、最後に其他の當局者と協力して職業再教育其他に關する施設を講ずる。就職に關する事業は軍務外の當局者によりて行はれる。戰傷者は、就職に差闕へない程度に健康を回復する迄は退役せしめられない。

政府は、早くからウィアンナ其他の地に整形外科病院を設置した。其中、ウィアンナの病院は、最も大なるもので、一九一五年一月には、二千のベットを備へ、猶一千を擴張すべく準備中であつた。病院は開始後、間もなく満員を告ぐる盛況であつた。こゝでは再教育をするのが第一の目的で、能ふ限り、前職又は類似の職業に復歸せしめるのを趣旨とし、さうして九十五パーセントの好結果を齎したといふ。

ウィアンナ病院に於ける患者は、最初の治療が済むと、各工場へ配置される。附近には百名を收容する四十二のバラックがあつて、工場はこのバラックの間に散在してゐるのである。其中には、農具機械類や義肢装着者に必要な附屬器具等を備附して農業希望者に使用せしめる所があり、又、病院には附屬の土地もあつて、醫師と片手の教師の監督で農業の訓練もする。猶隻手者の爲めの建築學校が設置せられ、片手の建築師に依りて訓練を受けてゐた。

戰傷者は、強いて熟練工にならねばならぬといふ譯ではないが、しかし、充分前職又は類似のものを呑込むまでは教育が完了しないのである。第一の目的は、戰傷者に最適する職業を見附けて後、豫備教育、即ち學理や實際的職業教育の初歩を授けるのであつて、熟練を要する専門教育は、他の施設や正式の職業學校に之れを任せる。教授科目は、寫眞、石版、印刷及び植字術、金屬及び電氣作業、活動寫眞映寫術等であつた。

1011

軍務當局の監督を受けてゐても、實際の管理に當るものには制限がなく、醫務部長は武官であつても技術部長は武官でないといふ風に二つの要素が協力して、再教育全般の事業を處理し、又、職業の選擇に就き助言をするのである。患者は、再び軍務に服し、或は前職へ歸るまでは退役せしめられないが、後者の場合には、就職口の見附かるまでは病院に滞在する。就職に關しては、病院は、グイアンナ職業顧問局や工部省の代表者の援助を受く。又、患者が獨立した地主や職人である場合には、退院前、將來、其収入で十分生活を維持し得るかどうかを確める。入院者は凡て病院に記録せられ、猶其後の仕事の状態や収入に關して絶えず調査をする。

大都市には、肉體的不能者の治療所があつて一九一五年の始めには、ブラーグ、ライヘンベルヒ、トロバン、テッセン、グラーツ、クラコフ、リンツ、メイホル・オーストリアン等の各都市に設置せられてゐた。鐵道當局は、負傷せる使用人の爲めに自己の施設を有し、又回復患者收容所も經營してゐた。

一九一五年六月二十八日、布告が發せられて傷病回復者の就職問題は政府の政策となり、各王國や王領地に就職紹介事業を起し。都市には事務所が設置せられ患者をして、いつでも前雇主、前職又は前職と密接な關係を有する職業へ復舊せしめるのに第一の努力が拂はれた。前職へ復歸し得ない者は、職業顧問會議の意見を徴し、必要の場合には職業學校へ移された。各傷病者の記録は少くとも半

ケ年間には保管され、其後の状態に就いても嚴密なる監視を怠らなかつた。失業した時には、状況を審査して再就職に盡力する。就職に堪へ又其意志のある傷病者は皆就職する迄、衣食住を給せられ、小額なる現金も與へらる。全くの不能者は、彼等のため特別に施設せられたホームへ收容せられる。

雇主は、縦ひ能力を減退した者に對しても相當な賃銀で、彼等を雇傭せんことを懇願せられる。生産能力の完全なるものは、同じグループに於ける他の労働者と同様な賃銀を受け賃銀に關する協約の存する場合には、其協約の適用を受ける。能力減退者の賃銀は、雇主と使用人の間の契約に依りて決定し、労働團體の存置する場合には雇主と該労働團體によりて決定せられる。分量によりて賃銀を支給する場合には、不具者對健康者の間には何等の差別のないのは無論のことであるが、如何なる場合でも恩給を斟酌することは許されぬ。猶、戰傷者の生産能力を回復する爲めに健全労働者に對し、援助を求めるところがあつた。

ハンガリーに於ける戰傷兵の救護は最初、赤十字社と民間の團體によりて計畫されたが、後戰傷者の收容所が設立され、收容所々在地に於ては、政府の取扱ひを受けた。ハンガリーに於ても布告が發せられて、無償にて義肢を供給し、再教育を強制したが、治療も再教育も一年以上に亙るやうなことはなかつた。最後の治療と再教育は、政府や民間の收容所又は赤十字社に於て完了する。

醫師及び産業の兩團體よりハンガリー總理大臣の指名せる特別試験委員會がブタベスト、プレスブ

ルヒ、コロツヅァール、ツァグラー等に設置せられ、治療や再教育に應じない者は此委員の所に出頭を命じ、委員会の審査決定をどこまでも拒絶する場合には、十年以上の勤務者を除き、恩給権の全部又は一部を剝奪される。

收容所が施設せられてからは各所に新病院が設置せられ、先づブタベストに四個を置き、四千五百名を收容するだけの準備をしたが一九一六年の半頃には一萬名を收容し得る餘地があつた。其他ブルスブルヒ、コロツヅァール、カッサアルの各都市にも同様な病院が設立せられてゐた。

再教育學校ではブタベストにあるのが規模が大きく、一九一六年に七百名を收容してゐた。此學校の目的は、重に獨立した職人を養成するにあつて、生徒の九十パーセントは農民で、製靴、裁縫、馬具製造、馬車製造、錠前指物製造等は最も希望者が多かつた。無學者には讀方書方を教授し、タイプライティングや速記術等を教育する學校もあつた。プレスブルヒ、カッサアル、コロツヅァール等にも此種の學校があつた。猶、ブタベストには盲者専門の再教育學校があつて、絨氈の編方、刷毛製造、マツサーデ等を訓練し、就職に困難なる種類の患者を特別に扱ふ學校もあつた。

就職は政府設立の收容所にて取扱ひ、別に各種團體の協力を受けなかつた。オーストリア・ハンガリー軍の死傷者数は、大戦の開始より一九一八年の五月末迄に四百萬人をやゝ超過し、其中戦死者は百五十萬人に上ると言はれてゐる。

第十章 實際的なる加奈陀の回復事業

一九一五年の中頃、負傷を負ふて戦地より歸還する加奈陀兵の流れは益々増加し、最早や政府の傍觀を許さない状態と迄なつた。此等戦傷者の處置を真先に委任せられたのは陸軍病院であつたが、民間の後援も中々熱誠なるものであつた。大陸にも病院を設置して聯絡を取つたので、戦傷者の收容や治療には缺くる所がなかつたが、治療が済んでいざ退院となると、何か満ち足りないものがあるやうに感ぜられた。例へば元氣溼潤たる若き農夫が、釘狀義足(棒足)と恩給を宛合はれて病院より退院するとしても、農夫たるの資格は、戦傷に依りて殆んど奪はれて了ひ、而も彼は農夫として頑強なる力を用ふる外には何の術も知らず、恩給を受けて遊惰に餘生を送るか、仕事に従事するとすれば、最低額の賃銀を受くる職業以外には彼の未來は無きものゝ如くであつた。

恰度其當時、加奈陀政府は、佛國に於ては戦傷者をして、其不具たるにも拘らず、有用なる職業へ適應せしめる爲め、再教育事業を施設しつゝあるといふ報知に接したが、其頃の佛國は、事業に對する經驗が淺く、加奈陀を指導する程の發展を見せてゐず、たゞ事業を開始せられ、若々成功を收めつゝあるといふ事實だけしか知られてゐなかつた。それにも拘らず加奈陀政府は、此事業を何處迄も遂行成就すべき決意を示した。これに關して、職業教育長テ・ビー・キッドナー(F. B. Kidner)が左の

如く語つてゐる。

この事業に就いては、吾々は、何の智識も有してゐなかつた。吾々は、フランスより幾分の資料を得たには得たが、職業再教育だけに就いて言ふならば、當時フランスに於ても、これといふ決つた方法はなく、甚だ混沌たるものであつた。それで、他の方面からも極力参考資料を集集するのに努力した。猶又、産業不具者を取扱つてゐる團體の経験も知ることが得たが、これは頗る極限されたもので、實際吾々の進むべき標準を指示してくれるものは、何物も持合せてゐなかつた。其處で、吾々は、隨處兵を一々引見して其希望する所を調査吟味して、問題の解決に努力することにした。そのうちに此問題は、何處までも、十人十色で、決つた規則を設けられぬものであることが早くも理解せられてきた。例へば、ある種の不具者には、如何なる職業を授くべきものであるかといふことには一定の規則が定められないのである。それにも拘らず、吾々は、各人の性質と経験と残れる能力を基礎にして、何處までも努力することになつたのである。此事業に對する理論は、始めから終りまで、之れでつきてゐるのである。あとは所謂「當つて砕ける」といふプロセスを辿つて進んで來たのである。

かくの如く、加奈庇の政策には、端緒を劃すものがあつて、いつても實際的であること即ち、戦傷者の要求に適應する方法を採用して發達して來た。かくて、陸軍病院を委任せられてゐる者は、傷病者取扱ひの委員となり、遂に回復事業を擔任すべき一省が創設せらるゝに至つた。これは、文藝的の施設で、病院の協力を得て職務を遂行するのである。回復事業を軍隊化するべきものでないとは、最初から確立されてゐることであつた。兵卒達は、士官

に對しては固より軍曹に對してさへも、胸襟を被いて打解けるには、餘りに訓練が徹底し過ぎてゐた。軍律の影響は、餘りに強く、打消し難く、さういふ氣持を回復することは逆も困難で、士官對兵卒の間には越え難いギャップが横つてゐるのである。これに反して、軍人外の者に對しては、自ら進んで胸襟を被き、忠告や、相談に與らうとするのである。これは彼等の士官に對する尊敬や信頼の念が無いといふ譯ではなく、又、助言をなし得ないと思考してゐる譯でもなく、數ヶ月にして習慣性となる、形式的關係を除いて、軍律といふ觀念が何に對しても氣を挫かせるのである。それで、事業の初期に於て、根本策としては、凡ゆる方面に非軍隊的であることに決着してゐた。軍人を養成するには、軍人が必要だが軍人を普通民に還元せしむるには、普通民でなくてはならぬといふのである。

猶、戦傷者は、職業訓練を受け、爲めに收得力が増加すれば、政府に利用されて、恩給や手當を調節され、結局、恩給支給率の低減を招來せしめるを懸念してゐるので、豫め此の對策を講ずる必要があつた。この考へは、實際、フランスやイギリスの戦傷者にも抱かれてゐることであつた。政府は、早速、再教育の爲めに如何に貸銀收得力が増加しても、恩給受領者としての地位に影響を及ぼさしめないといふことを明にした。恩給を割當てるには公の勞働市場に於ける不能程度を標準として決定せられるもので、訓練により得たる、ある職業に於ける貸銀收得力によりては決定せられないのである。

この發表は、訓練に對する躊躇逡巡を撤回せしめるためであつた。

次に、もう一つ、新職業を教へ、新職業への訓練を授くるのは、決して武勇や出征の報酬として與ふるものではないことを明にする必要があつた。即ちわざわざ公の費用を掛けて職業再教育を施すのは、貸銀收得力に對する充分なる豫想を以つては、逆も前職へ復歸し得ない者の爲めにのみ施設せられたものといふことである。

加奈陀政府の調査によれば、不能者の數は外科よりも内科患者に多く、而して、再教育を受くべき者の數は、兩者共ほ、伯仲してゐるといふ事であるが、これに關しては既に第五章にも表れてゐる。所謂不具者、斷肢者に對しては問題の解決がさほど困難でなく、取扱ひが簡單である。厄介なのは併發症患者である。外科手術を要する損傷は、負傷の全範圍に亘つてゐるが、内科患者は、殆んど凡ゆる内部器官の疾患と併發性を兼ね備へてゐるものである。そこで、再教育事業は、各患者を個人的に處理し、戰傷者をして十分貸銀を收得するに足る自足自重の公民として、一般生活へ復歸する機會を與へるといふ重要な目的外には嚴格なる規則が課せられぬとの決定を見ねばならなかつた。

傷病者委員は戰傷者の回復に就き各種の職權を有してゐた。職業再教育と結核病、精神病、慢性病の患者及び盲目者の保護は、これを復興省に委任してあつた。傷病者委員は又、病院内に於ける訓練を監督し、治療的作業と其後の再教育とを聯絡せしめて、復興を繼續せしめ、初期の間に彼等の興味を喚起せしめることに努力する。委員は、出征地の病院にも歸國の途上にある病院船中にも滞在

して戰傷者を鼓舞激勵し、身は不自由なりとも報酬ある職業のあることを知らしめ、訓練の履修を獎勵する。これは、何等強制的なものを含まないからである。猶、衣食住を給し、再教育の外に手當も支給し、家族に對しては、戰傷者が未だ戰線にあるかの如く家族扶助料を引續き支給することを確實に知らしめる。

戰傷者が本國へ送還されると、居住地に最も接近せる聯隊本部へ移送され、家族に面會の爲め十日間の賜暇があつて、これには往復の日數を含めない。治療が猶必要であるが、賜暇の後、家族又は友人の居住地に近い病院へ送られる。

戰傷者は、其家族と熟考を重ねて後、愈々再教育を受くべく決定し、或は、決定を逡巡するものもあらうが、兎に角、病院に到着後間もなく職業顧問官に面接する。この顧問官の上上官があつて其下には各種の顧問官及び醫務官が隸屬し、各患者を調査する任に當る。負傷が淺くて治療上多大の日數を要せず、前職を營み得る場合でも、正式の再教育を履修しなくとも、暫時課程を受け、一層技術を磨くことを勸告する。つまり、病院中に於ける治療的作業は、實用的目的に適ひ、猶一層熟練者として前職へ復歸させる爲めに課せられるものである。病院には、其爲めに工場を設備して治療を促進させ、其外、普通教育や製圖、簿記、速記、タイプライティング等の如き餘り複雑の器械類の不要なるものを教授した。

治療が終了して前職の繼續に差向へがなければ、作業もこれと共に終りを告げる譯であるが、傷病の結果、前職を営み得ざる場合には、公費で引續き再教育を受けることとなる。さうして、嚴密なる審査を行つて前職、教育程度、心性、才能の有無等を記録せらる。訓練を受くべき職業に對して興味があれば努力が無駄になるから、將來の職業を選択するには希望や傾向を充分斟酌して決定する。しかし、時には戦傷者自身で選擇した職業が不適當なる場合もある。この場合には訓練後、就職口の確實なる職業を吟味選擇するのが職業顧問官の任務である。つまり、新職へ訓練するには其人の能力を充分に調査しなければ確實なる成功を収めることが出来ないからである。

醫務官の職務は、適職を指示するよりは、醫學的見地より不向きな職業を説明するにあつた。例へば、癲癇質を有する傷病兵を發見した場合には、危険なる機械や急速度を以つて廻轉する機械へ接近する職業へは訓練を授けず、或は、戸外にて作業すればリニューマスを再發する虞れある者には、戸外に於ける作業を禁止するが如きである。

再教育の必要なることが決定すれば、職業顧問官と患者の能力を調査した醫務官及び其地方の經濟状態に明るい第三者の三名よりなる委員の審査を受ける。第三者は、いつても同一人とは限らぬ。特別な職業を考察するには、其職業に對して智識を有し、労働の需要程度や將來の確實性等を知悉する者を招聘するのである。

委員の考へを指導するのは「吾々はこの戦傷兵をして前職へ復歸せしめ得べきか」といふことである。前職へ關係のあるものへ復活せしむれば、今日迄の練習に依りて得たる貴重な熟達を全部放棄しなくても済むのである。前職を回復し得ない者には、同職中の他の一分派に適應せしめる場合もある。例へば、高層家屋や鐵橋上に於いて鐵の組立に従事する労働者が膝關節の強直を來す場合には最早や其職業を繼續することは不可能となるが、かゝる場合には、鐵工場の事務員となることが出来る。こゝでは以前従事してゐた職業に必要なものを製産するから充分親しみのあるものである。そこで、工業學校で六ヶ月の訓練を受け、商業算術、製圖其他を履修すれば、鐵工としての彼の智識は反つて補足され擴大されることとなるのである。以前厩舎納屋等の粗雑の技術で済ませてゐた大工や木橋架橋者が傷害のため戸外作業や劇烈なる労働が最早や不可能となつたとしても、これを優秀なる指物師に訓練することはさして困難ではない。かくの如く、戦傷者の履歴や職業に對する智識、能力、好惡等を根據にして、右のプリンシプルを何處までも適應して各人の適職を決定するのである。

以前農夫たりし者は、特に農場に歸還することを奨励された。彼等は、トラクター操縦者、農具機械工、乳酪製造者或は養鶏、園藝（温室及び戸外栽培共）等不具者にも營み得る各種農業の訓練を受けた。政府は、能ふ限り多數の者を土地へ誘込む爲め、ある條件の下に宅地を給し、或は資金を融通して其開發を促した。

國內には、處々方々に工場其他の施設を有する多數の病院が設置せられ、二百餘種に亘る職業を訓練してゐた。

一一四

再教育を希望する戦傷者は、頗る大多數に上つたが政府は、飽くまで最初の計畫、即ち前職を繼續し得ない程の不具者にのみ再教育を施すことを嚴守した。しかし病院中に於て適切なる課目を選択してこれを履修し、以つて自己を琢磨し、職業上の智識を増進することは自由でもあり、又獎勵もされたが、しかし、この訓練は入院中に限られ、退院を以つて完結を告げるのである。でも退院後、引き続き訓練を希望する者は許可されぬこともないが、此場合には訓練費を要せぬ代りに、手當や家族扶助料の支給を受ける事が出来ない。退院する時には三ヶ月分のボーナスを給與されるので、猶専門の職業訓練を希望する者には自由にこれを授く。

キッドナー氏は最近再教育問題に就き左の如き感想を洩してゐる。

戦傷者の救護問題に就いては全く相異した二つの立場がある。

戦傷者の再教育は、いくらやつても滿ち足りるといふことがないから、なるだけ多く施すべきであるといふ人がある。かういふ人は、戦傷者に對して高等學校や大學教育を授けんとする者であらう。所で又、一方には、實際的と呼ばれる人があつて、「何より必要なことは、能ふ限り急速に彼等を何等かの職業へ訓練することである」といふ。實際又、今日に於ては職業の種類は豊富である。しかし、確實な立脚點は、此兩者の中間に介在してゐると思はれる。出来るだけ早く訓練をして何等かの職業を授けるのを最も必要とする者のあるのは事實としても、戦後、經濟

的の逼迫が興來して、現在の如く、一人に對して三つの職業といふことがなくなつて、一職業に對して三人の候補者がでゝくるやうになつたら、此等の戦傷兵は一體どうして始末をつけやうといふのか。そこで自分としては、右兩者の中庸を行つた策を採用したいと思ふのである。吾々はしよつちゆう才能や伎倆のある者の發見に努力し、さうして、かういふ者を見出したときには、その訓練に制限を設けてはならぬ。又職業を授ける上に於ては、たゞ工場や其他の産業へ最も速成的に訓練をするといふことに幻惑さることなく、職業的訓練と共に技術的方面の訓練も看過しないやうにするのである。加察院に於ける履修期間は、平均六ヶ月半であるが、必要とあれば、一層長期間の履修を課するのであつて、要は、其人の才能と同化力の如何によりて決定さるべきものと思ふ。

就職紹介の機關は充分に施設されてゐる。訓練修了後、數日間の中に當局者は自ら彼等の賃銀を收得すべき職業へ紹介してやるのを常としてゐる。さうして、熟練工として受くる賃銀は大戦前よりも全體として高額であり、恩給を加算すれば、彼等の生活は甚だ工面がよいのである。

戦争の停止さるゝ迄、戦場へ送つた加察院兵の總數は、四十一萬八千五百二十二名、死傷者數は左の如くである。(一九一九年一月二日加察院政府發表)

戦	死	三萬五千六百六十六名
負傷後死亡	死	一萬二千四百二十名
病	死	五千四百五名
負	傷	十五萬五千七百九十九名

一一五

捕虜	一一六
死亡せる者と認めらるべき者	三千五百七十五名
行衛不明	四千六百七十一名
本國にて死亡	四百二十五名
合計	二千二百二十一名
合	二十二萬八千八百八十二名
(死亡者全數)	六萬三千八百八十三名

第十一章 濠洲、ニュージランド・南阿及び 印度の回復事業

オーストラリアの回復事業は、開戦後数年の間は、全く民間の慈善事業家の手に委ねられ、オーストラリア兵回復事業基金として莫大なる義捐金が募集せられたが、結局、民間の努力だけでは問題の解決に應じ兼ねることが明白となつた。民間の事業は、其方策が各々相異してゐて中心となつて其統一を計るものもないので、兵士を戰場へ送つたのは國民自身であるから、回復事業にも矢張り國民全體が其局に當らねばならぬとの確信を生むに至つた。

其結果、一九一七年九月、オーストラリア兵復興法案がオーストラリア聯邦議會を通過し、七名の委員よりなる復興委員會が事業を處理することとなつた。委員長には復興大臣が任命せられ、委員の中二名は、歸還兵であつた。委員會の任務は、回復事業の一般方策を計畫し、其實施を監督することである。事業の計畫を實際に遂行するのは、各州の首都に設置せられたる州復業局であつて、總督に依りて任命せられる七名の委員を含み、中二名は歸還兵である。州復業局の下には、猶那村の復業局が直屬する。復業委員會は、オーストラリア兵回復事業基金の移譲を許可されたが、事業遂行に必要な金額の割當は政府に於て行ふ。中央の基金は政府の補助があるので、寄附金の募集はなかつたが、

二一八
郡村の委員は基金の調達及び支出に對しては、寧ろ自由裁斷の處置を與へられ、たゞ州復業局の監督と、決算の検査を受ければよいのである。復業委員会の最初の任務は、戦傷者が未だ歸國しない中に其状況と要求とを調査記録することであつた。この爲めには、歸國の途上にある運送船内に於てこれを利用した。記録は凡て州復業局が郡村の委員の協力を得て處理する。後者は猶就職に關する調査をなし、紹介所を利用して戦傷者の就職に努める。

規模大なる病院には、治療工場が附屬し、重傷者に對しては最新の技術的訓練を與ふ。全身不能者にして收容を希望する者にはホリムを設置して之れを收容し、親戚知己の保護を希望する者には一週十シリングの特別手當を支給する。義肢は軍務當局より賦與せらる。

戦傷者を農場へ定着せしめるには最も大なる注意が拂はれた。大戰へ參加した國で恐らくオーストラリア、程農場經營の希望者が高率に上つた所はないであらう。オーストラリア兵の職業希望調査によれば、借地又は耕作を希望する者の數が四萬人もあつたといふ程で、この爲めに一九一七年二月復興策の一助としての移住問題に關する會議が、聯邦政府と州政府代表者との間に開催されて一のプランを決定した。州には王領があり、地所局があつて土地法の監督に當つてゐるので、當局者は戦傷兵に土地を準備して移住せしむる策をとつた。聯邦政府は移住者に對して土地の改良、種子、苗木、農具其他の買入れに必要な金額を立替へることになつてゐた。

立替金の極限は普通英貨五百磅であるが、場合に依つては、七百五十磅の融通を許可されるものもゐた。地代は五ヶ年間は免除されるが、其後は少額づゝの回收を受ける。資金の利子は七分となつてゐるが、其中の五分が利子で残りの二分は元金の償却に當てられるのである。猶、聯邦政府と州政府との間には、戦傷者の爲めに農業訓練場を施設し、其費用を等分に負擔するといふ契約も成立した。

ニュージランドに於ては、政府が退役兵情報省と呼ばれる救護機關を設置した。これは退役兵の爲めに就職を紹介し、殊に生産能力を損傷し永久不具者となる者の爲めに普通生活への復興を扶助するのが其職務である。情報省は全國主要都市に設置せる地方委員会の扶助の下に活動する。委員会は各都市の勢力家や愛國的團體の代表者より成り、各個人の取扱ひには最も貴重なる援助を與へる。

ニュージランドは、僻陬な地を占めてゐるので、歸國の長い航海中に於て、歸還兵の状況を調査分類して本國到着前に完全な記録や資料を得るには頗る便利であつた。

政府は各官省に布告を發し歸還兵の爲めに、缺員補充の優先權を賦與すべきことを訓令し、情報省は、優先權獲得の爲めのプロバガタを發した。農民組合、愛國團體、地方當局等凡ゆる機關を利用し、民間雇主も凡て關與した。情報省には就職希望者のカードを作製準備し、一組は職業別によりて分類し、他の一組は住所別に依りて分類し、猶雇用の申込も適當に配列分類してゐる。

各地方に於ける就職希望者數は、毎週一回地方委員会へ報告せらる。一九一八年一月迄に登録を了

した者の全数は、傷病者を合して一萬四千二百四十名で、此中一萬百九十五名だけは處理されたことになつてゐるが、しかしこれには就職者も、再入隊者も、調査に應じなかつた者も、ニュージランドを退去した者も全部含んでゐる。一千四百二十名は就職には未だ應じ兼ねる者、二百十九名は退役當座の者、二千四百六名は服役中で、其中二千名は二週間後到着豫定の者であつた。

特別なる訓練に對する努力は餘り拂はれず、又これに應ずるのも少かつた。有能者に對して情報省は使丁やエレッジ・ポーター・ボーイの如き一時的の就職口には向かはしめぬやうにしたが、しかし多數の者は新職業の訓練を拒絶する傾向をもつてゐた。主なる理由は、矢張り貸銀収得力の増大につれて恩給を軽減されるのを慮れたためである。

農務省との間には、少數の歸還兵を採用して國立の農場で訓練を與ふべき協定が成立してゐた。こゝには、搾乳、果樹及び農作物栽培、養鶏、養蜂、市場向園藝等を訓練する。ウェリントンのリンカン大學では矢張り少數の者に對して農業及び牧畜に關する科學的教育を授けた。事務員の養成では、ニュージランド會計掛協會が萬事費用を負担して訓練を與へたが、其結果は餘り思しくなく、最近、かゝる不満足な成績で、數百磅の支出を繼續すべき可否を情報省に訴へてきた程である。

前職へ復歸し得ざる不能者に對しては、全國内の各種工業學校で無料の教育を提供した。ウェリントン工科大学では、建築、裝飾美術、招牌術、大工指物術、鉛管製造、機械作業、寶石加工術、石匠及び造型術等の課目があり、クライスチャーチ、グニーデン、インヴァーカールの各工業學校でも戰傷兵の教育を開始した。教授課程中、羊毛の等級分類法や機械工具類製作等が最も一般的のものであつた。併し一九一七年十二月迄の調査では、再教育のクラスに編入された者は、總に六十三名に過ぎなかつた。盲者はジューピリー・インスティテュートで訓練を授けられた。

政府は、訓練を受ける者に對して一週一磅の訓練手当を恩給に關係なく支給し、又、標準的協約や最低賃銀制以下の給料で官途に就職する事を許可した。ニュージランドに於ける特別なる勞働狀態の必要上、個人所有の工場でも訓練を授けた。

戰傷者の再教育に充當すべき特別なる學校の設置が、各方面の個人や團體から力説されたが、情報大臣は今日迄の施設の利用が極限されてゐたので、特別なる施設を準備したとして矢張り其用途の範圍が狭いてあらうとの理由で、此計畫の承認や支持を拒絶するし、猶又經費の割合に其結果が思はしくなさうだつたので、結局特別なる學校を設置する迄には至らなかつた。

南阿にて勤務中負傷せる英國兵の治療は、南阿聯邦の各中心地に設置せる病院に於て行はれ、義肢の装着を必要とする者は、治療後ロンドン附近のリッチモンド病院へ移送された。

戰傷者の再教育及び就職に關して、南阿聯合國政府は何等の施設をせず、凡て地方や個人の任意酌

施設に打委してゐたが、ケーブタウン其他二、三の地方では、地方再教育局が設置され、再教育及び就職に關する施設を有してゐた。其他の地方では、就職紹介を目的とする團體が設立され、退役兵の一般的救護も取扱つてゐた。ヨハネスブルグの救護協會は、就職に適應するまで、或は保護者がなくては、病院を退院せしめぬとの契約を南阿聯邦政府より得たとのことである。

一九一七年ヨハネスブルグ救護協會は、正式に歸還兵救護團體として組織を改め、再教育事業を重要な目的の一とすることを發表し、各歸還兵の能力調査及び教育課目等に關する計畫を立てた。訓練は工業學校や公私の工場に於て行はれることになり、施設の調査や豫備的活動に着手し、雇主に對しては、戦傷者に就職口を與へんことを懇願した。

南阿にて負傷せる者に反し、歐洲の戦地で戦傷した南阿兵は、充分なる再教育を受くる事を得た。ロンドン附近のリッチモンド公園には南阿陸軍病院があつて、南阿戦傷兵の爲めに活動を開始してゐた。訓練に應ずる事は自由であるが、一度入院すれば軍紀に服従し、規則に犯する時には軍律を以つて處罰せらる。再教育の履修を極力奨励したので、志願者の数は九十パーセントといふ高率なる割合を示した。作業は回復期の初期より開始し、戦傷者は病院到着後、左の部門に分類せらる。(一)最早勤務に堪えざる者、(二)不確實なる者、(三)勤務に堪へる見込みある者。第一部に屬する者は、能く限り初期の頃より再教育を開始する。

教育課目は、種々雑多で範圍廣く、其中には、簿記、運記術、タイプライティング、事務員養成、金屬作業、大工指物術、電気作業、据附機關運轉術等を含んでゐた。教師は、熟練者のみを雇ひ、たので、生産品は充分標準に達したものであつた。

訓練は、退院を以て終了するのではなく、治療の済んだ者の爲めには構内に收容所を設置して課程を履修する迄、氣樂に生活する事が出来る。卒業生中、ロンドン商業會議所及び全國教師組合の試験に合格したものが幾人かあつた。

印度に於ては、印度救護基金といふのがあつて其中から戦傷兵及び其家族の救護費に充てゐた。各地方中心地には、戦傷者の爲めの職業紹介所があつて就職其他の問題を取扱ひ、商業會議所や其他の團體も戦傷者及び一般退役兵の就職紹介には協力して盡瘁してゐた。ボンベイ、コーンボア、アンパラには陸軍病院があり、ムツソリー、デルハウダンには赤十字病院があつた。ボンベイには又、海軍病院が設置されて、義肢を必要とする患者を専門に取扱ひ、内外科の治療は、他の病院で處理してゐた。一九一七年五月には、クエーンメアリー學校と稱する工業學校が設置され、其資金の大部分は當時のボンベイ市長ウ・リンドン夫人の盡力に調達せられたもので、約二百名を收容し得る餘地があつた。入學希望者は一切の旅費を支辨された。學校の管理及び經費は、官民合同の下に維持負擔され、軍務當局は、義肢及び其使用法に關する經費を支出し、再教育の方面は、民間の主宰で、其經費一

部は、印度戰事救護團、ボンベイ婦人支部、一部は、一般の寄附金で充當してゐた。訓練日数は平均六ヶ月、職業の選擇は全く自由で各自の嗜好と適應は依りて定む。戰傷者は、衣食住を支辨され、卒業の曉には必要なる職業用具を宛合はれるのを常としてゐた。

一一四

教授課目は、裁縫、莫大小類製造、染色、造花、大工業、工業初歩、自動車技工養成、据附機關運轉術、農業、養鶏、園藝等で、學校には、就職紹介委員といふのが附屬してゐて就職紹介に努力し、各聯隊や被服廠の裁縫師、運輸部の自動車運轉手等に雇傭せられ、或は、旋盤工、組立工、機械工、機關手、彈藥箱製造者として政府の造船所、砲兵工廠等に使用せられ、民間の製造所や工場でも其一部を吸収した。熟練工は、一ヶ月二十乃至百ルーピーの賃銀を各月の恩給へ附加する事が出来ると言はれてゐる。

第十二章 伊太利の回復事業

歐洲大戰劈頭に於ける伊太利には、戰傷兵の救護及び回復事業に關する施設としては事實上何物も見出せなかつた。これに應ずる社會事業團體も殆んどなく、戰傷兵收容所の數も取るに足らず、再教育に關する制度や義肢製作工場等に至つては實際絶無であつた。最初に此事業に着手したのは、各地に散在せる各種の民間的施設で、後此等のものを總合統一したのであつた。

大戰參加の第一年に應急策として設置せられた唯一の施設がミラン不具者收容所で、成功を収めたものゝ代表となるべきものであつた。ミランの收容所と關聯して、ロンバルデーにも戰傷者の整形外科的治療を目的とする州委員會が組織せられ、軍務當局と密接に協力して事業を計畫し、收容所は陸軍豫備病院となし、職員は軍隊的の階級を授けられた。戰傷者は、野戰病院より直接該病院へ移送され、軍規の下に整形外科の治療を受けた。經費は、政府とロンバルデー委員會がこれを分擔し、政府は各人に對して一定額の食費を支辨し、委員會は、少額の手當を支給した。治療後、再教育を希望する者は、委員會自ら適職を決定し、職業訓練を目的とする附屬の回復者ホームへ收容し、矢張り軍規の下に訓練を履む。職業の選擇は自由である。

一九一七年十一月には、ロンバルデーの計畫を基本として行動せる委員會の數が全國を通じて二十

一一五

四に上り、戦傷者全数の約二十パーセントを處理するを得たが、各州委員会間には何等の聯絡も統一もなかつたので、全國委員会聯合が組織せられる運びとなり、盲者、跛行者其他の不具者の救護に當ることとなつた。全國委員会聯合の主たる任務は諮問に應ずることとて、各州委員会は獨立して行動するのであつた。各州委員会の組織上には共通の標準とはなく、例へば、ロンバルデー及びシンツリーに於ける委員会の數は、全州を通じて僅に一委員会あるのみで、事業は大都市にこれを集中し、他の州では、小委員会のグループがあつて事業の統一を計り、且つ相分離せる小規模の學校を經營してゐた。全國委員会聯合は、州委員会の事業を聯絡監督すると同時に事業の新發展を報告し、合せて戦傷者の法律的代理者として盡力するのであつた。猶、委員会聯合よりは、戦傷者問題を論說せる月刊雜誌を發行した。

一九一七年三月二十五日伊太利政府は、國立戦傷者救護局設置の法案を通過させた。此法案は、伊太利再教育事業に確實なる基礎を與へたもので、救護局の職務範圍は、醫務部より授けられる治療が不足なる時引續きこれを補足し、再教育、就職、恩給の取扱ひに關する確實なる救護を施設することである。

救護局は、委員会聯合の後継者ではあつたが、其職務を引續いだのではなく、何處迄も顧問的であり統一者であつて、再教育學校の管理に當るのは、矢張り州委員会、たゞこれが監督者たる任に當り、新委員会へ免許狀を發し、規範に達せぬ委員会を調査訓戒するに留る。

救護局の役員は十九名で、中四名は議員より選舉せられ(上院、下院共二名づゝ)残りの十五名は總理大臣の内奏に依り皇帝より任命され、其内譯は、内務、陸海軍、大藏、産業兼労働各省の代表者一名づゝ、軍醫三名、戦傷者救護協會三名、全國痲兵協會四名の割合である。

經費は、内務省の豫算より支出せられ、内務大臣の指揮を受く。毎年報告書を主務大臣へ送附し且つこれを議會に提出す。救護局は本部をローマに置き、各地に支部を有す。

最初の治療が濟めば、チエーリン、ミラン、ゼノア、ツエロナ、ボログナ、フロレンス、ローマ、ネーブルス及びパレルモの九ヶ所に設置せる陸軍豫備病院中最も居住地に接近せる所へ戦傷者を送り整形外科の治療を施す。病院に於ては、機能的再教育やマッサージ、機械療法等を受け、假義肢を給せらる。

再教育が開始せられる程に治療が進捗すれば、普通一ヶ月間の賜暇を得て各家庭の訪問を許可される。賜暇の期限終了後病院より再教育に堪へ得る者と決定されたる者は、近接の再教育學校へ出校を命ぜらる。再教育を免除される者は、重傷者か或は再教育の必要な者に限らる。

強制的に學校へ滞在すべき日數は十五日間て、此期間中に正式の義肢其他の附屬品を装着せられ、其の再教育の價値を極力強調確信せしむ。再教育の提議に應ずれば、軍規の下に、そのまゝ學校に留

り、若し應ぜざれば地方軍務當局より退役を命ぜられ、各自恩給を以つて生活維持の方針を立てねばならぬ。

二三八

再教育受諾者は、猶軍隊の一員として留り、最大限度六ヶ月間の再教育を履む。陸軍省は、學校には彼等の生活費を支辨し、家族へは現役兵としての手當を支給す。六ヶ月後も訓練が終了せざれば、救護局が自費に依りて彼等の費用を維持す。再教育の成績佳良ならざる者、規則を遵守せざる者、訓練に適せざる者はいつにても退役を命ずることが出来る。

入學が決定すれば醫務官、校長及び産業兼労働省の監督官又は救護局の恩給監督官より組織せられたる委員会の審議を受く。職業の決定には、本人、家族又は其代表者等の希望を參酌して定む。修業に際しても此委員会の決定を経て卒業を認可す。作業勤勉、確實に自活し得る程の優等生には、救護局より褒賞としては若干の金額を受く。

學校及び軍隊より出た後と雖も救護局は、戦傷者の扶助に盡力することになつてゐる。疾病又は再發の爲め引續き治療を要する者には、ホームを設備して收容し、歸るべき家族もなく而も看護を必要とする者は、個人の家族へ世話を依頼し、家族は、勸定其他を救護局へ提出す。凡ての生業能力者に對しては就職を紹介す。公共の職業紹介所は、國家より補助金を受け、州及び縣の紹介所は、料金を徴収する事無く戦傷者の就職紹介に努む。

軍醫當局外の官廳又は慈善事業團體の使用人にして、戦傷者となれる者は、肉體上、仕事に差向へない限りは、再就職の権利がある。軍務外の官廳では、戦傷者の爲めに保留すべき就職口の一覽表を製作發行した。就職希望者は、仕事に堪へ得るとの醫師の證明書を保持し、保持者中より適任者を選抜す。競争試験のある場合には、優先權を賦與せらる。民間の會社でも仕事に適應し得るだけの肉體的所有者であれば、矢張り戦傷せる使用人を再就職せしむ。救護局は體格検査と證明書の發行を擔任し、猶、雇主が戦傷者の再雇傭を拒絶する時、兩者間の調停者となる。

救護局は、恩給の決定に當つては戦傷者の利益を計り、訴訟事件の起る場合は其後援者となり、土地購入者の爲めには恩給を抵當として貸金の融通もする。

恩給は、再教育及び再教育後の就職に依りても影響を受くる者が無い。傷害保險會社は普通労働者と同様な條件を以つて戦傷者を保險し、又、戦傷者を使用せる會社工場より高率なる保險料を徴収する事も許されぬ。但し、多數の戦傷者を使用する場合には、産業兼労働省と協定を経て、やゝ高率なる保險料を徴収する事が出来る。

伊太利に於ては其住民の約八十パーセントは、農夫であつて、各種職業に對する經驗がなく、又、無學者も多數にゐるので、再教育問題に關しては複雑なる事情が存してゐた。それ故に、再教育學校に於ても、他の諸國に於けるよりも、普通學の課目を長期に亘つて課し、其爲め職業の訓練は餘り進

二二九

歩せず、又専門化する迄には至らなかつた。

通學生もあつたが、多数の者は、軍規の下に校内に居住し、必要な者には普通學を教授し、普通科と職業教育科との間に中間的の學科目もあつた。各科を修了する時には、修業式を行ひ、卒業者には各職業訓練の證明書を授與し、委員会や市民より褒賞も授けられた。修業式や卒業式を舉行することは、彼等の興味を喚起し、又、作業に對する矜持を抱かしめるのに好果があつた。

再教育は、僅に六ヶ月といふ短いものであつたが、無學文盲の伊太利農夫には、又と得がたい好機會でもあり、國民的結合の念が未だ侵潤しない僻陋な小村出身の戰傷者に對し、彼等の念願には、絶無なる精神の陶冶や學問の基礎を授けたといふ意味にもなるので、多数の學校當事者は、國民の發展と、愛國心の種子を植附けたとの確信を抱いた程であつた。

民間の盡力も大に希望せられた。各學校は救護局と密接な連絡を保ちつゝ、地方委員會の手に管理せられ、再教育學校の設置、輿論の喚起、義捐金の募集、就職の紹介等に努力し、救護局の後援の下に委員會未設置の地に其組織を獎勵した。救護局は地方委員會を援助する爲めに職業紹介所を經營し、其刊行物中には紹介欄を掲載した。

ミラン、收容所再教育學校の收容人員は、五百名で、バスケット製造、鞣皮作業、象眼細工、裁縫、製靴、木彫、木靴製造、馬具、箆及び刷毛製造、電信術、一般機械學等の課目を準備してゐた。伊太

利は、他の諸國よりも手藝方面が盛んで、例へば、フローレンスの玩具、ヴェーニスの鍛鐵及鞣皮術等の有名なるものが多く、従つて教育課程は其方面の開発に資する所があつた。

伊太利の農業は、其進歩抄取らず、政府も既にこれを氣附いてゐるので、ベルヂア、パレルモ、スベチア、チーロリン、パデューアの五校に於ては、農業科の教授を施し、他の再教育學校にも漸次これを普及せしめることになつてゐた。

伊太利の戰傷者に再教育の價值を確信せしめるのは至難のことであつた。ボログナに於ては、再教育履修の資格ある者の中、二十八パーセントは履修を拒絶した。「舊套を脱せぬ農夫の心理に訴へることは困難である」と伊太利の報告書中に發表されてゐる程である。かういふ人々に對しては、學校に於ても軍規を以つて取締るのが唯一の策であつたが、それにも拘らず、種々の原因でボログナの學校を放逐せられた者が十二名にも上つた。再教育の價值は、中々彼等の心中には滲透し難いものと見えるが、しかし、先進聯合國中、伊太利は、是も無學者の數が多いのを考慮しなければならぬ。

伊太利の參戰は、晩かつたが、戰傷兵の治療的救護及び經濟的職業的の保留には、驚くべき短日月の間に有效なる施設を講じ、其發表に努力した。事業は着々進捗しつゝある。戰傷兵は、同志を糾合して全國戰傷兵協會を組織し、本部をミランに置いて同胞の念を助長養成し、戰傷者と雇主との調停役を務め、政府や公衆の怠慢を糾弾して彼等の權利を主張するのであつた。該協會組織の當時、一將校

の言に曰く。

祖國の防禦守備に任じて、其榮譽と精神を發揚せしめたのに對して、母國は、吾々に感謝することを禁じ得ないであらうが、若し吾々が鞏固なる團體を組織して、力を恢復し、吾々自身の爲めにも又、吾々の家族にも役立つやうな、確實な人間となり得たならば、吾々は、猶一層母國に對し價値あるものとなるであらう。公衆の眼は、選ばれたる者として吾々を注視してゐる。さうして、純にして高き此思考は、善良なる行爲と眞實なる生活へと吾々を導いて行くであらう。協會は、各會員に對し親切なる保護者となるであらうが、義務を怠る者には斷然たる處置を取るに躊躇しないであらう。

一九一八年十二月二十一日の發表によれば伊太利の戰傷者數は、戰死者五十萬人、病死者三十萬人(これは、アルバニア、マセドニア、ビア)重傷者三十萬人、捕虜五十萬人である。一九一八年十二月十四日、伊太利上院に於ける陸軍大臣ツッペリー氏の報告によれば、戰死將校の數一萬五千六百人、同負傷三萬人以上である。猶同氏は、伊太利は其人口と比例して大戰參加人數も列國よりは多かつたとの附言をしてゐる。

無學者が多數のため、再教育にも根柢より開始する必要があるであつて、伊太利の回復事業は容易ならぬ問題を惹起し、大戰では多數の人命を失ひ、種々の困難にも遭遇したが、再教育の結果は、或程度の福祉を齎した事も否めない事實である。多くの戰傷伊太利兵は、大戰以前よりも幸福なる生活を送つてゐる。政府は、教育の利益を民衆の間に刺戟普及せしめ、現在では、縦へ一腕者と雖も良き賃銀を收得し、文盲の多數民よりは幸福であるとの念を抱かしめるに至つた。この好果は、一般民衆にも決して利益のないものではない。

第十三章 亞米利加合衆國の回復事業

その一 はしがき

大戦参加以加の亞米利加合衆國では、各交戰列國が其戰傷兵に對して救護的施設を講じつゝありとの報知に接しても、別段これといふ興味を呼び起すまでには至らなかつた。新聞紙上には時折、砲彈の断片や金屬片等が戰場より持去られ、鎔解して再使用に供せらるゝことや、フランス、ベルギーに於ける戰傷兵再教育の風評等が傳はれたが、後者よりも反つて前者の方により強く心を惹かれたといふのは、當時、兵士の數は豊富であつたに反し、金屬類の方はそろ／＼缺乏を告げてゐる際だつたので、實際的傾向のアメリカ人には、破片金屬の收集の事實に反つて深い印象を貽したのであらう。

交戰列國では事情が全く別であつた。戰況が進むにつれ、人力の流出は、驚くべき勢を以つて増加し、これと共に戰傷兵の救護事業も迅速に其重大さを認められつゝある際であつた。然るに、縱令、戰傷兵でも訓練如何に依りては、必要な戰時作業に従事せしめることが出来、健全兵は、戰線の勤務に廻送し得べしとの事實が明白となるや、各國政府は、舉つて戰傷兵餘力の價值あることに眼醒めるに至つた。戰線に於ける操銃には事を缺いても、彈藥の製造には事を缺かず、銃砲、靴、被服、銃

剣から瓦斯マスク、各種小武器に至る迄、軍需品の廣大なる範圍中、戰傷兵の手を煩す事の出来ぬものとしては、事實殆んどなく、たゞ配置法を改良し、適應性を分類すればいゝのである。經濟的價值の確認と共に、彼等は先づ第一に各交戰國民の配慮を獲得し、今日迄の負債を資産となし、戰傷兵に對する態度を急速に變化させた。再教育によりて各種の作業に従事せしめ得る事が明白となれば、戰時には、特別なる戰時作業に、人員の不足を告ぐる戦後の一般産業界に於ては、創造的なる手工的勞働的の知識を以つて、平和なる各種職業の回復に貢献し得るとの結論が自ら生ぜざるを得なかつた。

右の如き確實なる根據を樹立しつゝ各交戰列國は、新に戰傷兵に對する施設を開始して人力の保留に務め、戰傷者再教育の機關は益々擴大され、單なる人道、慈善、抽象的權利等とは全く別物となつた。戰場に散亂せる眞鍮、銅、鐵、鉛と同様、人間の落穂も直ちに利用の道を見出したのである。即ち金屬鎔解用の坩堝は金屬を再び役立たせたが、特別な教育の坩堝も人間を復活せしむるのに同様な作用を有するのである。

合衆國が大戦に参加したのは、一九一七年四月六日であつた。當時は、重大現實なる國民の戰時訓練に日も足らず、勿論再教育問題は後廻しとなつたが、しかし、戰傷者再教育に關しては、既に歐洲に於て幾多の實驗があつて創設者の模索を必要とせず、聯邦再教育局は、直ちに戰傷者再教育事業を

開始し得べき幸運を有してゐた。

職業問題に關しては、合衆國に於ても大戦前既に其施設があつた。即ち、斯業の振興に盡瘁せる全國的團體の外に部分的施設を講ずる州や職業學校を設置せる市もあり、其外個人的團體も數多あつて進歩的見解を抱く一般教育家の間には此問題に對する興味が次第に擴大しつゝあつたが、遂に一九一七年二月二十三日スミス、ヒューゼス兩氏の提案にかゝる聯邦職業教育法案の決定で、此運動に最後の定形を與へることゝなつた。此法案は、長月日に互る職業教育後援者の私心なき努力宣傳の記念碑として永久に聳立すべきものである。

聯邦職業教育法案に對しては、最初百七十萬弗を支出し、毎年増額して一九二五年以後は、最高七百十六萬一千弗といふ莫大なる支出金を各州に割當てることになつてゐた。

右の基金を管理し、各州に於ける特別なるこの新教育の發展を監督する機關として、聯邦職業教育局が設置せられることとなり、商務卿ウィリアム・イッセル・レッド・フィールド、農務卿ダウヰッド・イェフ・ホーストン、勞働卿ウィリアム・ビーウィルソン、文部長官フィランダー・ビー・クラックストン及び商業農業勞働界の代表者三名を指定して役員を組織したが、一九一七年七月、職業教育界に於ては國內でも有數なるチャールズ・エー・プロツター博士を局長に推薦任命して悉々其組織を完了した。同氏は當時、ミネソタ州ミネアポリスに於て、五十萬弗の寄附金を以つて、専ら職業教育に盡瘁せる合衆國

でも最も近代的、包含的なるダンウヰッデー・インスティテュートの校長を勤めてゐた。其他の役員も、皆多年間職業教育に對する主唱者であり代辯者であり、事業の獎勵を聯邦政府に建言して多大の貢獻をなした人々であつた。

一九一七年の初秋には、各州の事業編成が着々進行してゐたが、恰度其頃、陸海軍から各種技術方面に殊に必要な者の訓練方を聯邦教育局に依頼してきたので、これに應ずる爲め、技術員に依りて應急的訓練課目を準備した。課目は、ラヂオ、プツァー操縦術、造船術、信號隊のための機械技術的訓練、自動車運轉術、機械類販賣業科、鍛冶、鐵板製作、パイプ組立術、電氣技師養成、電信電話修理術、電線工夫養成、ガス・エー・エンヂン、自動車、自動自轉車修繕術、酸素アセチレン銲接術、飛行機用發動機同木製部製作料等であつた。

聯邦教育局戰時訓練部の報告に依れば、一九一八年六月十五日迄に各課目を履修卒業して各部署に就いた者が既に一萬二千名に上り、中、六千名は機械技術の方面へ、五千名は陸海軍又は商船のラヂオ、プツァーの操縦勤務へ、一千名は、軍需部の事務員へ聘せられたといふ。これは、聯邦職業教育局の監督の下に行はれた各州事業の總合である。

陸軍省特殊訓練委員の報告によれば、右の課目訓練中の者は一九一八年四月には七千〇六十六名、五月一萬六千八百八十五名、六月二萬六千六百六十六名となつてゐたが、一九一八年中には十萬名を特別

訓練する契約が成立つてゐた。これは、軍規の下に行はれ、陸軍の要求を満たすため必要なるものであつた。右の外、聯邦教育局の監督の下に民間施設の學校で訓練を受けたのも多數にわたつた。

一九一八年十一月十一日大戰の終了迄に訓練を履修したものの全數は、三萬四千二百九十三名で、其内譯は、ラヂオ一萬九千六百九十四名、自動車技工及びガス・エンジン修理者四千三百六十七名、自動車運轉手一千三百五十三名、機械工二千二百九十名、木工四百三十六名、電氣工八百十六名、飛行機製作者四百六十二名、酸素アセチレン銲接六百十三名、鐵板工二百九名、鍛冶工三百十名、製圖者五百七十三名、寫眞、地形圖製作、コンクリート作業、製靴、獸醫、蹄鐵製造、製紙、厨夫四千七百七十名といふ順序であつた。

右の數字は、戰傷者再教育に對する聯邦職業教育局の應急策を表示する爲めに掲げたものである。

第十四章

その二、事業計畫の發達

職業教育の研究者としても、其主張者としても、聯邦職業教育局の各員は、職業教育を最も簡捷且つ實際的ならしめん爲め、歐洲戰傷者の再教育運動には常住大なる注意を拂ふことを忘れなかつた。

合衆國も頓て陸海軍戰傷兵に對して策を講せねばならぬことが明白となつた時、教育局の各員は歐洲及び加奈陀の政策中成績最も佳良なるものを適宜改良して合衆國の策となさんことを先づ建策し、全國數多の團體や個人は策傷兵のために種々の策を準備し、ある州では戰傷者の回復に關する立法を用意する等此問題に對する興味は殆んど凡ゆる方面から表白されたが、此問題は國民的に重要なもので、政策施行上唯一の能力者たる政府によりて處理されねばならぬことが急速に認められたので、まだ纏つた事業を行ふ迄には至らなかつた。

しかし合衆國は大なる軍隊を歐洲へ派遣したので此問題の範圍の擴大すべき事は明白であつた。

輿論は次第に此問題に傾倒してきた、こゝに於て、聯邦教育局は、一九一七年八月十五日、海外に於ける戰傷者回復事業調査の件を決議し、同局調査部は直ちに資料の蒐集に着手した。猶、教育局は

其行動を確實に決定する爲め、合衆國商業會議所及び全國製造業者協會との間に非公式の會議を開いた。

一四〇

教育局の調査も略々完成に近づいた頃、戰場より歸還する戦傷兵に對して如何なる應急策を採用すべきかに就き意見が發表されたが、此策を重要なる中心問題とするには、先づ大統領ウィルソンへ情況を具申し、其關心を得るに如かずとの意見の一致を見たので一九一七年の十二月、教育局の評議會に於て、會長ホーストン(農務卿)氏は、此問題を正式に大統領へ提出することを要求せられた。

大統領ウィルソン氏は、教育局の建議に直ちに賛意を表し、陸軍卿主宰の下に凡ての關係團體の會議を開催する事に手筈を決めた。第一回の會議は、一九一八年一月陸軍省軍醫總監部に於て開催され、軍醫總監の外、戦時保険局、聯邦職業教育局、公衆衛生部、國防評議會、亞米利加労働聯合會、全國製造業者協會、亞米利加赤十字社の各代表者が列席した。其後引續いて幾度となく會議を催し、最後に、議會に提出すべき假議定案を作製することに決定し、小委員會に付託されたが、懸て小委員會は議案を作製し、滿場一致これを可決したが、これには、復業事業を陸海軍、大藏、労働各省及び聯邦職業教育局の代表者五名より成る顧問會の監督に置く事を條件としてゐた。假議定案には聯邦教育局の職務として戦傷者は言ふに及ばず、産業的不具者の救護に迄範圍を擴張してゐた。そのうちに、聯邦教育局より「陸海軍戦傷兵の復業」(報告書第五號)と題する出版物が刊行せられた。

た。これは、同局調査部の研究を基礎にして編纂したもので、百十一頁よりなる豫備的研究書であつた。引續いて「戦傷者復業に關する作業的治療教師の訓練」(第六號)が發行せられた。これは此事業に關する聯合國及び敵國側の今日迄の經驗並に其進歩を全部包含したもので、貴重なる材料であつた。さうして合衆國が戦傷者に對して救護を施設せんとするならば能ふ限り急速に策を講ずべき事を立證したものであつた。

一方、議會に於ても復業問題には興味を持ちかけてきたが、關係者達は、議案の確定する迄議會への提出を差控へてゐたので、此問題は一時頓挫を來した形になつてゐたが、一九一八年の四月上旬、合衆國が大戦に参加してから恰度まる一年になつて、國防評議會は、活動の中絶に懸念を抱き、陸海軍、大藏、農務、商務、労働各省と合して最後の策を講ずることになつた。こゝに於て代表者會議に於て作製した假議定案を提出審議し、各省及び聯邦職業教育局の代表者よりなる監督の件の外、重要な修正もなく全部の承認を得ることが出来た。頓て、此議案は、閣議に提出せられ、滿場一致可決されたが、たゞ、産業不具者の復業に關する原案だけは削除せられることになつた。産業犠牲者の救護には内閣も充分賛意を表したが、大統領も内閣議員も、當時、戦争に關する法案以外のものを議會に提出する事を承認しなかつたからである。

これより先、ジョルチア出身の上院議員ホーク・スミス氏は、戦傷者の復業に深き興味を抱き、上院

一四一

の教育労働調査委員会(氏は當時委員)より一の法案を提出すべく準備中であつたが、大統領及び閣員の活動と国防評議会の決議を仄聞したので、該法案を撤回し、その替り、議案は上記委員会を通じて提出せられるとの協定を見た。纏て準備は整ひ、法案はスミス氏に依りて上院に提出せられ、同時にフロリダ出身のシャー氏に依りて下院にも提出せられた。其日は四月六日、獨逸に對する宣戰布告の恰度一週年に當つてゐた。讀會は四月三十日、五月一日及び二日に亘つて兩院の協議委員会の面前行はれた。かくて、スミス、シャー兩氏の復業法案は、最初の事業費として二百萬弗を支出し、上院は五月廿五日、下院は六月十一日滿場一致該法案の通過を見ることになつた。

歐洲に於ける戰傷者復業事業は、憐憫と慈善に其源を發し、人力を能ふ限り利用すべき必要と戰傷者を健全兵に換へて戰事工業に使用し得ることの確認によりて、急速なる發展を齎したのであつた。しかし、現状の發展は緊急なる戰事作業の要求に重要な素因があつたと言へ、一には又、戰後産業界全般に亘つて熟練者の大缺乏のあるのを各國政府が豫斷し、不具者であつても熟練労働者を多數に保留して居る國は、保留数の少い國よりも復興上多大の利益あることを洞察したにも由るのである。

併し、戰傷者復業に關する合衆國の立場は、右の考察を主要なるものとして認めず、猶一層確實至高なる所へ根據を置き、其目的を達成する上に於て從屬的役目を演ずるものとして、右の價值を認め九に過ぎなかつた。

合衆國の立場は、戰傷者復業問題の立法化に於ても明に看取せられる如く、國民は、戰傷者の犠牲的奉仕に對して深甚なる債務を負へるものなれば、慈善や博愛以上の道念を以つて彼等に臨むべく、彼等の復興を講ずること、債務を正常に履行するに過ぎずといふのになつた。

舊式陳腐なる恩給制度の不充分で缺陷多きことは頗る明白であつて、この制度に對しては一人の主眼者も辯護者も見當らぬ程である。此制度は、恩給受領者自身は勿論、一般公衆や法律、政治に迄、有害なる影響を及ぼし、今や、此制度の廢止策を講ずる以外には問題の餘地も無くなつた。恩給制度は、其設置當時は勿論、近年に至る迄も最良策には違ひなかつたらうが、種々の事件が進展してゆく中に、國民を次第に新觀念へと導いて行き、戰傷者の復興を達成するにも機會均等の劃策を以つて恩給制度と換へねばならぬことが一般に認められてきた。

即ち切斷した手足を元に歸すことは、實際には不可能であつても、其代用物、即ち人間の發明した四肢の機能を掌る義肢を不具者に宛合ひ、傷害保險社の經驗や生業不能に關する各種の資料を基準にして一定の金額を支給し、さうして、前職を營み得ざる者には再教育を施して少くとも報酬ある職業への機會を公平に賦與し、新職業への紹介を施設する以外に良策はないのである。

職業再教育を必要とする程の負傷者に對しては、新職業訓練中の費用を政府に於て負擔すべきもの

として決定を見た。戦傷者には負傷當時の割合にて金額を支給するのみならず、其家族や被扶養者にも訓練中は、宛も勤務中と同様なる手當や扶助料を支給することは最も必要であつた。少くとも家族を維持するだけの最低生活費にも困却するやうでは良好なる成績が望まれぬからである。

最後に、再教育は被訓練者の自由意志に任し、軍隊的雰囲気は全部除去することになつてゐた。以上のことは、再教育擁護者の根本的主張をなしたものであつて、議會に於ても何等の變化を受けず、そのまゝ認可されたのである。かくの如く合衆國に於ては、人力の保留以外には、大戦後の産業界全般に亘る影響迄は、考へ及ばなかつたのであるが、しかし、戦傷者を訓練して獨立した貸銀收得者となし、戦傷に對する賠償金を加へて、一般人と同様、幸福なる生活を送らしめるためには凡ゆる施設を準備したのであつた。

第十五章

その三、戦死戦傷に對する保険制度

生命保険並に全身不能保険は、合衆國の復興計畫中、特に社會的重大性を帯びてゐるもので、聯合各國の採用したプログラムとは判然と區別される。併し、一九一七年十月六日公布の戦事保険法の各條項は、全部保険にのみ極限してゐる譯ではなく、反つて其反對に——主人勤務中に於ける其家族に對する手當扶助料、戦死又は負傷の場合の賠償、それから、幾分漠然とはしてゐるが、前職不能者に對する職業再教育の約束等の如き種々重要な條項をも包含してゐるのである。凡てこれらの條項は再教育に關する特別なる規定、即ち、復業法(第十六章參照)と共に現役兵從屬者の現在の要求、戦傷兵及び其從屬者の將來に於ける特殊なる要求並に戦死者遺族の要求を満たす爲めの合衆國政府の全計畫として看做さるべきものである。

一九一七年十月六日の法令は、一九一四年九月二日の法令を修正したもので、其結果、大藏省に戦事保険局を設置し、同局内に二課を併置することになつた。第一は、海上海員保険課で、大體、同保険局は、この事務を取扱ふために設置せられたものであるが、一九一七年十月六日の修正案に依りて

第二の陸海軍保険課を併置して新しき職務を掌ることになったのである。次に掲ぐる概説は、この第二課の職掌である。

一四六

南北戦争の負傷手當や勤務恩給は、殆んど半世紀間も連綿として引續いて、國家に無駄な責任を負はし、子弟をして益々貧窮に導き、勇士に對する國民の感謝を濫用せしめて弊害の絶ゆる所を知らなかつた。此負擔は、勇士の死亡數に拘らず、恩給受領者に嫁せる數千人の若き寡婦のある爲め、年毎に増大していつたが、國家は、勳功に對しては大なる差別を設けず、勇士と其家族の安寧を保護するには吝てはなかつたのである。

併乍らこの制度の弊害は、年を重ねる毎に益々明白となり、且つ其數を多くし、執拗手におへぬものと迄なつた。恩給者の列から年々數多の勇士古兵が退出して行つても、此軍隊は、新兵を補缺して益々其數を増大して行進し、さうして、古兵としての性質は影を潜めて恩給兵の軍隊とまで成り下つたのである。戰事勤務は淺薄にして重要ならず、たゞ對岸を越えて恩給を享樂するまでの勤務である。

併し、戦傷を條件とするのが恩給制度の特徴でないことは、勇士古兵の間にさへも認められてゐる事實であつたが、不自然遊惰なる恩給生活の誘惑に驅られた古兵や、外的な目的を抱いて戦後兵士に嫁した不埒な婦人等に影響されて善良なる恩給者迄も次第に惡に染められるやうになつたのである。

然らば、大戦後は、如何にして此不名譽な記録を除くべきか。大戦は南北戦争に比較すれば、何百萬人といふほどの者が兵籍に記録された故に、恩給受領者の數も、善惡共に驚くべき割合を以つて増加するであらう。引續き勤務恩給や戦傷恩給制度を繼續して元氣瀟灑たる數多の男女を隸屬的苦痛の中へ捲込む外に策の取りやうはないのであらうか。

この社會的疾患は、一九一七年十月公布の戰事保険法に依りて幾分除去せられるものと一般に信じられた。該保険法は戦前と同様なる經濟的——社會的地位——頑固なる恩給制度と貧民化とに依りては救ふべからざる地位に戦傷者を復興せしめるに於て、直接關聯する所があるので、簡單なる概説を試みる。

此保険法は、應急策として制定されたものであつて、一言にして言へば、戦争を危険なる職業と假定し、政府は、この職業に従事する者の雇主であるから、雇主としての責任や義務をこの概念によりて履行するといふのであつた。其範圍は、(一) 現役兵の家族に對する手當、(二) 戦傷者に對する賠償及び戦死者家族に對する賠償、(三) 戦傷及び戦死に對する自發的保險である。

現役兵の家族手當は政府より手當を支給される迄は、各現役兵に對して給料中の幾部分を割當てる規定になつてゐる。最低額は十五弗である。其後は給料の半額を超過しない範圍内に於て、嚴密に手當に相應する割當を受ける。家族手當の最高額は月五十弗であるが、此額にても不足の場合には累進

一四七

法に依りて手當を給せらる。其方法は以下の如くである。——子無き配偶者(妻)には十五弗、一子を有する配偶者には廿五弗、二子を有する配偶者には三十二弗、三子以上は一子毎に五弗増、配偶者無き場合には、一子に五弗、二子に十二弗五十仙、三子は二十弗、四子三十弗、五人以上は一子毎に五弗増、両親には十弗、孫、兄弟姉妹には五弗づゝの割合て手當を給す。家族は第一部(妻、子)、及び第二部(父母、孫、兄弟姉妹)に分つ。妻は、別居手當を受くる妻及び法律上の妻を含み、子は、確實なる後見者を有する十八歳以下の私生子、庶子、養子を含む。

被扶養者たる妻子を有する者は、割當を強制されるが、第二部に關しては強制せず、たゞ政府より手當を支給される迄、最低額五弗の割當てを受けるのみである。手當は、利益を享受する者の要求によりて支給せらる。割當及び手當は、職業教育履修者に限り、復業法によりて履修期間中、引續き繼續される。

割當及び手當によりても猶現役兵家族の生活が維持せられぬ場合には、各州又は、赤十字社家族救護部によりて相當なる施設を講ず。聯邦職業教育法案の通過以前にも既に、メーン、ヴァモント、ニューハンプシア、マサチューセッツ、コネクティカット、ミシガン、ウイスコンシンの七州では、現役兵の家族に手當を支給してゐた。かゝる種類の施設を一般的に普及し、家計困難なる者は、私設の團體にて救護の道を講ずること等は充分豫期せられることであつた。議會でも、必要の場合には、

手當を増額することになつてゐた。

將校は、高給を受けてゐるので、其家族の維持には充分だと看做され、割當や扶助料に關しては、法の適用を受けぬ。

戦傷及び戦死に對する賠償は、將校も士卒も同等なる標準を以つて決定し、階級や給料の影響を受けぬ。最初の立案では、賠償は給料額によりて相違し、將校は負傷の場合又は家族數に従つて、兵卒よりも高額の賠償金を支給せられることになつてゐた。金額は、給料の百分比を以つて定め、最低限度を附してあつた。例へば、子なき寡婦は、給料の二十五パーセントを支給されるが、而も月三十弗を下らざるが如きである。

右の原則は、デモクラティックでないといふので反對された。さうして此原則は、各自の職業を擲つて入隊せしめ、能力や生業能力に關係なく一律の賃銀を給するといふ趣旨に明に相反するものである。

一ヶ月三十弗を支給せられる兵卒は、勤務以前には三十弗以上の収入を得てゐたものもあらうし、徒弟等の如きは三十弗以下の所得しかなかつたものもあらうが、軍隊より支給せられる報酬は他人と比較して其人の勤務成績を決定するものにはあらず、戦死や戦傷の場合には、以前の生業能力消失の程度を決定するものでもない。

報酬金は、其性質から言つて奉仕を償ふに足らぬのを常とするが、しかし、其人の能力がない時、或は、軍隊的又は社會的地位が低いからと云つて、要求額が少いとは限つてゐない。故に戦傷者及び其家族の要求は、報酬額に正比例して相違すると推斷することは、馬鹿げた話である。賠償を戦前の生業能力に調節しやうとする議論があれば、この議論は、軍隊の報酬にも同時に適用するものであらう。即ち、戦傷者に對する賠償が戦前の生業能力に比例するものとすれば、勤務に對する報酬も同様な概念を以つて臨むべきである。誰もこれを提議した者はないが、勤務に對する報酬を一律にすれば、不具の賠償も一律にすべしといふ結論がでくくる譯である。猶、フランスに於て主張せられた如く、不具を招く程の犠牲的奉仕は、事實、絶對的のものであつて、勤務以前の生業能力には何等の關係もないといふことも主張せられる。一個人としての軍人は、それが將校であらうと兵卒であらうと、職業に對する熟練不熟練や生業能力の大小にも關係なく、勤務中、戦死又は負傷した場合には、一定の犠牲的奉仕をなしたものであつて、一年五千弗の收得力ある者の奉仕が、卑小なる労働者のそれよりも大なりとはいへぬのである。この原則は、英國に於ては否認せられたが、歐洲大陸に於ては一般に採用せられたやうである。合衆國の議會は戦事保険法を立案するに就いて、試験的にこれを取入れた。

報酬の一律に就いては、否定的に之れを論ずることも出来る。最も寛容なる規則を定めて、政府より支給する賠償金の最大限度を以つてしても、事實、戦死や戦傷を招く程の犠牲的奉仕を償ふに足るものではない。標準の高い生活に慣らされた將校や優れた能力の保持者は、一層優待すべき價值があるが、しかし、以前の生業能力がどんなであらうと、兵卒なるが故に價值が乏しいと言へぬことは明白である。

猶又、一律的規則を制定すれば、特殊なる不具者の爲に、特別恩給法を新しく制定すべき餘地を與へるといふ懸念もあつた。しかし最高額が極限されてゐる場合か或は、全部を最高額にすれば更に角勤務手當や戦前の收入の割合を標準にすれば絶對に懸念が避けられるかどうか疑しいものである。現法の下では、特別に勤功ある者、生活の困難なることが明白なる者でなければ、將來議會の考慮を得ることが出来ないのである。何故ならば、現在のプログラムを制定するに至つた根本的動機は、不具や勤務に關する特別なる立法をして不必要非理ならしめる賠償法を樹立するにあるからである。特に勤功ある者は、議會より特別なる考慮を受くるとしても、不名譽で汚された過去の方針の如く、總花式恩給制度を採用することなく考慮せられるのである。

故に、現法の下に於ては、賠償は、軍隊の報酬や階級、又は社會的地位には關係なく、全部不具を標準とせる一律的規則を以つて決定される。戦死すれば、將校と兵卒の區別なく、富者と貧者にも關係なく同一なる賠償を保有する。同様に、一腕一足の消失、又は他の不具に對しても、たゞ單一な

る標準のみ規定される。賠償に對する此原理は、一般に、完全なる職業復興を策するに於ても直接なる關係を有するものである。

一五二

現法の下に於ては、不具は、肉體的で且つ絶對的のものであつて、内科的及び外科的治療が大部分完了すると共に決定される。さうして、縦へ、微少な不具と雖も、例へば、グアイオリニストやピアノストが一指を切斷したり、腕關節の強直を來したりする場合、これを前職への適不適から見れば、安全なる職業不能者であることは明である。これと反對に假令、大手術を要する重症不具であつても、前職への能力に重大なる影響を與へないこともあり得る。事實全身不能より輕微なる不具に至るまで、其不具程度は、各患者毎に、前職又は新職への生業能力損失の程度を相違せしめるものである。

上述の生業能力消失の相違は、賠償を決定する根據とはならぬ。一指を切斷した場合には、グアイオリニストや農夫や銀行家の區別もなく、一定の標準の下に賠償を決定する。一度不具の程度が決定すれば、將來、生業能力が向上しても相異しても、それに對する賠償は、低減することもなく、相異することもなく、全部、最初の審査に依つて定まるものである。

かくの如き條件の下に各患者は、前職又は新職への勧誘を受くるのである。能力の向上につれて賠償を低下せしめる政策は、意氣を沮喪せしめ、職業復興の全プログラムを危殆ならしめる基となる。

賠償に収入を加算すれば、一般に戦前よりも所得を増加することは明白であつて、加奈院の経験は、大にこの希望を強調せしめるものである。

現法の下に於ける賠償の規定は、家族の數と其地位とによりて相異なる。戦死した場合一ヶ月の支給額は以下の如くである。寡婦一人の場合二十五弗、子一人を有する寡婦三十五弗、二人を有する寡婦四十七弗五十仙、一子を増す毎に五弗、寡婦無き場合には、一子に付き二十弗、二子三十弗、三子四十弗、一子を増す毎に五弗、夫なき母へ二十弗、全身不能の場合には、戦傷者一人の場合三十弗、夫婦二人に付き四十五弗、夫婦及び子一人に付き五十五弗、子二人に付き六十五弗、三人以上は七十五弗、妻なく子一人を有する戦傷者は四十弗、一子を増す毎に十弗、夫なき母へ十弗といふ割合である。

一部の不具は、全身不能の割合に準じて賠償し、其支給率は、各個人の生業能力の損傷を標準とせず「産業不具者の一般的取得力の損傷」を基礎にして決定するのである。

平均率を決定するの困難なることは明白である。一定の不具より來る取得力の損傷は、各職業に従ひ多大の相違がある。右手の母指を切斷した理髮業者は、其職業を不能にせられるが、其他多くの熟練又は熟練を必要とせざる職業或は自由職業に於ては、根本的影響を與へるものではない。實際の損傷率を各個人に適應する如くの確に定めることは不可能であるが、しかし現法の目的とする所は、

一五三

不具を分類して、一般收得力の損傷を評価するのにあつて、特殊なる各個人の職業を認めず全般的産業に重きを置くのである。

一五四

其處で、議會より戦事保険局へ回附された問題を解決するには、各種の不具を分類し、收得力の損傷は、全身不能の幾部分を表してゐるものと看做して、賠償率を評價するのである。右手を切斷した者は全身不能の幾割かを含む。一腕と一足を切斷した者は猶多くの割合を含むといふやうに、不具の全般に亘つて評價するのである。

不具者自身でも、又不具者以外の者でも、不具そのものを確實に金錢に換算して評價し得る者は先づゐないのである。「いくら金を出したら、あなたの手足や指を切斷せしめるか」との間に對して即座に回答をなし得るものはゐないであらう。四肢の一部を切斷せられた戦傷者將來の生業能力の評價は不確實なもので、前職があらうが、なからうが、先づ就職せしめて偶然的に決定するより外に仕方もない。

合衆國議會は、全身不能を標準として不具を評價するが如き難問題の解決を委任するに就いては、法規の管理者の裁斷に俟つといふ賢明なる方法を採用した。條文には、一般生業能力の損傷といふ規定があつても、實際に不具の賠償を決定するには多少とも其他の件を考慮すべき必要のあることは明瞭である。一足の切斷のみにて一般生業能力の損傷を評價する事は出来ぬ。正式には不具を以て標

準とするであらうが、實際には、其人の普通人として活動すべき全範圍——經濟的社會的の活動、家庭や工場及び私人公人としての全活動——に關聯して評價をなすのである。貸銀收得力の損傷といふよりは、普通生活に於けるハンディキャップを以つて不具を評價するのである。

最後に保険のことであるが、これは、服役中の者の爲めに制定せるもので、或意味から言へば重大なる効果を豫期する事が出来る施設の一つである。服役中の者であれば誰でも、保険金受取人を近親者（両親、祖父母、子、孫、妻、兄弟姉妹）に指定すれば、無診査保険で、一千弗より一萬弗までの保険金を受取ることが出来る。管理其他の費用は、全部合衆國政府の負擔であるから、保険料は普通に行はれてゐる料金よりは低廉である。この保険は、戦争の終結迄繼續する定期保険で、一年間を標準として定め、保険解約拂戻金は附いてゐない。しかし、戦争終了後、五ヶ年以内に、矢張り無診査で、終身保険や養老保険又は他の保険に變更することが出来る。

戦死又は全身不能の場合、一千弗の保険證書に對し、受取人に仕拂ふ金額は、月五弗七十五仙である。五千弗の保険證書に對しては、月額二十八弗七十五仙、一萬弗は五十七弗五十仙といふ割合である。保険料は、兵士の給料より差引く。一千弗に對し十五歳乃至十七歳の者の料金、月六十三仙より四十九歳の一弗八仙まで、二十一歳乃至三十歳迄は、一千弗に對し、六十五仙乃至六十九仙である。保険に應ずることは全く自由であるが、出征兵の大部分が、これに加入した。これに關し、大戦第一

一五五

年目の終りにポール・エイチ・ダグラス氏が左の如く語つてゐる。

一五六

四月六日當日、保険局の名簿に登録されてゐる保険契約数は、世界中、最も規模大なる生命保険会社の約四倍に當り、合衆國の民間生命保険会社の總契約数の二分の一以上も多い。而もこの数は、保険局の經營してゐる海上保険を除いてである。

戦事保険法は、一九一八年十月六日に法律となつた。法案の通過した最初の一ヶ月以内に保険額三億一千四百九十九萬八千五百弗に亘る申込みがあつた。一九一七年十二月十五日には、申込數二十四萬六千四百口、保険額二十一億三千三百三十八萬三千五百弗であつたが、一九一八年一月十八日には申込數が四十七萬口以上、保険額が四十億を超過し、一月二十八日には契約者の數五十五萬人以上、當日の申込者數だけでも三萬二千四名、保険額二億六千弗、總額五十億弗に垂とした。次の三日間は、一日の保険額約二億弗の割合で申込が殺到してきた。

一九一八年二月十四日の夜半、申込數五千四百口、保険額五億弗を超過し、これにて世界中の記録を粉砕して仕舞つた。二月十二日の調査によれば、一隊營約三萬人の兵士を以つて組織されたる八隊營の保険加入數の割合は、九十九パーセントで、最も低いのが九十三パーセントであつた。一九一八年二月十九日の公報に依れば、二十六ヶ所の陣營の加入割合は、九十二パーセント乃至九十九・九パーセントであつた。一九一八年一月一日より六週間以内に六十億弗以上の保険額が記録され、五月十四

日には、加入者數二百萬人、金額百六十五億弗、一九一八年六月三十日には、保険額、二百十五億弗以上、一口の平均額八千三百八十七弗、法案の通過した一週年に當る十月六日には、保険額の割合が一名に付き約九千三百弗に増額した。

合衆國政府は、大なるスケールを以つて生命保険の分野に這入つていつたが、此保険は、戦後も永く繼續することを契約してゐる。此保険を廢止したり、將來他の官吏や一般民衆に迄保険の範圍を擴張することを拒絶するやうなことは先づなさそうである。

一五七

第十六章

その四、復業法

(The Vocational Rehabilitation Act)

戦傷者再教育に關する國家的計畫の發達に就きては、已に第十四章に概説し、復業法(一九一八年六月)の起原、経過及び制定に就きても記述した。殘る所は、該法の諸條項と其運用法の吟味である。

簡單に言へば、此復業法は、『戦傷の爲め、退役後、戦事保険法(一九一七年十月)第三條に依りて賠償を受くる者』に對する再教育職業施設の規定である(第二條)が、猶、聯邦職業教育局の定むる所のものを委しく掲げてみる。

退役後、報酬ある前職又は、他の職業に就く事を得ず、或は、此等の職業を満足に持續し得ざる者にして、再教育に堪へ得る者には、同局の施設規定する職業再教育の課目を授くべし。

職業教育局は、本條に該當する者に對し、同局の規定する適切なる職業課目を施設すべき職權と義務を有す。職業再教育を履修する者は、履修期間中、金額の如何を問はず、最後に給せらるる月俵、又は、戦事保険法第三條に依りて給與せらるる金額に相當する賠償金を受くべし。又其家族は被再教育者の履修期間中、被再教育者が宛も現役にあるもの、如く、戦事保険法第二條の條項に従ひ、強制制當金及び家族扶助料を受く。強制制當金及び家族扶助

料を計算、支給する爲め、被再教育者の賠償金は、これを給料として取扱ふ。被再教育者が再教育履修上、教育局の規則を遵守せざる場合には、教育局は、直ちに其由を戦事保険局に通じ、戦事保険局は、規則を遵守せざる期間中、給料の一部或は全部を撤回することあるべし。但し、強制制當金は此限りにあらず、職業教育は、患者の健康状態が教育に堪へ得ることを醫務當局によりて證明せられるまではこれを行はず。

これを見れば、紀律に關する規定は、履修者が不品行なる場合でも、其家族に影響を及ぼさしめないうやうに定められてゐることが理解せらる。履修者が課業に忠實ならず、或は飲酒をやり初めた場合、差引かれる金額は割當金を除いた給料の一部のみである。言葉を変へて言へば、履修者のポケット・マネーと豫備金だけ差引かれ、罪なき家族には迷惑を掛けないうやうにする。猶、本條には左の如き規定あり。

戦事保険法第十八條に依りて給與せらるる陸海軍家族扶助料は、本條に規定する家族扶助料にも適用せらる。戦事保険法第十九條に依りて給與せらるる陸海軍賠償金は、本條に規定する賠償金にも適用せらる。但しこれに該當する者に對しては、再教育履修期間中戦事保険法第三條によりて賠償金を支給することなし。

この規則は、職業教育局に對して大なる裁量權を賦與することとなる。即ち、教育局は報酬的職業に就くことを得ざる程の不具者でなくとも、教育をする價値ありと認むる場合には、再教育を許可し得る譯となるのである。猶進んで三條に曰く、

本條に依りて施設する再教育の課目は、能ふ限り、且つ教育局の定むる規定によりて、戦傷のため、退役後、戦

事保險法第三條によりて賠償を受ける者、及び復業法第二條に含まれる者に對しても履修費を徴集することなく賦與すべし。

一六〇

これを他の言葉で言へば、戦傷の爲めに賠償金を受くる程の不具者は、彼等の状態を改善すべき教育を授けられ、履修費も徴收せられない。しかし履修者の家に支給する賠償金は一定の部類にのみ許可されるのである。これによりて事業の範囲が擴大せられ、職業上、甚だしく劣等の地位を占めてゐる者でも、教育によりて向上發展の機会を得る道が開かれる譯となる。

第四條——教育局は、被教育者の訓練を確保する爲めに必要な教師、職業課目等を準備し、課目に對する規則を定め、必要な場合には、旅費、宿泊費、其他訓練中の生活費を支辨し、復興上に必要な凡ての施設を講じ、履修者をして適切な報酬的職業へ就職せしむべし。教育局は、本條に於て定められたる職務を遂行するに就きて適切な規則を制定する事を得。履修者の就職に就きては、労働者の承認を経て後、労働省を利用する事を得。

第五條——教育局は、戦傷者の再教育及び就職に關する調査研究、報告をなすべきものとす。調査、研究、報告は、各省の協力を得、又はこれを利用することを得。本條に定むる職務を遂行するに就きては、公私團體の協力を求むる事を得。

第六條——戦傷者の機能的精神的復興に必要な治療に關しては、陸海軍省の監督を受くべし。陸海軍省に依りて治療上の見地より訓練を授くる場合には、醫學の許容する範圍に於て、教育局は、顧問的資格にて、訓練の順序、教師の準備等に關して陸海軍省と聯絡する事を得。猶又、退役後の戦傷者の健康に關して、陸海軍省は、顧問

の資格にて、教育局と聯絡する事を得。

聯邦職業教育局は、職業教育は連續的に效果あらしめる爲めに陸海軍省との間に規則を立て、其協力を求めるのである。これは、必要な場合に入院中、治療の一策として作業を課すことを意味し、さうして治療と教育を能ふ限り聯絡せしめて、再教育の一部となし、時間と勢力を成るべく省くのである。

第七條——聯邦職業教育局は、無條件に提供される公私の寄附金、贈與金を受領することを得。寄附金、贈與金は再教育特別資金として國庫に保管し、再教育費として教育局に支給す。教育局は、受領金及び其支出に關して毎年、議會に報告書を提出すべきものとす。

この義捐金は再教育に關する特別なる場合に使用せらる。例へば、履修者が再教育後、職業用具を購入する資金のない時、これを融通したり、各履修者の特別なる救護に充當したり等する。

最初の基金として政府より宛行はれた金額は、二百萬弗であつた。教育局は、三ヶ月毎に事業經過に關する報告書を上院及び下院の書記へ提出する。これは、議會へ報告する爲めである。猶一ヶ年間に於ける事業報告も提出する。

現法に依れば、教育局の職務権限は、頗る大なるもので、僅かの制限を加へられる外は大に其裁斷を揮ふことが出来る。

一六一

第十七章

その五、復興の順序、作業的治療法

歐洲大戦の齎した機ばかりの裨益的副産物の一つは、職業を通して肉體を回復せしめる時、これが心的状態に及ぼす影響を認知するに至つたことである。大戦以來、治療上には大なる進歩が割せられたが、回復の方法上穩地に驚異すべき成果へと進みつゝある此新進路は、頓ては將來醫學上の本道となるべきものであらう。成功を以つて處理したる無数の患者に徴しても、最早、其價値を疑ふ者はないであらう。

患者に對し、先づ第一に探るべき方法を簡單に云へば、縦ひ身は不具者であつても、公民的價値から見れば決して不能者でなく、不具者としての缺陷は、一定の教育に依りて、全部でなくとも大部分これを緩和又は征服する事が出来、再教育の履修が早ければ早い程、其效力の多いことを印象せしめることにある。

元氣激濁、自活するに足る若者であつても、一腕一足を切斷し、或は身體の組織に損傷を與へられる時には、憂鬱と絶望に沈溺するのを常とする。彼の想像に浮ぶ所のものは、片端の乞食、家族の重荷、向上の機會なく慈善に縋らねばならぬ無價なる生活、家族を支持し得ざることを理由とする結婚及び家庭生活の不可能等、真に前途は彼にとつて暗黒である。

こゝにいふ絶望のどん底から再生の希望と慾望を喚起し、不具者でも未だ自己の運命の開拓者たり得ることを、他の不具者の記録を以つて確信せしめるのである。

各負傷者は、病院から退院し、不具の爲め兵役を免ぜられる迄は、其所屬に従つて陸軍又は海軍の管理を受けるが、退院後の職業再教育は、凡て聯邦職業教育局の所管に屬する。但し醫務當局と教育局は聯絡して復興事業に盡瘁することを現法に依りて定めてある。

患者の復興には、三つの階段がある。第一は、急性的疾患期、即ち内科又は外科的治療を必要とする期間、第二は、恢復期で、屢々長期に亘ることがある。第三は、即ち實際の再教育を受ける期間であるが、必ずしも各期を判然と區別する必要はない。合衆國を例にとれば、多數の戰傷者は其第一期をフランスやイギリスに於て過すのを常としてゐた。しかし、外國の病院では施設が極限されてゐるので症狀の許す限り成るべく早く内地へ送還するのである。

患者が最初の急性的疼痛又は疾病より小康を得る頃になれば、病臥又は病床職業 (Invalid or Bedside Occupation) と稱されるものを授けらる。これは一名職業的治療とも稱される。患者が病床や病室から出られる程回復すれば、治療的工場職業を與ふ。職業的治療といふ廣義に解せられる言葉は、凡て

これらの活動を包含し、大戦中に發達した治療法である。職業的治療は、職業に依りて回復を謀る科
學である。一層回復が進んだ者は、工場で職業治療を受けるが、これは、成るべく將來の再教育の一
部として履修せしめる。

一六四

最初の急性的疾患から回復する頃に課する病床職業は、殊に長期間ベットに留ることを餘儀なくせ
られる者には時間を費消するに有效であるが、肉體的にも効果を得ることが屢々である。病床職業の
目的の一つは、負傷者に時間を徒に空費せざることを感得せしめ、くよくよした内省を排除せしめる
爲めである。絶望や懊惱、運動不足等が患者の肉體に悪影響を與へるのは明白なことで、即ち、患者
の心や手を常任働かせて悪影響を未前に防ぐ爲めに病床職業を課するのである。病床職業が、職業教
育に關係があれば、患者は、これに應ずることを決心するから、什んなに實際の職業教育とかけ離れ
てゐても結構、充分の價值があるのである。病床職業の範圍の極限されることは已むを得ないこと
で、患者の將來に直接の價值と影響があると決つたものではない。しかし、或場合には、患者が將來
履修すべき訓練の初歩となし得ることもあるし、又、患者が此事實を理解すれば、單に治療や運動の
一部として課せられる場合よりも、熱心と興味を以つてこれに當るのが常である。
患者がベットを離れて追々回復に向ふ頃には、引續き次の治療的工場職業を課する。其時分には醫
學上の治療は、次第に其重要さを失ふのであるが、純内科的患者に對しては未だ治療が必要である。

長期間に亘る回復期中には、神經や心臓の疾患、全身衰弱、結核、リウマチス、整形外科的治療を
要する者等、多くの傷病者を包含するのである。

回復期に於てなされる所のものは、醫學的治療と職業再教育の重要な連鎖を形造る。復興の最
後の階段をなす職業再教育の成功は、治療的工場に於ける職業治療の處置を誤らないことによつて大
なる助勢を受くと言つてよい。故に、回復期は復興の三階段中最も危急重要なものである。此期間
中、自活と經濟的有用に對する野心と慾望を育成して、多數の者が落入らんとする冷淡、失望、依頼
心等を除くのに最も好時期である。此時期は又患者が機能的の働きを回復する時期でもある。患者が
治療工場に於ける作業に興味を持つ程度は、職業教育の修得を喚起せられたかどうかを一般に決定す
るものである。

治療工場も病院に於ける他の職務と同様、軍規の下に之れを置かなければならぬ。回復期中は、運
動や休息の過度、適切ならざる食物、悪習慣等の爲めに回復を遷延せしめぬやうに注意する。作業規
定は、他の規則と同様嚴格に強制しなければならぬが、二三の特別な場合を除き、これ以上軍規を
以つて律してはならぬ。治療工場と其效果に就いて加奈陀の報告に曰く、

職傷者が獲得したる大なる利益は、普通生活への準備中、精神と筋力とを鞏固にしたことである。数ヶ月の間、
彼等は一身上のことを考へさせられることなくして済んだ。食物や衣服や家族の安泰さへも考へる暇がなかつたの

一六五

である。マツターシや運動の間隙は、課業で塞いで、秩序整然たる一日を送り、次第に一般生活へ這入る準備を立てゐた。

一六六

聯邦職業教育局が、戦傷者の潜勢力を吟味調査し始めるのは、この治療工場に於てである。アメリカ兵の大多數は、これから芽を出さうとする若者を引出して軍隊へ編入したので、彼等の大部分は、未だ一定の職業がなく特殊な職業に對する訓練も受けてをらぬ。何事をなさうとしても一定の手段なく、而かも不具のままに放任して省ないのは一種の罪惡である。教育局に於ては各方面の職業と個性調査に通じたる職業顧問官を病院に派遣して前職や経歴を調査し、將來の報酬的職業を決定せしめる。

回復患者の作業は最初は頗る短時間であるが、回復が進むにつれて醫學的治療は次第に短縮し、作業時間を延長する。醫學的治療が最早や完了せりと決定を受けた戦傷兵は、こゝに於て病院から退院し、同時に軍籍よりも除かれる。かくて、政府の職業訓練に應ずれば、訓練中、一ヶ月六十五弗の訓練手當を給せらる。結婚して妻と同棲してをれば月七十五弗、同棲してゐなければ、妻に對し月三十弗、三人以内の子供に十弗、三人以上は、教育局より、適宜増額して支給す。専門學校や職業學校へ入學する場合には、授業料や書籍、實驗費其他を給與せらる。將校は、勤務中に於ける最後の月と同額なる訓練手當を支給せられる外家族扶助料は給與せられぬ。其他の點に就きては兵卒と同様である。

母其他の被扶養者を有する場合には、現役中と同様の割合で手當を受く。

教育局は全國十四ヶ所に支局を設置した。各支局は、地方支局長の管理に屬し、雇主労働者代表及び醫師の三名よりなる評議會がある。意見の決定にはワシントンに於ける本部の決裁を仰ぐ必要があるが、しかし、大抵許可されるのが普通である。戦傷者は、わざ／＼支局へ出頭する必要がなく、職業顧問官が戦傷者の家庭を訪問する。但し出頭が便宜の時には其経費を支出する。

一六七

第十八章

その六、職業の選擇

戰傷者の爲めに、今や凡ての活路が開放せられたと言つてよい。彼に與へられる職業は、手工的なものに限られてゐない。如何なる職業であらうとも、彼に最も適當するもの、公民的價値や個人の幸福満足を齎すもの、不具に應じて、最も報酬的なるものならば、凡てこれを授けられるであらう。

右のステートメントは、戰傷者再教育に關する職務を議會より委託せられた當座、聯邦職業教育局が發表した宣言の一節であつた。さうして、これは事業の基調的ブリンシプルを簡明に表白したものである。此ブリンシプルを指針として復興事業は計畫せられた。實際の基準となるものは將來の價値福祉といふことであつて、被再教育者も充分にこれを理解すべき必要がある。價値を獲得すべき機會を與へよき貸銀を收得して將來の幸福發展を確立せしめることが一般國民の希望である。

職業を再興するといふことは、戰傷者にとつては全く自由である。これに對しては何等の強制もなく諾否とも氣のまゝである。不能的戰傷を身に負ひ僅の恩給を半慈善的な仕事で長い一生を送るべく病院を出るのは全く彼の特權である。しかし、何等一定の方針も目當もなく病院を出るのは餘程の馬鹿者である。縦ひ頼るべき親戚知人があるとしても長い期間の中には、重荷となること必定である。こゝにいふ負擔を他人にかけさせぬ爲めに、國家はわざ／＼戰傷者の復興に特に盡力せんとしてゐる。國家の要求するのは唯戰傷者が自主獨立の公民として生活することである。

右の如き見地から戰傷者は先づ、聯邦職業教育局の信認せる代理者たる職業顧問官と會見することを薦めらる。回復期に向つた患者を收容せる病院や中心地には、各々職業顧問官が附屬し、地方の支局にも職員として直屬してゐる。職業顧問官の任務は、職員や醫師と協力して職業再教育に關して戰傷者の相談役を務めることである。

職業顧問官は重に軍人外の者より採用してゐる。兵役に服して戰傷せる者で相當の資格ある者は職業顧問官として採用せられるが、最初は全部軍人外の者のみである。教育局でも、一度服役して戰傷せる者は、軍隊生活の智識の皆無なる者よりも戰傷者に接近し易いであらうとの意見を有してゐるので、相當の資格者には優先權を與へることになつてゐる。

職業顧問官には、特別な資格が必要である。同情、理解、忍耐、手練、寛容等を豊富に具備し、戰傷者の意思を直ちに洞察し、何處迄も彼等の奉仕者でなければならぬ。人生の鋭き判断者で幾分其方面の經驗を有し、各種職業に對する智識が豊富で、其需要程度、利益、不利益等を詳にし、且つ、戰傷者が胸襟を開いて信頼するやうな素質を有せねばならぬ。これだけの資格を兼備するのは全く至難なこと

とて、千人中に一人も見られぬかも知れぬ。しかし、稀には、これに適應するタイプの人もあるもので、教育局では、かゝる者の奉仕を希望してゐる。もしこれに適應する者が退役者であれば、益々結構である。

醫務當局に依りて、該戦傷者の負傷が最早勤務に堪えず、且つ前職にも復歸し得ざる事を證さるゝや初めて彼は職業顧問官と懇談をする。この豫備的會見に於て顧問官は極力再教育の利益を力説し、患者が多少とも再教育の取得に心を向けてゐることを發見すれば、教育程度、前職、仕事に對する好悪、新職の選擇等を記録し、醫務官に對して患者の醫學的評價を求む。

醫務官は、患者を充分に診察し、醫務的見地より患者の履修すべからざる職業範圍を決定す。例へば、患者が毒瓦斯の爲めに心臟を冒されてゐるとすれば、餘り緊張を要する職業の履修を禁じ、暫くの間で風雨に曝された爲めに重いリューマチスに罹つてゐる者には、濕氣と寒冷に中てられぬやうな職業を選擇す。肺臓が虚弱であれば室内に許りてはならぬし、癩痢の素質があれば、急速度で廻轉する危険な機械へ接近せしめず、又眩暈で墜落する氣附ひがあるから高いビルディングの上で作業をせしめないやうにする等である。顧問官は、この報告を基礎にして、履修すべからざる職業と健康に危険なき適職を決定することが出来るのである。

職業顧問官と戦傷者は、更に訓練を受くるべき職業に就いて心を打開けて熟議する。最初選擇した

職業が身體の狀況に依つて禁止される場合には、更に他の職業を吟味選擇する。顧問官は此處に於て其専門的智識を傾けて戦傷者に援助を與へる。患者の傾向、能力で以つて成功疑ひ無く且つ需要の多い職業を選ぶ。それから該職業に對して興味を有すること、一度経験のあるものには出来るだけ考慮を拂ふ。一種の職業に経験があれば、類似したものにも適應せられるから何等経験のない者よりも大なる利益がある。

例へば、以前農夫たりし者は、出来るだけ田園の生活に復歸することを喜ぶものである。たゞそれに適應するかどうか問題である。普通農場に於ける作業は、大なる筋力と敏活を要する。――さうして該戦傷者が假に一足を切断せるものと想像せよ。かういふ場合に彼を耕耘機、其他農業用機械類の操縦者に仕立てることは最も適切である。現今のやうに人力の缺乏してゐる時代には、農夫達は、勢ひ機械の助力に注意を向ける。さうして勞力を節約する機械類で耕耘や刈取り等に使用する傾向は次第に増してきてゐる。又耕耘機を動力としてローラーを使用すれば、田舎道の修理にも應用出来るし、打穀、草刈其他に應用することも出来る。加奈陀に於ては、戦傷者が耕耘機の操縦者となつて大分の報酬を得てゐるのがある。かやうに農業や田園生活の智識を有する戦傷者は、再教育に於ても實際に利用が利くのである。かういふ者を商人や齒醫者や法律家又は會計掛等に訓練するのは馬鹿げたことである。

もう一つ例を上げて見るならば、此處に鐵の骨組を組立てる職工があつて膝關節の強直に犯されたと假定せよ。彼は最早や高層建築や橋梁の上に攀上るだけの敏活を缺く。かういふ場合に彼の職業上の智識を利用して再教育を施すことは最も適切である。今日迄の彼の經驗と實際的智識を無駄にさせて、獸醫や郵便局の事務員又は指物師に訓練を與へるのは愚劣である。彼を鐵骨製造所の監督、製鐵所の職工長、鐵骨を基礎にする建築師、製圖家、請負業者の助手、設計掛、販賣人等其智識を應用して成功を収める職業は數多あるであらう。

この原則は、數百を以つて算へる各種の職業にも、そのまゝ當嵌める事が出来る。充分相當の理由がない限り、これまでの貴重なる經驗を打棄てるべきものではない。或場合には、別職に關係のあるものを廢棄するのを有利とすることもあらうが、しかし、大體に於ては、前職を發展させ専門化させることを第一とする。現在從事してゐる職業よりも他人の職業が猶一層有利であると信ずるのが一般の人情である。かういふ場合には、充分それだけの根柢があれば兎も角、なるべく、以前の職業的智識を資本にして訓練を受くるのが好果をあげる所以であることを勧告して其迷妄を醒ますが職業顧問官の職務である。しかし、戰傷者が以前の職業的智識經驗をどうしても利用することを得ず、他の方面に於て訓練を受くることを極力希望してゐる時には、それが不合理でなく、其の時間と費用が許す範囲内のものならば、これに承諾を與へるのである。

特別な智識や職業上の經驗もなく、又は、事務員や農夫になつたばかりの青年は、問題の解決が一層困難であるが、取扱方は同一である。戰傷者の妻や母や姉妹等と懇談して其嗜好や能力を参考にし決定すればよい。

戰傷者の希望職が決定し、其選擇に就き顧問官の認可を受けたならば、再び醫學的の検査を経て、該職業が、患者に危険や危害を及ぼさざることを確定せしめ、これで初めて安全に新職業へ這入ることが出来るのである。

第十九章

その七、個別的の訓練

一七四

戦傷者が醫學の許す限りの身心上の治療を加へられ、病院及び治療工場を出ると同時に軍隊からも釋放されることは、既に記述した通りである。其後の彼は、一個の公民である。さうして非軍隊的の斡旋に依りて再教育を受け、公民的生活と其責任を分つこととなる。

軍隊的生活の羈絆を解除せしめることには一定の目的が存してゐた。服務中に於ける彼は、二六時中、軍務當局者の命に服さねばならぬ。勢ひ自發的の個人的の彼の職責は、群集の中に没さねばならぬ。一切の彼の行爲は、一の規範により定められ、彼は唯これを履み行ふのである。彼は何等の思考も與へられず、何處で、何時、如何なるものを食すべきか、如何なるものを纏ふべきか、如何に時間を送るべきかに關して何等の選擇も與へられぬ。短日月の中に彼の生活は、大部分、彼の爲めに準備排列せられたるものに依據する。人間がかういふ種類の環境に順應することの早く、而も彼自身のものを取返した場合の再順應の遅いことには驚くべきものがある。其處で、自發的の又個人的の職責を公民生活へ再参加するに就いて最も貴重なる資産として最初から刺戟することは、最も良策である。

この二つのもの、有無は、個人の向上發達に大なる關係を有する。議會が戦傷者各自の利益の爲めに職業再教育を純然たる公民的職掌の下に置いたのは、機宜を得たる處置と言はねばならぬ。生徒の秩序を維持すべき唯一のものは、勉學を怠り作業に忠實ならざる場合に報酬を給與せざること、全く興味を有せず、何等進歩の跡無き場合、結局、再教育に對する權利を撤回することに留る。

凡ての教育中戦傷者の再教育程、生徒の各個性に對する留意を要求するものはあるまい。戦傷者を其負傷や職業に依りて廣く區別分類して一團となすことは出来ぬ。一腕一足の切斷者や結核患者には、斯々の職業が適切であるとは言へない。一腕者には適當なる職業はあるかも知れぬ。しかし一定の職業が一定の患者に適應するとは限らない。一腕の切斷は、彼の職業上の全不能を來してゐるか、其職業又は類似なものに幾分でも經驗があるか、其職業に對する需要は如何、貯蓄があるか、家庭をもつてゐるか、親戚知人があるか等、考慮すべきものが數多ある外に、其職業を營まんとする慾望があるか、かゝる生活の仕方に興味を有するか等の重大なる問題もてゝくる。其職業に興味を有せず、信頼せず、其價值を認めず、生計の手段としてこれを利用しやうとの慾望が無ければ、徒らに時と金を費消して其職業へ適應せしめんとする努力は、無益以上に悪いことである。故に問題を解決するには、最初から各種の事情を考慮に入れ個人々々にこれを處理せねばならぬ。

戦傷者が入院中に職業顧問官と懇談して再教育を受くべき職業を決定し、且つ、醫務官に依りて醫

一七五

一七六
學的見地より其選擇を認可され、治療工場を用るやうになれば此處に初めて彼は、聯邦職業教育局の管理下に屬し、實質上の訓練を開始せられることになる。職業教育は、結核患者等の如き特別な取扱ひを要する者は別として、大なる營養や、キャンプ、或は特に設置せる學校や工場等に於て行はれない。國內には、實用教育を目的とする學校は頗る豊富である。又殆んど凡ての州には、農藝に關する専門學校があつて、搾乳、家畜家鶏養成、養蜂、小規模の果樹園藝、市場向の野菜花卉園藝其他農業全般に亘る訓練を習得する事が出来る。此等の學校に多くの機械の設備があつて、農業用機械類の操縦、管理修繕や製材、機械等も教授し、全國各所には高等なる工業學校があつて、これに該當する教育を授ける外に猶、特殊なる専門學校もある。

聯邦職業教育局は猶以上の外にも實用向の職業訓練を授けることになつてゐる。或種の工業に於ては、クラスを組織して最も技術に富んだ職工や教師の訓練の下に教育を行つてゐる。教育の仕方は集中的科學的の待弟教育で、普通の状態に於て數ヶ年もかゝるのを、僅か數ヶ月の一期間に於て完了せしめる。かやうにして僅々の間に見習者から熟練者へ仕上げるのであるから、理論ばかりの教育は凡て排除される。彼はある職業の過程を口授し得る許りてなく、實際手にとつて教へ得るだけの能力者でなければならぬ。

聯邦職業教育局に依りて提供される職業教育の種類は、職工的手工的なものに限つてはゐない。再

教育を受けんとする職傷者の大部分は、特別の状態に於ける職業を營み得る者が多い。結核患者を例にとつて見ると、彼等は、戸外的の生活を送り能ふ限り、新鮮な空氣と日光に親しみ、肉體的の勞力を最小限度に縮めねばならぬ。彼等に對しては例へば、養鶏等は適當するから教育局の方で手筈を定めて養鶏場に於て彼等を訓練するであらう。或は、野菜や一般草花、球根類、觀賞植物を栽培して卸賣や小賣用に供したい者もあらうし、特別に温室や温床内でツァイオレットや其他の草花の専門栽培を希望するものもあらうし、又は、土木技師、養林業、果樹栽培、牧畜業者として身を立たいのもあらう。要は、これらの職業中最も患者に適するものを選択させることにある。職業課目の數は殆んど四百種に達した。

再教育を履修した最初の百五十九名に就いて調査した所のは頗る興味のあるものである。職業數は全部で六十三種で、其中最も多いのが農業及び農業に聯絡あるもので二十五名、其次が商業教育を受けたもので、第三の一般實業教育履修者に接してゐる。百五十九名の選擇課目は左の如くである。

専門學校の學生	一名
會計	六名
農業	十八名
家畜業	二名

建築業……………一名
 自動車運轉術及び機械學……………三名
 銀行業……………一名
 簿記……………三名
 簿記及び農業……………一名
 簿記及び事務所經營……………一名
 ビルディング建築業……………一名
 一般實務教育……………十二名
 藥劑師……………一名
 土木……………二名
 商業……………十九名
 搾乳業……………二名
 製圖……………一名
 一般電氣學……………四名
 電氣設計……………一名
 電氣工學……………三名
 發電所作業……………一名

木乃伊師……………一名
 エンジン設計……………一名
 輸送業……………一名
 農具經營……………一名
 普通教育……………一名
 寶石商……………一名
 寶石類、時計修繕……………一名
 法律學……………四名
 唇動讀方法……………三名
 唇動讀方法及び細齒學……………一名
 機械工……………一名
 機械師……………一名
 船舶用瓦斯エンジン作業……………一名
 肉類検査業……………二名
 機械設計……………一名
 機械工學……………四名
 技工及び商店實務……………四名

- 醫 師……………二名
- 牛乳検査……………一名
- 植字機作業……………一名
- 發動機技工……………十一名
- 小學教師……………二名
- 酸素アセチレン溶接……………一名
- 能 書 術……………一名
- 養鶏及び養豚……………一名
- 養 鶏……………一名
- 販 賣 法……………二名
- 書 記……………三名
- 金屬板意匠術……………一名
- ピラ書き……………二名
- 銀 細 工……………一名
- 特殊瓦斯エンジン作業……………一名
- 据附蒸氣機關技師……………一名
- 蒸氣機關技師……………一名

- 商店經營……………一名
 - 裁 縫……………一名
 - 電 信 術……………三名
 - 電信術及び實務……………二名
 - 工具類製作……………二名
 - 運 輸 業……………一名
 - 陳列窓裝飾法……………一名
- 暇傷者の教育には、最も優良なる學校其他へ配置すべき事が明である。上述の百五十九名は下記の學校へ夫れ／＼委託せられた。が其中には直接種々の職業産業へ訓練を委任せられたものもゐた。
- アラバマ工藝講習所……………
 - アメリカ銀行業務講習所……………
 - アンハースト・カレッジ……………
 - バルティモア實業專門學校……………
 - ボストン法科大学……………
 - ブライヤント・ストラットン實業專門學校……………
 - バーデット實業專門學校……………

クレムソン・カレッジ
コロラド大學
コロンビア大學
ダヴッド・フランケン職業學校
ダンワッデー・インスティテュート
クイネ・デ・バートメントストア
フランクリン・ユニオン・カレッジ
ジョージ・ワシントン大學
ハンプトン・インスティテュート
ハーヴァード法律學校
ホーレー・工學校
ホワード大學
インディアナ州立師範學校
リーハイ大學
メアリーランド州立農科大學
メアリーランド大學
マサチューセッツ工務講習所

ミシガン州立農科大學
ミシガン農工科大學
ニューヨーク商業學校
ノース・カロリナ農工科大學
オハイオ州立文學
ブラッド・インスティテュート
パーデュー大學
ソール商科大學
ストレーパー實業專門學校
テネシー州立農科大學(以下略)

學校を卒業しない中に軍務に服した青年は、其専門に成功すべき相當の理由があれば、聯邦職業局に依りて引續き學務の履修を援助される。これの代表的なものは、最初に特待的訓練を與へられた二十五名の者の中に這入つてゐるが、彼は、有名なる某工業學校の第二年生として在學中兵役に服したが、彼は將來土木技師たるべき立派な能力を備へて居たので、卒業する迄の補助を與へられ、現在勉學中の者である。

徵募令は、其軍事上の價值や必要等は別として、新兵中に大多數の無學者のゐるのを發見する手段

ともなつた。彼等は基本的教育に缺けてゐるので、先づ普通教育を施して後職業訓練を與へられた。兎に角、再教育には個別的の取扱を根本となした。職業履修上全く同一の取扱をする負傷は、二つとなく、教育、経験、職業上の智識、嗜好、能力に關しても共通なる者は二人とゐない。故に密集的な教育は何處迄も避けねばならぬ。運送船を警護する場合、各艦の距離は、進行の最も遅いものに制限されるが、個人の能力を發達せしむるには何等の制限も受けない。

第二十章

その八 就職紹介に關する諸問題

戦傷者が其選擇課目の訓練を履修し、生計の手段として該職業に従事する事を承認されるれば、次に彼の爲めに就職の紹介を請ぜねばならぬ。就職の紹介は、政府の回復事業中、再教育の訓練と同様重大なる分擔をなすものである。何故ならば、一般雇主の間に未だ戦傷者雇傭に關して多少偏見を固執してゐる者が存するからで、第一に先づ此種の偏見を根絶すべき必要がある。此方面にはこれまで、大部努力が拂はれ、かなり満足な効果を收めてゐる。

雇主に對しては第一に、少數の再教育履修者を雇傭したとて、傷害保険會社は決して保険率を引上げぬことを確信せしめた。かういふ場合に保険率を引上げるやうな例は、まだ何處の國にも見當らぬので、傷害保険會社の代表者は、合衆國に於ても同様な策を取ることを聯邦職業教育局に對して確實に通告したのであつた。

第二に、再教育履修者は不具者であつても、必ずしも其技術は劣等でないことを雇主に充分納得せしめる。手先の機川のみで間に合ふ作業に於ては、一足の有無は、作業をするもの、労働能力には全

く影響がない。再訓練の全理論は、軍隊生活に依りて得たる経験を以つて四肢の能力を回復せしめることにあるのであるが、それにも拘らず、実際には不具者でない場合でも戦傷者を不具者と呼ぶ觀念は執拗であり、従つて戦傷者の雇傭は、一種の恩恵であるとの通念を翻させて正確な觀念を抱かせることも中々の難事業であつた。大多數の再教育履修者に徴してみれば、訓練を受けた職業に於ける能力は、普通人と何等變る所がなく、それ故に又、如何なる意味に於ても特別な恩恵や考慮を要求してもゐないのである。

一八六

戦傷者の就職紹介には、民間や州の施設に待つよりも矢張り政府自らの斡旋によるのが一層効果があり且つ組織的であるとの決定を見たが、しかし民間其他の施設を政府の紹介機關の補助として有効に利用することが出来る。即ち戦傷者や再教育履修者に對して、正確なる觀念を抱かしめる爲めの宣傳者として大なる援助を與へて呉れる。輿論を喚起して雇主の心を動かし、戦傷者にも労働の機会を與へることを承認せしめる。其外地方當局は、該地方に於ける産業状態を調査し、各戦傷者をして舊知の人々や團體の間へ歸らしめる事も出来るのである。

戦傷者へ提供さるべき凡ゆる就職口を記録する爲めに、全國産業の組織的調査が數ヶ月に亘つて進められた。この調査には、労働省が主宰者となつて聯邦職業教育局と協力し、結果を分類して目録の作製に努めた。各州の賠償委員会や労働局も該地方に於ける調査に極力後援を與へ、新聞や一般個人

よりも心からなる協力があつた。其結果、再教育履修者を吸収すべき各種の産業や職業及び其包容力に關する豊富なる材料が山積した。

戦傷者の雇傭には何等恩恵的な性質がないことを、一度雇主がはつきりと理解すれば問題は容易であるが、多くの雇主はこれを理解しないのである。彼等は、戦傷者の爲めには喜んで寄附をなし、場合に依りては、不能者たる事を認めた上、何等かの資格を與へて雇傭者名簿に戦傷者の姓名を掲載することも厭はないのであるが、不能者と想像せられる者や訓練の浅い者を使用した爲めに、不秩序や混亂の生ずる事を痛く恐れてゐる。

しかし、戦傷者の希望してゐる所のものは、一腕一足の切斷や其他の負傷の存することを眼中に置かず、彼等の成し能ふだけの労働を根據にして彼等を評價せんことである。雇主が、これだけのことを呑込めば協力を得ることが頗る容易となる。

でも現今では、大部分の雇主が戦傷者を理解して就職上に援助を與へるやうになつてきた。戦傷者に對する尊敬の念より生ずる好意は別にして、唯、普通人と同様に労働力を基準にして彼等を待遇すればよいからである。

戦傷者の就職問題は、其言葉の響く如く簡單なものではない。其中には、生業として永久に該職業へ従事せんとする以前に經過すべき一定の見習期や種々の調節法等も合んでゐるからである。工場や

一八七

作業場に於て訓練を受け、引續き其處で使用される場合には、訓練法が多くの點に於て便利であり、技能者となる迄の期間も短くて済むのであるが、其外の訓練者は、自己の爲めにも亦、一般再教育履修者の名聲の爲めにも、雇主の満足を得る爲めにも、ある期間の間、彼等を監督すべき必要がある。訓練と其後の獨立の職業とを全く同一なものにする爲めに萬全な努力を注ぐにも拘らず、根本に於て全部満足であると言へない所もあるのて、勢ひ實際の産業や商業に従事する場合に一定の調節期を存置せねばならぬ必要が生じてくる。

一八八

聯邦職業教育局では、殆んど凡ての再教育履修者が経過する事を餘儀なくされる。この重大なる過渡期中、見習者と密接に關係する策を取つてゐる。各方面の教師や技術者は、常に履修者と接觸して彼等を鼓舞激勵し、必要あれば使用法を矯正し、一般に實際的労働に堪へ得るやう調節して、選擇せる職業に於ける成功を確保せしめるのである。見習者が充分自信を獲得する頃になれば、監督の程度を次第に緩め、遂に資格者として自治獨行せしめるのである。

現實の労働は訓練の苦き試験である。或る場合には、よく計畫され、よく遂行せられることもあらうが、個人によつては、工場や商店や事務所に於て試験にかけられる時、選擇の不適切や指導の正しからざりし事を發見するの見ともあらう。繼續する正規的労働の最初の緊張に影響される時には、訓練の行届いた者でも身に應へざるを得ぬ。遷延的、潜在的な戦傷が外に表れ、又は、充分恢復した如く

見えた者でも、身心の衰弱を來し、疾病の再發を招くこともあるから、此方面に關する施設も必要である。更に、一方に於ては、各人の教育、經驗、不具程度、希望職と他方には、選擇課目に依る永久的就職の確保とを基準にして、最も組織的科學的研究を遂げても、訓練課目の決定は、必ずしも適切なるものと決つてゐる譯ではない。

與へられたる職業そのもの、訓練は、比較的簡單である。困難を感ずるのは、訓練にあらずして、其人の能力及び希望に最も適應し、且つ彼に固有なる不具を最も完全に征服し得べきたゞ一種の訓練課目を選択することである。數百に餘る職業數及び訓練の方法は既に完成し、訓練を指導すべき充分資格ある教師も已に完備してゐる。戦傷者の要求、特質、心的傾向に應じて訓練法を幾分取捨變更すべき必要はあらうが、訓練そのものは困難でもなく解決のつかぬものでもない。戦傷者は出征以前に丁年に達し、戦争の困苦や劇烈なる鍛練を経て年齢以上に熟してゐるから、最早や子供ではなく、恢復の初期と氣晴しや娯樂以外にラファイヤ(一種の)や珠數細工、刺繡等に從事したり幼稚園的訓練法には、餘り喜んでは應じないものである。彼等は、自制の念に乏しく、暫癖生活の經驗に依りて精神的に普通人より隔離され、最初の訴へに直ぐに應ずる如き氣分を持合せぬ者が多く、接近し難いのを常とし、勢ひ孤獨で打解せず、又は、きつくて頑固である。戦場に於ける經驗を冥想沈思し、且つこの經驗を他人に傳へる術もなく、凡ての問題に興味を感じない爲めに沈黙を守ることもあり、生真面目

一八九

一九〇
莊重で、たくらみを直ちに感知し、非難譴責にも頑として應じないこともあり、さうして戦地に於ける生活と苦しみ試験を基にして他人を律しやうとする。

混迷絶望に悩みつゝ、歸還せる重傷者が、普通生活に對する興味を確實に呼び起すのは徐々漸進的で、かなり日数を要する場合もあつて、職業の選擇にも一時無關心の態度を取る。提供されたる訓練も正式に承認はしても、將來の需要、就職の機會、自己の本來の傾向等を慎重に吟味しない。かゝる情況の下に於て、數千人中の幾部分が、訓練開始後になつて始めて選擇の誤りしことを發見するのは是非もないことと、選擇職業の適不適を最後に決定するのは規定の訓練を履修し、工場や事務所や農場に働く場合になつて始めて明白にされる。

訓練の不足なることが確實なる場合には、再び聯邦職業教育局へ歸還して補修的又は新職への訓練を履むことが出来る。しかし、かゝる場合の訓練には、充分それ相當の理由根拠がなければならぬ。でないこと、確實性のない者、無意味に職業の變更を希望する者、其仕事に嫌氣がさした者等が此恩恵を利用して、訓練中に於ける如き優秀なる仕事を果さず、或は勝手な理由を附けて無暗に適用せんとする虞れがあるからである。故に再訓練と再就職を賦與せられる者は極めて特別な事情のある者に限らなければならぬ。

再教育履修者の公平なる取扱ひと適切なる雇傭條件を確保するため、特に健康と賃銀及び労働時間

に關して、就職後の保護斡旋が必要である。多數の雇主は戦傷者を虐使して搾取するやうなことを餘り潔しとしないが、中には、これをやるのに躊躇しない者がゐるから、さういふ場合には断然たる處置を取らねばならぬ。しかし、これと反對に戦傷者も亦、公正な態度を持って賃銀を支拂ふ雇主に對するやう監督すべきである。彼等は服役又は負傷したる故を以つて特權を享けることは出来ぬ。そんな不埒者は先づ例外であらうが、大多數の再教育履修者中にはたまには見附かるかも知れぬから、よろしく訓戒してこれを矯正せねばならぬ。

就職紹介と就職後の保護に關しても矢張り一定の目的があつて、戦傷者を甘やかして優柔な生活を送らせるやうな政策は何等含んでゐず、たゞ各戦傷者が公平な取扱ひを受け、各種産業や職業に於ける不利益なる條件を除くための仲裁者たるの役を努むるのみである。公平な取扱ひとは、戦傷者の完全なる能力を雇主が十分に認めることもある。百パーセントの能力ある者を五〇パーセントや七十五パーセントの能力者として使用して、それだけ低下せる賃銀を支拂ふやうなことがあつてはならぬ。能力上止むを得ざる場合の賃銀の調節は、雇主及び各種職業組合と協議して特別な契約の下に行はねばならぬ。此契約の制定と施行は職業紹介及び就職後の管理上、最も重要な部分をなすものである。

不具の性質上、特別な器具、保護物其他の施設が必要な場合には、雇主との間に相當の契約を

定めて準備し、この契約の實施を幾分監督すべき必要もあらう。

一九二

各個人の就職後の經驗、成功失敗に關する原因等を組織的に記録せるものは、一般復興事業の計畫を完成するにも過去の訓練、政策を改修するにもよき參考となるものである。復興問題は一般には一個人の問題であるが、一個人の經驗は又、總括的政策にも適用する事が出来る。特に貸銀收得に關する失敗は、再びこれを繰返さるため記録すべきものである。

此目的を達する爲めに聯邦職業教育局は、全國各地方の代表者を以つて組織せる就職紹介及び就職後の管理員を設置した。ボストン、アトランタ、ニューヨーク、シンシナティ、セント・ルイス、ダラス、デンヴァー、シカゴ、ミネアポリス、サンフランシスコ、シアトルには支部を置いて此方面に關する事務を分擔し、詳細なる個人別の記録を作製するに努めた。この記録は、各戦傷者の入院當時の狀況より恢復期訓練期の各階段を經過して最後の就職及び就職後の模様に至るまでの復興の全過程を物語るものである。

戦傷者の就職問題に關する労働團體の態度は、最も重要なものであるから、代表的團體の意向を例にして復興計畫に對する労働者の態度を左に示してみる。

復興運動が愈々公認せられるまでに進捗したので、大統領は關係諸團體の會合を陸軍々醫總監の官邸に開催することを發議し、第一回の會合では全國製造者協會、アメリカ労働聯合二團體の代表者が

これに列席した。言ふまでもなく此二團體は、復興計畫に對して利害關係を同じうするものである。

此會合に列席した労働者の首領連は多く個人としてこれに臨んだのであつたが、一九一八年六月の労働聯合の例會に於ける首領の態度は、意誠を以つて此計畫に同意せるものであつた。左に掲ぐるアメリカ労働聯合評議會の報告は、労働聯合の例會に於て賛成せられたものである。

この計畫は、戦事保險制度の歸結であつて、其結果最も人道的方策を生み出したことゝなつた。これまで、負傷のために前職不能者となり、そのまゝ社會的寄生者となる者の数は頗る多かつたが、時勢に影響せられて、吾々は人道的施設に最も注目して其施設を講ずることに努力を拂ふやうになつた。復興計畫は、即ち其施設の一つであつて、戦争の犠牲者に對して、近代科學の許す限りの力を用ひて彼等を再教育し、再び産業生活へ参加させるを目的とする。復業法の實施は、戦事保險法と共に吾々市民の幸福を一段増進せしめるものである。戦傷者の回復を分擔すべき聯邦職業教育局の任務は實に重大である。アメリカ労働聯合は、數年の間、聯邦職業教育法案の加擔者で該法案の議會通過を促進したのであつた。教育局は其創業當時に於ては、各州を援助して職業教育の施設を講ぜしめるのに努力したが、今や材料と經驗に富む職員の準備が萬事完成し、復業法の諸條項の實施を監督、管理し得るまでになつた。

アメリカ労働聯合は、戦傷者の再教育と、産業再参加に就いては特に深い關係を有する。我團體の各員は、教育局と協力して此事業を遂行せしめ以つて社會に對する貴重なる奉仕をつくすべき好機會を得た譯である。大戦に参加した各國に於ては、既に此の種の事業が施設され、各種の労働團體は、これに對して、誠意ある援助と協力をさ

一九三

一四四
上げてゐる。各地に散在せる我團體の各員が人道的此大事業に對して本質的の後援を惜しまないであらうことは、
こゝに、改めて説くにも及ぶまい。我労働聯合の代表者は、法案の作製に關與した。各員が此法律の實施に就いて
援助を與へることは、疑なき所である。雇主たると労働者たるを問はず、戦傷者をして、社會の生産的メンバ
ーたらしむる爲めには、充分の後援と協力を與ふべきものと信ずる。

第二十一章 成功者の記録

凡ての新しいものは、如何なるものに限らず、多少とも疑惑の眼を以つて迎へられるのが常であ
る。一般の民心は、極端に保守的で、説服するのに頗る困難である。これは新しいものゝ價值效力を
理解しやうとする雅量なく、舊套をのみ墨守して動かないのに基因してゐる。

それ故に、戦傷者の中には、負傷以前に於けるよりも猶一層能力を發揮して賃銀收得力を大ならし
め、引續き前職に従事し得る者もゐるといふ事實に對して一般の承認を得ることも勢ひ後れる氣味が
あつた。數多い職業の中より報酬高く就職口の確實なるものを調査吟味するだけの勞力を惜しむ者に
とつては、右の事實は、一種の奇論として擧げてあらうが、職業中、筋肉一方のもの、又は其人の全
能力を必要とするものゝ如きは、極めて僅少であつて多くは、僅許りの筋力の使用のみにて足る。特
殊化された作業なることを發見するであらう。故に、各種の職業と戦傷者を類別し、宛も戦傷を蒙ら
ざりし如き資格を以つて各種の職業へ彼等を適應せしめることは、左程困難ではない。これは、再教
育を成功せしめる所の秘訣である。これに關して、プロツサー博士が兩院労働教育調査委員會の面前
で左の如く簡略に證言してゐる。

彼のために、如何なる教育を授けるかを一度決定すれば、其後の職業訓練上には、健全者と戦傷者との間に、

何等根柢的な區別はない。

一九六

再教育履修者が成功を獲り得たる事實に就いては、最早や論證や疑念の餘地がない。イギリス、フランス、イタリア、カナダ等に於ては既に夥しい成功者を産みだしてゐる。我合衆國の事業は着々進捗してゐるが、まだ成功者の實例を列擧する迄になつてゐない。我制度の規範として採用した加奈陀の如きは、數多の實證を吾々のために提供してゐる。其中の實例としてスミス、シャア兩氏の復業法案の讀會中、兩院協議委員會に於て述べられたるものは、最も興味に富んでゐるものである。目撃者は、聯邦職業教育局の労働部員にして老練なる機械技師の一人なるエー・イー・ホールダー氏で、同氏は、戦傷者再教育の状況を視察する爲め前後二回に亘つて加奈陀へ赴いたことのある人である。

先づ、一例として、一人の煉瓦工を擧げることが出来る。彼は、大戦以前には煉瓦工として、一般煉瓦作業に就きしんだ以外には、何等の職業にも従事し得なかつた。彼が、戦傷を負ふて、歸國した時、最早や、戸外に於ける煉瓦作業には従事し得なくなつてゐた。これは至極、あたりまへのことである。しかし、彼に提供された職業教育を收得した爲めに彼は立派な見習者となることが出来た。彼の舊雇主は、再び彼を採用して、一時間八十五仙の賃銀を支拂つた。しかるに、大戦前、煉瓦工としての最高の賃銀は、一時間七十五仙であつた。

自分は、一人の機械工に選つた。大戦前、彼は、ある機械工場で、鑽孔機を取扱ひ乍ら、下級の位置を占めてゐるに過ぎなかつた。歸國後、彼はモントリオール工業學校へ入學し、極度に訓練を勵んだ結果、立派な資格を得て、ドミニオン工場へ就職し、工具製作の監理者としてのみでなく、親しく製作に従事し、百二十五弗の月俸を給せられた。

られた。

最も著しい例が上述のモントリオール工業學校に於ける二青年に依りて表示された。彼の右手は、戦傷のため、まだ吊綱帯に括られ、自由の利くのは、たゞ左手のみであつた。彼は機關銃隊の一員として戦線に臨んでゐたが、夜間に於ける操銃の際、發砲の閃光のために、操銃者の位置が暴露され、敵砲火の集中を蒙ることを發見したので、一の發明を案出したのである。これは、彈丸の偏避差及び銃の機構部には何等影響がなく、而も閃光を隠蔽するものであつた。彼は、大戦前一度も機械工場等を訪れたことのない人であつた。一人の教師が自分に、發明品を示して呉れたが、随分複雑緻密なものであつた。——該教師が、自分に向つて、戦傷者が戦前よりも高い賃銀を給せられるに就いては、其處に同情的の要素が絡んでゐるか、それとも、訓練の結果であるかとの問を發したので、自分は、それは純然たる訓練の結果であらうと答へて置いた。

自分は又、一人のポイラー製作者にも選つた。ポイラー製作の作業は、頗る酷しいものである。この人は數學を學んだことがなく、鉛筆や用紙を用ひて製圖に親んだこともなかつたが、退院後、六ヶ月の再教育を履み、自分に示されたやうな殆んど信ずることも出来ない見事な設計圖等を書き得るまでになり、戦前よりも高い賃銀を給せられた。彼の地位も再教育の効果によつてのみ獲り得たものである。

猶もう一つの例として一人の若きギリシヤ人を擧げることが出来る。彼は入學當時英字を書くことが出来なかつた。校長のスタンリー少佐が自分に彼の使用した五十頁許りの習字帖を見せて呉れたが、最初のページにかゝれたアルファベットは、無恰好で、不正確で、殆んど讀むこともできないものであつた。が、ページが進むにつれて、次第に上手になり、最後の所へくると、頗る見事なもので、まるで、銅版に見るやうな美しい筆法を備へてゐた。

一九七

其他、委員會の前で語られた加奈陀戦傷者の再教育後の實證は、等しく興味があり、勿論又、眞實なものである。例へば、ゲルフ再教育學校に於ける頭部に負傷した一青年の如きは、戦前、聯藩禦者と一般雜役労働者を兼ねて月額約六十弗の賃銀を得てゐたが、現在は、月七十弗で、一層愉快な職業に従事してゐる。もう一人は、袖で今日迄日給三弗半の取得があつたが、再教育を履修して山へ歸還し掛置エンヂンの操縦を受持つて日給四弗を給せられてゐる。月三十五弗を得てゐるもう一人の袖は現在六十五弗を収得してゐる。而も以上の三名は、かなり重傷を負つてゐる者である。ヘンリー・グリンシュといふ一兵卒は、左手を全部消失したが恢復者病院に入院中、勉強に勤んだ結果文官試験を見事にパスして現在郵便局長を務め、介抱に盡して呉れた一看護婦を細君に娶つてゐる。

加奈陀政府に救助を申込んだ者に兩足と一眼を失つた者がゐた、彼は既婚者で、二人の子供を抱へてゐた。恩給局は、彼の不具を百パーセントに評價し、その標準の下に恩給を支給した。再教育當局者は、寶石會社へ彼を伴ひ、銀製器具額の琢磨師として彼を養成することにした。五ヶ月半の後、彼は琢磨のみでなく、半田著けや鍍金術迄も等しく習得した。會社はそのまゝ彼を雇傭して初給七十五弗を支給した。此外に、全身不能の恩給額を給せられるのは無論のことである。

最も著名なる例は、エドワード・ペーカー氏である。宣戰が布告せられて彼が服役した時は、恰度二十一歳で、電氣技師として學校を卒業したばかりの頃であつた。フランスに到着してから三十日間

の中に彼は、クローア・ド・ゲル及びブリテッシュ・ミタラー・クロスの二勲章を各々佛國及び英國より授けられたが、偵察勤務中、彈丸が彼の前額を貫通し、其結果、彼は、永久の盲目者にせられた。而も彼は、熾烈なる軍人の精神を以つて出來得る限り此盲目者を利用せんと決心して、ロンドンのセント・ダニスタン盲目者講習所へ向うて行つた。此處で彼は、タイプライティングと點字法を修得し、七ヶ月の後加奈陀へ歸つて來た。政府は、全身不能額の恩給の外、看護者使用代として月三十五弗を彼に支給した。トロントにある水力電氣會社は、タイピストとして彼を使用した。一九一八年には、ナイアガラ・トロント間の長距離電話を聞き取り乍ら紙面に打出すまでになつた。彼は、タイプライターの上部に行間の配列法を巧に案出して日附其他を宛も眼明きの如く正確巧妙に書入れることが出來た。現在彼は、頗る高給を食んでゐる。

其他、發表すべき適例は數多あるが、長くなるから以下簡單に例を擧げる。再教育當局者の要求により名前の發表は凡て差控へる。最初の表は、多く農夫や農場雇人に關するもので、中には普通の状態に於ては適職と看做されないものもある。

(イ) 血管が閉塞して足部の腫脹を來した者、電信術を學び電信掛として初給九十弗九十五仙の位置を得た。

(ロ) 膝關節神經の障礙を來した者、酸素アセチレン瓦斯銲接を修得し、直ちに大なる鐵工場に就職して、一時間四十仙の賃銀を給せられた。

- (ハ) 頭部に銃創を負ふた者、牽引車、ガスエンジン、農業用機械科の課目を履修し、牽引車を操縦して、食事の外、月百弗を給せられた。
- (ニ) 左足を切断した者、牽引車ガスエンジンの課目を修め一九一八年中、牽引車を操縦して、食事の外、月百弗で雇傭せられた。
- (ホ) フランスの戦場で地雷火の爆發のため、背部に負傷を受けた者、矢張り、牽引車の操縦を習ひ、一九一八年中、日給五弗で牽引車及び機械の操縦者として規模大なる小麥會社に使用せられた。
- (ヘ) 右足、大腿部の筋肉を一部分失ひし者、自動車技工科の教育を受け、自動車に關する技術上の習得を利用して自動車庫の營業事務を受持つた。
- (ト) 農業用機械科を履修し、機械商の外交員を務め最低八十弗の給料の外、旅費及び歩合を給せられてゐる。
- (チ) 大戦前、搾乳所の農場雇人で、左足を負傷し、且つ墮者になつた者、搾乳業を修得し、現在、一クリーム製造所支店の幹部に聘せられ、百弗の俸給を給せられ將來を展望せられてゐる。
- (リ) 銃創を受けて左足を不能にせられた者、電信科に入學し卒業後、鐵道代理店の經營を受持ち、給料八十二弗五十仙、住居、燈火、薪炭を給せられてゐる。
- (ヌ) 左腕を切断した者、電信術を學び、鐵道に奉職し、給料八十五弗。
- (ル) 精核に罹つた者、養蜂術を修得し、現在自ら此職業を經營し、成功を收めつゝある。
- (ヲ) 慢性腎臟炎を惹起した者、それでも機械の方を希望したので、其方を學び、大きな自動車會社に雇はれ、一時間四十三仙の賃銀を得てゐる。

其他、農場雇傭者として各方面に成功を収めた例は數多あるが、上述のものは、先づ其代表的のものである。多くの若者は、瘰癧の血と泥を浴びた爲めに確實なる職業を見出すを得たが、それだければ貧困と機會のないために、目的を達することが出来なかつたであらう。

次に掲げるものは各方面の職業に關するもので、全部眞實なることを筆者が保證する。

- (イ) 戦前驛馬車の傭人にして肩脚關節の強直を招いた者、自動車技工科を修得し、後自動車運轉手として一週二十四弗で雇傭せられた。
- (ロ) 鑛山調査人たりし者で、左肩胛部の筋肉が不能となり且つ左手腕關節を切断した者、商業科へ入學し、鑛山會社へ一週二十五弗で使用された。
- (ハ) 老年者にして氣管枝炎、筋肉異常、(三三三三)等に犯された者、前職は硝石とペンキ屋、据置エンジン科に學び、後確實なる就職口を得て、一時間四十仙の賃銀を給せられた。
- (ニ) 左手の肘の運動が制限せられ、且つ腕部の衰弱を招いた者、彼は一學生にして職業としてはなかつた。で、土木科に學び、卒業後百二十五弗で就職した。
- (ホ) 前職は普通の聯者御者、腹部に弾創を負つた。自動車技工科を習得し、月給八十弗で、自動車運轉手になつた。
- (ヘ) 前職は鍛冶屋、肺組織に銃創を負ふた者、機械工場科へ入學。現在は、一時間四十仙の賃銀で、機械部分品の取付けに従事してゐる。

- (ト) 前職は農場労働者、左足切斷、梨園に巧みなりし故、梨園科を履修し、大なる一會社へ一週二十弗で雇傭せられた。
- (チ) 前職は屠者、左手腕關節に銃創、商業科へ入學、現在は、屠者供給會社の外交員、最低額月八十弗の外、旅費歩合を給せらる。
- (リ) 前職は手袋製造人、右腕關節の不能、商業科へ入學、最初の職業は、簿記員で月給八十弗であつた。
- (ヌ) 前職はパン製造所の御者で店員をも兼ねてゐた。心臓の瓣膜を障得し、且つ神經衰弱、速記とタイプライティングを履修し、卒業の後、月給百弗で就職。
- (ル) 鉛工として働いてゐた者、左足に負傷、商業科へ入學。卒業後、ある市の土木課の監督で、給料百弗。
- (ヲ) 馬車製造に従事してゐた者、左手の指數本を切斷、火力發電所の作業を修得し、大なる石炭會社へ就職し、外交員其他に従事し、日給三弗二十五仙。
- (ワ) 前職は製材労働者、負傷のため腕關節を切斷、蒸汽機關科で學び、卒業後、パイプ取付人として確實なる就職口を大なる製造會社に得て、一時間の賃銀六十仙。
- (カ) 鐵道の消防夫たりし者、銃創のため、膝の強直を來した、据置エンジン科へ入學、履修後、製材所へ就職日給三弗七十五仙。
- (ヨ) 榴弾に負傷した者、機業用輪轉機の製造を前職としてゐた。機械工場科の實習を履み、製造會社へ機械工として一時間三十仙で就職。
- (タ) 前職は鐵道消防夫、負傷のため左足を切斷、養育科を卒業、獨立して經營する迄、規模大なる養育場へ給料

六十弗で使用された。

- (レ) 以前は海員で足部に慢性リウマチスを惹起した者、機械の方へ趣味を有してゐたので、工具類の製作を履修し、製造者として月給九十弗で就職。
- (ヅ) 機關車の運轉手を前職とし、戦傷のため、足部に麻痺を招いた者、電気工學を修得し、初給七十五弗で使用せられた。
- (ヅ) 電信工夫たりし者、左足に銃弾を受け、膝の強直を來し、電柱に上ること出来なくなつた。電気工學科へ入學履修後、月給百十弗で發電所へ就職。
- (ネ) 銃織職に従事してゐた者、左胸に銃弾を受く。農場用牽引車の操縦を學び、大なる小麦會社へ就職、給料百十弗。
- (ナ) 前職は屠者、兩膝に榴弾を受く、商業科を履修し、文官試験に應じ、現在は税關へ奉職一千弗の職位を得た。
- 次に列挙するものは全部酸素アセチレン銲接を職業に選んだ者の代表である。
- (イ) 未だ一青年で、特別な職業に従事したことなく、慢性的の心臓内膜炎(Endocarditis)に悩んでゐた。アセチレン銲接を修得し、直ちに就職、一時間五十四仙の日給を宛合はれた。
- (ロ) 前職は馬車修繕者、癩疹、肺炎其他の併發症で不能者にせられた。銲接術を學び、一時間五十四仙で就職。
- (ハ) 機械技師の手傳人だつた者、左足の坐骨神經痛で不能者となり、銲接術を履修して一時間五十四仙で就職。
- (ニ) 銃創で膝の強直を招いた者で前職は鐵夫、同様一時間五十四仙で就職。

以上に掲げたるものは、數多の記録中から抜いた僅ばかりの實例で、要はたゞ戦傷者であつても、以前の如く各種職業を繼續して自己にも國家にも利益を齎し、さうして此利益は、各市民の利用と彼等の收得力に比例して増加してゆくことを實證したものに過ぎないのである。

1104

第二十二章

その九 同胞團體の職責

戦傷者の職業恢復を確保するに就いては、聯邦政府は萬全の策を講じ、訓練及び授職費として莫大なる金額を國庫より支出したのであるが、其職能の及ぶ範圍は頗る制限されたものである。

職業訓練と就職に對する要求は、直ちに處理しなければならぬ緊急的要求と言へやう。恰もそれは、戦傷者の肉體的不能に對しては直ちに外科的、内科的治療を施し、以つて完全なる恢復と機能上の更生を必要とする如く、職業的不能に對しても同様、直ちに教育的施設によりて彼等の職業上の恢復更生を謀るべき必要がある。この緊急的職業再教育に就いては、聯邦政府自らこれを施設するのであるが、併し、再教育の期間は一般に短く、一ヶ年以上に亘るものは殆んど無く、多くの場合に於ては、僅々數ヶ月の中にこれを完了する。政府は又、既に記述した如く、訓練を履修して一旦就職した者が訓練の不足、又は傷病の再發する如き場合には、いつでもこれに對する處置を講ずることになつてゐるが、でも、選擇職又は新職に對して更に再訓練を履修せんとする要求は、比較的に少いものと看做すべきである。最初の訓練を履修すれば一般に適切なる職業へ固定的に就職するものであつて、

1105

再訓練を受けに歸り来る者はないのである。

二〇六

この短期間の訓練の後、戦傷者は、同胞の中に打雜つて一生涯の職務と奉仕を盡さんとするのである。彼等の経済的社会的活動を雄々しく遂行せしめる爲めに援助後援を與へるのは、取りも直さず同胞團體の職務であらう。再教育履修者は、元來が病弱者、缺陷者、従屬者である譯のものではないが、しかし、如何に義手義足で身を粉飾しても片足や兩足を切斷した者が全く自然的な歩行をとらうとしたら、一腕兩腕を無くした者が極めて普通の安易さで日々の業務をつくさうとすることは、明に不可能である。戦傷者が生涯の間、雄々しく生の歩みを續けてゆくにしても、何處までもそれは、斷肢者、盲者、疾病者としての一生であつて、これらのハンディキャップを蔽ひ隠すことは出来ぬ。しかしこれらのハンディキャップは同胞團體が充分其職責を遂行することによりて大部分軽減することが出来る。

同胞團體に於ける戦傷者の問題は、戦傷者一個人に對する問題である。ジョンやウィリアムやヘンリーに對する問題である。戦事保険局の名簿には、數多の同姓者があつた。しかし、故郷の市や村に歸つては、一個人としてのジョンやウィリアムであつて、登録の番號は何等意味をなさぬ餘計のものである。故郷へ歸つては、『第三百五十五號、ジョン・スミス、右前膊の切斷、前職大工、選擇職建築現場監督』ではなく『ジョンが歸つてきた。彼は、あちらで、ちよつと彈に當てられ、もう

て大工は出来ないので、何か別の仕事をやりたいといつてゐる。みんなていゝのを見附けてやらなくてはなるまい』といふやうな調子で取扱ひを受けるのである。

聯邦政府は、ジョンの爲めに適職を選定して訓練を受け、不足の場合には再訓練にも應じ又、其故郷に於て就職にも盡力するのであるが、しかし、政府は、彼のために仕事そのものを準備提供することとは出来ない。同胞團體が、仕事を提供しなければ永久に仕事は見附からぬであらう。

ジョンの舊雇主は、宜しく彼の爲めに門戸を開放して待つべきである。ジョンが前職を營み得ざる場合には、舊職業に關聯したものを履修して今日迄の職業に他の技術的智識を差加へ、一層能力者と成り得るから、舊雇主が彼を利用すべき範圍は、益々大きくなつた譯である。

ジョンの戦傷は、其性質上舊雇主に復歸し得ないこともあらう。此場合には、前職とは全く相違した他の職業を履修して新しい雇主を捜さねばならぬ。而も、此場合でも、雇主を捜すといふよりは、ジョンに仕事を提供する雇主が自からて來なければならぬといつた方が適切である。

戦傷者の適應には、又、各種事業團體の奉仕に對しても待つべきものがある。例へば各地方の職業評議會や商業會議所は、就職工の相談役となり、労働團體が、雇備条件や賃銀に就きて有利なる契約を結んでやるが如きである。

公平なる取扱ひとは、有利なる雇備条件の下に就職せしめることのみではない。戦傷者に取つて勞

二〇七

働が人生の全部でないのは、外の健全者に於けると同様である。労働は、幸福と満足とを確立する所のものであるが、人生には、其他に缺くべからざる条件が必要である。戦傷者を一定の職業に於ける能力者となし、公平なる条件の下に就職せしめる外に他の責務が必要なのである。これらの責務は、聯邦政府や地方團體が其官廳的又は團體的性質に於ては、履行し得ざる所のものである。むしろ、これは、同胞團體中の各個人に直接依據すべきものである。即ち、これは、吾々の普通生活に於ける些細な接觸より生ずる友情的の責務である。

大戦に服務して招いた戦傷は、榮譽の標象であつて、從屬や依頼の表示ではない。普通の意味に於ける憐愍、依怙、慈愛等は、戦傷者を思ふもの、間違つた表白であるといふよりは一種の侮辱である。

戦傷者は何よりも先づ純眞な友誼を切望し、又充分これを受くる権利がある。戦傷者は、縦へ好意からたつたものであつても、救護を要すべき不幸者として仲間から引離すやうな同情に對しては——それが如何やうなものであらうとも——頗る敏感である。表白する者の優越感を含んでゐるもの、戦傷者と比較して自己を高く評價するやうな同情は、穩かに發表するにしても極めて惡趣味たるを免れな

す。健康者が戦傷者に對して同情を表するには、普通次のやうな意味を暗に含んでゐるものである。

『可哀さうな奴だ、どうだ俺のびん／＼してゐるところを見ろ、手足も感覺も能力もこの通り、素敵なんだ、俺は逆も丈夫なんだ。君には同情を感ずるよ。俺のすばらしい健康者であることは、随分君を同情するのを見ても少しは理解するだらう』、戦傷者は、健全者ではなからうが、しかし、右のやうな同情に對しては、言葉には言ひ表さなくとも、心の中では次のやうに答へてあらう。『俺は健全者ではないが、でも、手足や能力で贖つた犠牲のために君の優越感や好意を招くものとは思はれない。君のすばらしい健康と心的適應性は、名譽ではなく好運なんだ。俺の負傷は、少くとも俺にとつては、自重の好機會を齎して呉れるものである。——君の適應性がさうであるのと同じやうに、俺は自分の不適性を悔みはしない、だから、何も君から好意や同情等を求める必要はない。俺の求めるものは、——もし君がそれを與へるならば——優越や不遜を全部拂ひのけるやうな友誼だけに過ぎないのだ。かういふ友誼に於ては、若し右の手が無ければ、俺は喜んで左の手を君の方へ差しのべてやらう。手のないのは悔みはしないから、そのための憐愍は理解できないのだ。右手のないのは、逆も職務をつくしたに證だと思つてゐる。左手のみで、相不變俺は職務を遂行して行きたいのだ。俺は職務に對して若し君が援助を與へるならば、それを承諾する。しかし、その援助は、俺一個人に對する好意としてではなく職責としての援助でなければならぬ。今日迄の俺の奉仕が足らなかつたならば、殘れる能力を揮つて將來それを埋合してゆかう』如何に不適者であつても、かういふ論争には戦傷者の

方に勝味があるのである。

しかし乍ら、戦傷者だつて人間たることに變りはないのであるから、心を緩めるやうな無意味な口先許りの感謝でも、心よく受入れるやうな傾向がある。これは戦傷者の精神を弛緩せしめるものであるから、凡て厭すべきである。

輿論は、各個人の思考を總括し、行爲の標準となるものであるから、殊に戦傷者に對しては正した思考と態度とを以つて臨むことが、同胞と各個人の義務である。

第二十三章 一層廣汎なる問題

産業不具者の救護

亞米利加合衆國が假に年々百五十萬人の軍隊を戰場に動かし、此軍隊が常任戦闘に従事してゐるものとすれば、此軍隊より出づる一年間の永久的不能者数は、——労働者に關する保護が進歩し、労働者自身に對しても亦、安全第一主義を繰返し説得するにも拘らず——毎年産業的事故によりて生ずる負傷者の數と略々匹敵すべき員數となる。

一年間に於ける永久的産業不具者の概算は、一萬四千人であるが、此中には、彼の恐るべき結核病に關するものは除外してある。此疾病は、多くの場合、雇傭條件や生活状態とまゝ直接に關聯するものであつて、賃銀の標準や他の雇傭條件はこれに對して責任を負ふべきである。軍隊に於ては、この結核病を永久的不能の一素因と看做し、罹病者は勤務に不適なるものとして除隊せしむ。結核病や其他の職業的疾患が永久的不能としての取扱ひを受くるならば、一年間に於ける永久的産業不能者數は、二百萬人の現役勤務兵より出づるものと等しと言つても、當らざると雖も違からずであらう。戦争の慘禍に對して吾々は、驚きの眼を瞠るのであるが、至極安泰なる平時に於ても、吾々は、専心破

墮事業にのみ従事してゐる大軍より生みださるゝものと同数なる男女のバツを毎年失はねばならぬ。

二二二

上述せる産業不具者の概数は、重要な七州——マサチューセツツ、ニューヨーク、ペンシルヴァニア、オハイオ、ウイスコニン、カリフォルニア、ワシントンよりの報告書に基いたもので、大抵三ヶ年間に一季とした數字である。この概算の目的に供せられた負傷は、手足（腕部足部を含む）の切斷、一眼又は兩眼の視力消失及びこれらの各局部の使用損傷が五十パーセント以上に亘るものである。この概算を全国的に適用せしめる爲めに、永久的不能と産業的災害數との比例を根據にして計算をした。災害數に關しては、略正確なる概算が得られるからこの根據は最も合理的なものとして採用された。一年間に於ける産業的災害數二萬二千五百を根據にして永久的不能數を負傷別に算定すれば、腕部の切斷八百十、手の部の切斷一千三百十、脚部及び足部の切斷一萬六千、眼部及び視力亡失四千九百八十一、五〇パーセント以上の永久的不能は、腕部九百三十、手の部三千、脚部六百八十、足部五百四十、眼部七十四、合計一萬三千九百、即ち、各種貸銀労働者中永久的不能者となる者が一ヶ年一萬四千人に垂としてゐるのである。災害統計によれば、負傷貸銀労働者の平均年齢は、三十乃至三十三歳の間に位してゐるから、これら不具者の労働者たるの期間を先づ向後二十年間と看做すれば現存産業不具者の數は約二十八萬人と算定することができる。而かも右に細別した以外にも大多數

の不具者のゐることは明て、彼等が貸銀労働者として前職に復歸しやうとすれば、矢張り不能者となるから、こゝいふものを全部引括めると現存産業不具者の數は約三十二萬五千に近いといつても過言ではなからう。

一九一八年十二月産業不具者リハビリテーションに關するバンクヘット・スミス案の審査中、聯邦職業教育局労働部員アーサー・イー・ホルダー氏が左の如き言を洩してゐる。

一九一七年十二月三十一日を終末とする、最近五ヶ年間全國鑛山、石切場、鐵道に於て六萬五千三百二十七名——此中には一名の婦人をも含まず——の男子が死亡し、永久的不能者となつた者九十八萬七百六十四名、これを一ヶ年に割當てると、一萬三千六十五名の死亡者と、十九萬六千五百五十三名の不具者が、上記三つの最も危険なる職業より生じてゐるのである。其他波止場人足と鐵骨組立労働者の二つは、これに次いで最も危険率多い職業である。

調査委員トナー氏——亞米利加合衆國だけでも、最近二十五年間に於ける産業的事故は、毎年、同期間内に於ける、全世界の戰爭によりて惹起されるものよりも其數は遙に大きいと聞いてゐる。

ホルダー氏——事故に關する最も正確なる數は、鑛山と運輸業とのみである。一九一七年十二月末日迄、最近五年間、鑛山及び石切場に於ける事故は、一萬六千五百二十六名の死亡者、四萬九千名の負傷者で同期間に於ける鐵道の死傷者數は、死亡者四萬八千八百一名、負傷者九十三萬一堤七百六十四名である。死傷者、八名、中七名強は鐵道従業員である。右の數字中、鑛山及び石切場に關するものは、合衆國內務省、鑛山局より、運輸業に關するも

二二三

のは、州間商業委員保安部より来たものである。

二一四

戦傷者の職業回復事業は、この数年の中に終了を告げることは明である。其間には、人間餘力の取扱ひに關して最も熟達した技術の完成が齎されるであらう。數千名を處理した蓄積的經驗によりて其實績の高調さるゝ時にあたつて、このまゝ此事業を廢止解除すべきものであらうか、人類悲惨の緩和と貧困の放逐に對して大なる效力を有し、將來も成すべき事が數多あるのに、このまゝ放擲すべきものであらうか。答は勿論否である。今日迄の經驗を應用して産業犠牲者の救護と職業回復に努力し以つて敗殘者と經濟的重荷より彼等を救ふべき事は論を待たない。

此考へは、戦傷者復業法案の原案が議會に於て起草制定さるゝ頃既に表れてゐた。職業訓練を同時に産業不具者にも及ぼさうとの修正案の提出が數多あつたが、かくの如く一時に法案を過重ならしめてはならぬとの原案賛成者の陳情があつたので撤回されることになつたのである。原案賛成者は戦傷者回復事業中に産業不具者をも包含することになると事業の規模を過大ならしめ、急速を尊ぶ非常時に支障等があつてはならぬと考へたのであつた。其處で、原案はそのまゝ議會を通過し、聯邦職業教育局は、戦傷者回復の仲介者として職務を開始することとなり、一九一八年十二月三十一日迄に教育局によりて處理された者が三千六百名に上り、當時、申込者の數は急速に増加しつゝあつたのである。

戦傷者の職業回復事業が着々進行し、軍人外の負傷者を幾分包含しても事業遂行上支障を來さぬ頃になつて、産業不具者再教育の支持者後援者が一團となつて一の法案を作製した。此法案は下院議員ウィリアム・ビー・バンクヘッド氏によりて下院へ、又上院へはジョルヂア出身上院議員ホーク・スミス氏によりて一九一八年九月四日同時に議會へ提出された該法案の全文は左の如し。

第一條—職業的又は他の事故による不具者の職業回復と就職上の施設を講ずる爲め、本法の定むる所により、各州に對し、其施設費として一九一九年六月末日迄五十萬弗、一九二〇年六月末日迄七十五萬弗、一九二二年以後は毎年百萬弗を支出す。該施設費は、屬領地及びコロンビア地方を除き最近の國勢調査による全國人口數に基き、各州へ割當てるものとす。但し各州へ割當つべき基金は、最低額毎年五千弗以上とす。猶、各州への最低額割當金として一九一九年六月末日迄六萬六千弗、一九二〇年六月末日迄四萬六千弗、一九二二年以後は毎年三萬四千弗を支出す。

第二條—第一條に定められたる割當金の用途を確保する爲め、各州は立法的手段によりて、(一)本法の各條項を承認し、(二)各州に設置すべき職業教育局をして一九一七年二月二十三日裁可せられたる職業教育法の管理に協力を與へしめ、本法の管理に就きては、聯邦職業教育局と協力を與へしめ、(三)州労働者賠償法を管理するため賠償局其他の施設を有する州に於ては、協力に關する規則を制定し、本法を管理すべき州職業教育局は、州知事の裁可後效力を有すべき規則を制定し、(四)本法各條項を履行するために州教育局に依りて施設せらるゝ職業再教育各課の管理及び維持に關する規定を定め、(五)割當金の保管者として州出納官を任命し、金錢の授受に當

二一五

らしむべし。

二一六

第一條の制當金の使途に關しては左の條件を要す。(一)各州に宛合はれたる金額は、州教育局の管理監督の下に州内に於てこれを使用し、同一の目的には、同額を支出すべし。但し、制當金は、聯邦局によりて決定さるゝ本法の利益享受者の特別訓練を除き、不具者收容所等の使途に供する事を得ず。(二)州教育局は、毎年左のプランを聯邦局へ提出してその承認を求む、(イ)職業再教育の方針及び就職紹介の方法、(ロ)管理監督の方法、(ハ)教育課程、(ニ)教授法、(ホ)教師、管理者、監督者、其他の職員、使用人の資格、(ヘ)管理者監督者、訓練に對する方針、(三)州教育局は、毎年九月一日迄に事業成績及び制當金の受領支出に關する報告書を聯邦局へ提出すること、(四)本法によりて宛合はるゝ制當金は、直接にも間接にも建物又は設備の購入、保管、建設又は修繕或は土地の購入賃借に供するを得ず、(五)州教育局の管理監督の下に與へらるゝ職業再教育は、聯邦局の規定する所により、全國内凡ての使用人に賦與せらるゝこと。

第三條—聯邦職業教育局は、本法の各條項を履行する爲めに州教育局と協力し、本法各條項の實施及び不具者の再教育及び就職に關して必要なる諸規則を制定すべき権能を有す。該聯邦局は左の義務を履行すべきものとす。

(一)州教育局に依りて提出さるゝ立案を調査し、該立案が適切、且つ本法の條項及び目的に合致せる場合これも承認すること、(二)各州の受領せる制當金の使途が本法の各條項に合致せるかを毎年認むること、(三)毎年一月一日迄に各州が本法の各條項を履行せることを、各州の要求額と共に大蔵卿へ通告すること、(四)毎年各州へ支給する制當金の一部が本法各條項の目的に使用されざる場合には、其部分に相當する額を來年度の制當金より差引くこと。(五)各州への制當金が本法の目的要件に使用されざることが決定する時は、制當金を撤回すること、

(六)制當金を使用せざる時、各州出納官に對し、使用せざる部分の金額の返還を要求すること。但し、制當金を撤回せられたる州は、議會に對し、抗議を申込むことを得、議會が之れを承認せざる時は、該金額は國庫へ歸入す。

第四條—大蔵卿が本法に定められたる件に關して聯邦教育局より確認を受くる時は、毎年四回、本條に定められたる金額を各州出納官へ支出すべし。各州出納官によりて受領せられたる制當金は、州教育局の請求によりて各州事業費の償還金として支出すべし。聯邦教育局は、毎年九月一日迄に本法の管理に關する報告を議會へ提出すべきものとす。該報告には、各州に於ける事業及び制當金の使途に關する報告を含むべきこと。

第五條—聯邦職業教育局に對し、研究及び調査、不具者の再教育及び就職に關する報告費、コロンビア地方、其他必要と認むる地方の職員傭人の給料を含む本法の管理費、同局職員傭人の旅費、職業教育關係團體の會合出席費、コロンビア及び其他必要と認むる地方に於ける事務所、賃借及び設備費、參考書、法律書、雜誌、文具、タイプライター、郵便、出版費及び雜費として毎年二十萬弗を支出す。

第六條—聯邦職業教育局は、公私より無條件にて提供さるゝ寄附及び贈與金を受くることを得。寄附金贈與金は、凡て、これを國庫に收めて、産業不具者職業再教育特別基金として、同局の指定により、特別な場合の再教育維持及び再教育講習生の必要なる用途に供す。寄附及び寄附金は凡て提供者の姓名及び金額と共に其受領及び支出に關して毎年議會へ報告書を提出すべきものとす。

この議案は、内閣の協賛を得、議會に於ても最も推稱すべきものと認められ、労働團體からも心より歓迎された。一九一八年十二月労働教育調査委員会は議會の讀會中、州賠償局、州職業教育局、全

二一七

國労働聯盟、機關車運轉手相互會、全國製造業者協會、合衆國使用人賠償委員會、労働省労働統計局聯邦職業教育局の各代表者を列席させた。讀會は三日間繼續せられ、終了後、反對者の意見を求められたが何等反對意見がなかつた。

讀會によりて、各種職業の貸銀労働者の災害数は、一年間七十五萬以上の多數に上り、永久的職業不能者が現在五十萬以上にも存してゐることが證明せられた。而かもこれら産業不具者の再教育及び就職紹介に關する施設は、民間に於ける小數の例外を除き殆んど試みられたことがなかつた。調査委員會の議會へ對する報告に曰く、

これらの不具者は、救護がなければ、乞食か依屬者となり或は臨時的、不定的又は貸銀の安い職業へ就職して、どうかして不幸なる生活を繼續してゆかなければならなかつた。不具者及び其家族の損失は兎も角として、結局人力、發達せざる熟練才能依屬者に對する費用等國民の損失は莫大なるものとなる。これら不具者の大軍は、事實全部、負債の替りに資産となし得るものである。政府より各州へ毎年支出する小額の出資は、各個人の收得力の増加、自己及び家族の幸福、經濟的社會的能率の増加、國民の安泰といふ莫大なる配當金を生み出す所の賢明なる投資である。細別区分せられた就職口を有する。高度に特殊化せられたる近代的産業生活に於ては、賢明なる職業再教育によりて凡ゆる不具者に何等かの職業を授け、充分健全者の代用をなさしめることが可能である。人口と共に毎年増加する不具者の大軍を、いつまでも開發利用することなく放擲するのは馬鹿げた損失である。委員會は好意を以つて此法案の調査を報告し、一九一八年十二月十一日愈々議會へ提出せられる運

びとなつた。戰事緊急策もこれでもつて政府の固體的政策へと移讓せられて完成を告ぐることゝなる。永久的價值を有する此政策——産業不具者の救護は無限である。

終

昭和十三年三月二十五日印刷
昭和十三年三月三十日發行

社會局臨時軍事援護部

印刷人 西脇嘉清
東京市京橋區橫町一丁目一番地

印刷所 株式會社一成社
東京市京橋區橫町一丁目一番地



